

平成24年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第3号）

平成24年6月19日（火）午前9時開議

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	古川 貴 敏	2番	くまがいさちこ
3番	西岡 一 成	4番	河村 孝 弘
5番	庄田 昭 人	6番	森 治 久
7番	棚橋 敏 明	8番	堀 武
9番	山田 隆 義	10番	松野 藤四郎
11番	広瀬 捨 男	12番	若井 千 尋
13番	清水 治	14番	広瀬 武 雄
15番	若園 五 朗	16番	広瀬 時 男
17番	小川 勝 範	18番	星川 睦 枝
19番	藤橋 礼 治		

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	奥 田 尚 道
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	森 和 之
総 務 部 長	早 瀬 俊 一	市 民 部 兼 巢南庁舎管理部長	高 田 薫
福 祉 部 長	宇 野 睦 子	都 市 整 備 部 長	福 富 保 文
調 整 監	白 河 忠 良	環 境 水 道 部 長	弘 岡 敏
会 計 管 理 者	宇 野 清 隆	教 育 次 長	高 田 敏 朗

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	田 宮 康 弘	書 記	今 木 浩 靖
--------	---------	-----	---------

開議の宣告

議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

また、傍聴の皆様方には、早朝より多くの方が傍聴にお出かけをいただきまして、まことにありがとうございました。最後までよろしくお願い申し上げます。

日程第1 一般質問

議長（藤橋礼治君） それでは日程第1、一般質問を行います。

会派代表質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

無所属自民党会派新生クラブ、小川勝範君の発言を許します。

小川勝範君。

17番（小川勝範君） 皆さん、おはようございます。

議席番号17番 小川勝範でございます。

ただいま藤橋議長並びに無所属自民党会派新生クラブ、星川会長の了解をいただきまして、新生会会派代表質問を行います。

質問の内容をちょっとお話しさせていただきます。

まずもって瑞穂市内に警察署の設置の関係の要望と、そして市内の交通安全対策の関係等について、そして最後の質問でございますが、23年度新生クラブからの予算要望・施策要望についての3点の質問を行います。

まず初めの質問でございますが、現在の北方警察署の署のあり方について、総務部長にいろいろ答弁していただきたい。ここに資料があるんですが、「北方警察署だより」の書類がございますので、この書類に基づいて、総務部長ちょっと答弁してください。

あとは質問席から質問をいたします。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、今御質問いただきましたので、私のほうから北方警察署の今の位置ですね、それから瑞穂市の犯罪の状況、そして交通事故の状況について簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

岐阜県には、今、警察署が22カ所あります。岐阜県の人口は213万人ほどでございますので、県民の安全を守るということで22カ所の警察署があるわけでございますが、1署あたりは平均9万7,000人ということでございます。北方署の管轄は10万5,000人、少し1署当たりの平均を

上回るという状況でございます。また一方では、5万人以下の警察署というのもありまして、そういう警察署が7署あるようでございます。北方の人口は、岐阜県下では10番目に位置し、警察官の定員については8番目というような位置づけになるかと思っております。

犯罪等につきましては、今、県全体では、昨年ですね、2万5,230件、北方署管内では1,817件でございます。県下では7番目に高い位置にあります。また、1,817件のうち瑞穂市が829、本巣市が643、北方が345ということになっております。これを1,000人当たりになりますと、岐阜南署が17.5件、それにつきまして北方署が17.3件ということですので、1,000人当たり換算しますと県下で2番目になるかと思っております。

その現状についてでございますけれども、確かに瑞穂市は交通の便が非常によく、また商業施設もたくさんあります。全国的には人口が減少する中で、まだ微増しておる若くて活気のあるまちではありますけれども、だからといって犯罪が多いということではいけませんので、だれもが安心して住みよいまちでなくちゃなりませんし、買い物等も安心して買い物ができるまちにしなければならんと思っております。

一方また、交通事故でございますけれども、人身事故は362件でございます。負傷者が477件ということでございます。これも昨年中のデータでございますが、これを1,000人当たりになりますと、1,000人当たりの瑞穂市の死傷者数は、本巣市が9.56人、岐阜市が9.3人、これについて9.13人ということでございます。また、この管内の交通事故の多発場所のワースト7の中には、残念ですが6件が瑞穂市内でございます。その事故原因は、追突事故が106件、右折事故等が15件ということになっております。

これにつきましてちょっと分析をさせていただきますと、瑞穂市には国道21号線が東西に走っております。この21号線、少し斜めに西のほうへ向いて南のほうへ振っていますね。それから一段と高いところを走っておりますし、長良川と揖斐川の間には幾つもの川がありまして非常にアップダウンをしておると。それから、3車線が2車線に減少している、沿道には多くの商業施設があるということで、どうしても先ほど言ったように追突事故とか右折時の事故が多いかと思っております。また、県道についても、2車線、1車線の道路が幾つかありまして、交差点も多くなっておりますし、変則の交差点もあります。また、市内は田園地帯の中に家が次から次に建ってきておりますので、優先順位がわからない交差点が非常に多くなっております。これにつきましては、今現在私どもが指導を受けておるのは、道路に十字のマークを書いて、それぞれの交差点からは減速マークを書くというような対応をしておりますけれども、こうした交差点が非常に多くなっておりますということで、追突事故、そして右折時の事故、それから出会い頭の事故と、残念ですけどそんな事故が多いようでございます。

これらにつきましては、私どももできる限り情報を流したいと思っておりますし、また広報紙等に警察からもいろんな情報が流れておると思っておりますので、ぜひまた地域の皆さんで、そう

した瑞穂市の特性ですね、御近所の中でまた話し合っていて、少し改良が必要なところは、また市のほうへ御要望いただいて、皆さんと一緒に改良を進めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

〔17番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

17番（小川勝範君） 今、早瀬部長から説明をいただいた中で、213万5,300万の人口の中で22カ所署があって、平均しますと先ほど言われた9万7,000と。5万以下の署が7署あって、ちょっとよその署を調べてみますと、飛騨市が2万7,100で1署、そして大垣が20万2,000で1署、海津が4万1,000で1つの署をつくっておるんですね。また後ほどちょっと質問しますが、この本巢エリアでは、10万5,000の中で瑞穂市が5万2,000なんですね。5万2,000の中で事故、そういう関係等が大変多いと。

うちもせんだって事務所に泥棒が入りまして、110番に電話した場合、110番から電話しますと、すぐ北方署からこちらへ来るんですね。後から聞いてみると、大変混乱しておるで、すぐ来られなかったと。110番に電話したらすぐ来ないかんやないかと。そして、いろいろ話を聞いておりますとそういう状況で、私が今質問するのは、北方署へ行ってみますと、北方署の中の職員は、先ほど部長が言いましたように8番目に定数が多いんですよ、職員の定数が。2階、3階、混乱しておるんですよ。通路もないぐらい、そのぐらい職員が多いんですね。そして、事故発生からいいますと、県下22カ所で7番目なんですよ。そして、後ほど白河調整監にお聞きしますが、ワースト7の中で瑞穂市の交差点が6つもあるんですよ。そして、今の県警がある、昔でいくとモータープールですね、あそこの信号は事故が少ないんですよ、近くに署があるで。本当ですよ。この6カ所をずうっと調べてみますと、7カ所で6カ所あるんですよ。

ちょっと調整監、事前に通告していなかったんですが、もし交差点にそういう状況があるんやったら、また後ほどでも結構ですので答弁をしていただきたい。調整監はきょうデビュー戦ですので。

そして、後ほど教育長にもちょっとお尋ねしますが、瑞穂市の中の青少年の事故が大変多いということで、その事故を見ておりますと、交差点の事故が大変多いんですね。きょうも朝から雨が大変多く降っておるんですが、その中で子供たちが通学しておる状況を見ると、もう少し瑞穂市の交差点改良もきちっとして、安心して子供たちを学校へ送るのが我々市民の立場ではないかと私は思っておりますので、そしてなぜ私が瑞穂市内に署をつくれということは、これは市だけではできません。これは県の管轄でございます。消防署は市と岐阜市が連携をとればできるんですが、消防署の関係を言いますとちょっと時間が長くなると思いますが、消防署は岐阜市と連携をとって、大きな事故があってもすぐ対応をされておるといようなことで、ぜひ警察署を瑞穂市につくって、事故体制をぜひ要望していただきたい。

1つの例といいますと、今、岐阜北、岐阜南、岐阜東はないんですよ。岐阜西もないんですよ。県の管轄でございますので、岐阜西警察署をぜひ瑞穂市内でできないかと。岐阜西というのは、例えば生津ふれあいのすぐ東は岐阜市河渡になっているんです。それから、その西署をつくれというのは、揖斐川と長良川の境、そして安八、墨俣、このエリアも入れて岐阜西署をひとつつくったらどうかということなんですが、早瀬部長、市長に聞く前にちょっと部長の見解を述べてください。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 私はてっきり、本巣郡の北方と、本巣市と、私どもと考えておったんですけれども、今言われたように大垣市の墨俣とか、大変広い範囲ということで、非常におもしろい発想だと思っております。これにつきましては、また市長さんのほうからお答えがあるかと思しますので、ということで御答弁させていただきます。

〔17番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

17番（小川勝範君） 市長は後ほどで結構ですので、白河調整監、もう準備できたでしょう。

交差点の今の6カ所、事故が多いということは、この交差点については県道・国道の関係の交差点が大変多いんですが、調整監も県の派遣職員でございますので、調整監、その点をここで答弁してください。

議長（藤橋礼治君） 白河調整監。

調整監（白河忠良君） それでは、お答えさせていただきます。

瑞穂市内の6カ所の非常に事故の多い交差点は、議員おっしゃるとおりに県道・国道の交差点が非常に多いです。先ほども早瀬部長のほうからお話があったかと思いますが、その事故原因のほとんどが追突というのが原因になっています。出会い頭とかそういうものが、信号交差点でありますのでほとんどないというふうになっております。北方署の交通課のほうにお聞きしますと、その追突の原因というのは、あくまでも運転者の漫然な運転が事故の原因だと。交差点の形状、またはその信号の運用についてに関係する事故ではないというふうに聞いておりますので、運転者の安全な運行ができていないというのが原因というふうに考えております。以上です。

〔17番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

17番（小川勝範君） 今、調整監の答弁でございますが、さすが県の職員はうまく言えるなあということなんですが、子供たちの通学道路を見てみますと、市道については、毎日、街頭指導をしていただいておりますね。県道について、国道について、そういうボランティアが大変少ないなあ。その現場を見てみますと、そういうところが事故が多いんやなあという

ような感じがするわけですが、一度調整監、もし県へ帰られたら、県の教育委員会とうまく話をして、県のOBぐらいの者をちょっと立たせて、あとどうやというぐらいの御指導をひとつ調整監にさせていただきたいなあと考えておりますので、そして今の牛牧の信号のところが大変事故が少なくなったというので、1車線ふやされたでしょう。ちょうど澤井元議員が生きておられるときに大変強く要望されて1車線ふやされたわけですが、ああいうものも参考にぜひひとつ県のほうに要望もさせていただきたいなあと考えております。

そして、教育長にお尋ねしますが、最近、子供の事故が大変多いというか、私も議長時分に4回か5回かあってそういう対応をしたんですが、教育委員会として交通安全の関係等について、朝こちらへ来ると、学校の先生も相当努力して、朝の子供たちと顔を見合って学校へ誘導させていただいておる姿を見ておるんですが、今後、教育長どうですか、今までの事故も参考にしがてら、ぜひひとつ指導をしていただきたい。そして、今回、高田教育次長も4月から教育次長になりましたので、高田教育次長は巢南中学校の出身でございますので、たまにはあそこで立って指導をやるというかなあというふうに高田教育次長にちょっとお願いするんですが、また教育次長は後でいい。

まず教育長、その点はどうですか。引き続き子供たちの安全のために、教育委員会として、教育長として、ぜひひとつ御指導をお願いしますと。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 小川議員御指摘の瑞穂市内で交通事故の多発といいますか、北方署管内でのワースト7のうちの6カ所が瑞穂市内にあるということと、それと通学路ということについて少し触れさせていただきます。

各学校の通学路というのは、PTA生活委員、それから子ども会の役員等と協議をいたしまして、安全面を最優先にということで、歩道・路側帯の有無、信号機の有無、自動車の交通量等を踏まえて、その上で距離を考慮しまして決定してあるところでございます。また、防犯の意味からも住宅とか商店等、人目の多い道路であることも一つの要因として通学路を決定しております。

平成24年2月の「北方警察署だより」に示された瑞穂市内の交通事故多発場所につきましては、21号沿い、それから縦貫道沿いに6カ所ということでございます。このうち穂積北中学校の東側の交差点ですね、この1カ所だけが通学路として今使用してあるということでございます。あとの5カ所につきましては、それを避けるような形で通学路を選定していると。どうしても穂積北中学校の東、生津のほうに抜けていく道というのは、迂回する場所が大変距離がかかってしまうということで、現在使用しているというところでございます。

昨年度、巢南中において痛ましい大変申しわけない交通事故を起こしてしまいました。巢南中学校では、早速通学路の見直しも行いました。また、教育委員会でも、都市整備部と連携を

して、事故現場の道路について車がスピードを出しにくいように1車線化をする、それからカラー舗装の歩道を整備する、それから危険箇所ポールを立てる等の対応を行いました。穂積中学校の子供の事故につきましては、びょうを打ちまして音が鳴るといようなことで対応させていただいたところでございます。

各学校において通学路の安全点検の実施はもとより、その結果を踏まえて安全マップに危険箇所を位置づける等の改善を行っております。また、各学校の校外生活委員会、それからPTAの交通安全にかかわる要望活動というも行っていておまして、その要望を教育委員会並びに都市整備部に提出いただいて、今後のいろいろな道路改良に努めておるところでございます。

実際に交通事故というのは、子供がどれだけ注意しておっても相手があって事故が起きてしまうということで、今年度ももう既に6件の交通事故が、主に下校後、それから休業中というように起きております。昨年度は全体で21件ございました。そのうち先ほど議員指摘の交差点における交通事故ということは21件中の11件ということで、大変多い数になっております。今後も子供たちの交通安全、登下校の安全について、地域の安全サポーターの方にも協力をいただきながら学校で進めていきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

〔17番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

17番（小川勝範君） 今、教育長が道路改良の関係を随時やっておるということですが、ここへ来ると穂積中学校の裏の道路をこちらへ通ってくるんですが、あの関係でも大変子供の通学が多いですね。歩道がないんですよ。今、家のところは歩道は無理かもわかりませんが、田んぼとか畑のところは何とか協力していただいて歩道ができないかと。福富部長、どうですか。すぐやりますということをおっしゃいますよ。

議長（藤橋礼治君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） ただいま御質問の穂積中学校の北側の道路ですが、痛ましい事故も発生したわけでございます。それで、一部北側にカラー舗装を施して自動車の運転者の視認性を上げて、安全対策という形でやりました。事故以降、先ほど教育長が言いましたように高視認性ということで、びょうではありませんが、ラインを踏むと音がするというので、音でも運転者に認識を与えるような措置を行いました。

議員おっしゃられるように、歩道をつくったらどうかという話でございます。野田橋の近くには一部つくってございます。ただ、この地域は割合、工場とか店舗も立ち並んでおりますので、このあたりも考慮して一度検討は、野田橋については歩道をつくりたいというふうには考えておりますが、一部つくってあるところもございまして、状況を一度調査して検討はしたいと思っておりますが、なかなか難しい問題が、住宅も建っておりますので、出入り口とかい

ろんな問題もございますので、一度研究はしてみたいと思っておりますので、よろしくお願ひ  
します。以上でございます。

〔17番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

17番（小川勝範君） 行政の答弁は、研究しますとか前向きに考える、やるということは絶対言わんのですね。あんなものできるんですよ。たとえ1カ所でも協力していただくところをつくってやれば、子供はそこで待機できるんですよ。今のカラー舗装も大分色がやけてきましたよ。部長もよく通るで知っておるでしょう。そして、今の旭化成からずうっと行ったところのコンビニのすぐ隣、運送屋があるんですね。あのところの横断歩道でも途中までしかできておらんの。あれもきちっとつくってやれば、あそこの状況を見ておると、トラックの間を子供がずうっと行くんですよ。一遍高田教育次長、またあした見てきなさいよ。あしたはちゃんと子供が通りますので、そういう状況を一遍把握して、高田君、あそこら辺に住んでおるでしょう。要はそういうところをよく見ていただきたい。

そして、この質問は最後になるんですが、最後は市長に聞くんですが、この瑞穂市内に署をぜひつくっていただきたい。今の北方署は廃止せよとか、私はそれは言いません。5万2,000おるんですから、ぜひこの瑞穂市内に、もし土地がなければ瑞穂市でも考えればいいんですよ。市長、どうですか。県のほうへ、もし岐阜西ができるんだったら、安八、墨俣、そして岐阜の議員と連絡し合っって県に要望したっていいんですよ。この前、県に聞いたら、簡単にできませんよと。できんことはないんですよ。やればできるんですよ。要は我々が子供たちのために、地域のいろんなために、先ほど部長が言いました犯罪とかの関係がほとんど瑞穂市が、3分の2なんですよ。そういう状況やったら瑞穂市に消防署を、警察署をつくって、どうしても消防出身ですので「消防」「消防」と言いますが、ぜひ署を、23番目の署をここでつくるように、市長、一遍知事に交渉に行ったらどうですか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私のほうから小川議員の御質問にお答えをさせていただきます。

瑞穂市におきまして交通事故を初めいろんな犯罪も多発しておる。そういう関係におきまして、ぜひともこの瑞穂市に警察を誘致できないかという御質問でございます。

御案内のように本巣郡は平成8年、ちょうど私、郡の町村会長をしておりましたときに人口が9万4,000でございました。そして平成12年に、実は本巣県事務所が、モータープール、今は機動隊があるところへございました。このときまで県事務所があったわけでございますが、県のほうが行政改革というところで県事務所をなくしまして地域振興局をつくられました。これが平成12年でございまして、そのときの人口が大体9万6,000でございました。ちょうど県事務所が統合されて地域振興局になるというところから、郡としましても北方警察署が手狭で

あるということはその時点でもありましたので、できることならという話もした記憶があるところでございます。ところが、県のほうは行革をやりつつあるところでございます、到底まだそんな域ではないと。また、歴史的な北方署をここで移転するわけではないというところでございます。そういう中で、今人口がさらにふえまして、現在では御案内のように、広域連合で把握しております人口は、本巢郡は10万6,000人を超えております。これは県内でどんどんいろんな郡・市が人口が減っておるところで、この本巢郡管内は人口が大きくふえておるところでございます。そういう中での警察署の要望でございます。

事故におきましては、先ほど総務部長から、また調整監等々からもお話をさせていただきました。多いことはそのとおりでございます、特に県内で事故を一番起こしておる、市内だけでなく県内で他の市町でも起こしておるドライバーの数の一番多いのが、ワーストワンが瑞穂市でございます。市内でやっておらんけれども外で起こしておるのも一番多いのは、ワーストワンは瑞穂市でございます。本当にありがたい記録が出ておるところでございます、市としましてはドライバーに交通ルールを守っていただく、また交通マナーを守っていただく、そして事故を起こさない。事故を起こしたら、加害者も被害者もすべて被害者になる、本当に悲惨なことになるわけでありまして。ですから、事故のないようにと、今、県交通安全協会とも相談しながら、総決起大会ぐらいやらないかなというようなことを考えておるところでございます。

そういう中におきましての警察署の話でございますが、この問題は一朝一夕に要望してもできるものでございませぬ。県のほうは御案内のとおり財政が逼迫しておりまして、公債費の比率も18%を超えまして財政再建団体に入っておるところでございます。これは総務省のほうへ届け出て、この18%を切るように今一生懸命努力をされておるところでございます、そういう中で先般県会にも聞きましたら、全く考えていないというところが実態でございますが、議員の御提案であります岐阜西署ぐらいで、安八とかいろんなところを含めてというお話もございました。この問題におきましては、市内への警察署の誘致につきましては、県の計画とか県施設の改修計画があるかと思えます。そういった折を見まして、警察署の誘致もまた1点、そういったことも踏まえてできないか、そういう要望というものはしてみたいというふうに思っております。一朝一夕にいく問題じゃございませぬので、その点御理解をいただきますようよろしくお願いを申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

〔17番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

17番（小川勝範君） この質問は最後にしますが、早瀬部長に一言御返事だけいただきたい。議会が終わったら、この要望書を早速県に出すというふうで、「イエス」だけちょっと早瀬部長、「はい」ということだけ返事をいただいて、早速動きにかかりたいと思っておりますが、どうで

すか。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今回こうした御質問があったということをお知らせしたいと思っております。

〔17番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

17番（小川勝範君） 市民の負託にこたえるように、今の署の関係等についてはぜひ御協力をいただきたいと思います。

次の質問に移ります。

新生クラブ当初予算及び施策の要望の取り組みについてでございますが、ちょうど私が平成20年から議長をやっておりまして、22年の12月に新生クラブから要望書が8項目出ております。その8項目の要望等について、かねて庄田議員、先般も星川現会長が質問したわけでございますが、この内容と書類は全部ここに持ってきております。この中でほぼ半分弱やられておるわけでございますが、無所属自民党会派新生クラブとして24年度、今ここに各議員に要望の書類を出しております。この関係等を正式に出します。正式に藤橋議長あてに出しますので、前回の2年間、22年、23、24年というこで、前は8項目出しました。今回はまとめて5つにしたいと。まだ会長とは相談しておりませんが、5つぐらいに絞って絶対やってほしいというものを要望しますので、ぜひその点もお願いをしたいと。

時間が残りございませんので、各担当が全部答弁するという情報も聞いておるんですが、奥田副市長、23年度の要望と24年度の要望、副市長は答弁の番になっておらんのですよ。急に当てないかん。急に当てるということは、結構いい話をされるのですよ。案外行政というのは、きょうは傍聴の方が見えるんですが、行政の方は答弁をする場合はずうっと紙に書いて、そして部長の決裁の判こがみんな要るのですよ。1字違うとなかなか大変なのですよ。この議場の中で率直なあれでいくと、いい話をしてくれるのですよ。副市長。

議長（藤橋礼治君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） それでは、小川議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどもおっしゃっていただきましたように、既に庄田議員の御質問にもお答えさせていただいておりますが、それと同じような内容になると思います。

8項目にわたる要望については、市としましても行政課題として対応しなければならないテーマでございますが、市としては議会と課題を共有して取り組んでいかなければならないという認識で事業を進めてきておりまして、先ほどお話がございましたように、半分ほどは現実に進んでおるわけでございます。

かいつまんでお話ししますと、1点目の排水機場の早期整備でございますが、平成23年度に

花塚排水機場を整備しまして、24年度については別府排水機場を計画して今進めておるところでございます。

2点目のイベント連携の見直しでございますが、これについては地域コミュニティの活性化を支援する形で開催されているものでございますが、いずれも市民参加、参画を促す意味で有益な事業ということを考えておるところでございますので、これについても議員の皆様方の御意見等、あるいは市民の皆さんの御意見等を踏まえながら、今後とも進めていこうという思いでございます。そのような予算も成されておるところでございます。

3点目の牛牧墓地西側の南北道路の整備については、現在はまだ着手しておりませんが、御承知のように旧穂積町は縦道、いわゆる南北道路が少ないということで、これは将来的にやっていかなきゃならない課題だという認識は持っておるところでございます。

4点目の本田団地内の下水道の早期整備でございますが、御承知のように、今、市全体の公共下水道事業を進めておるところでございますが、その中で将来的なタイムスケジュールを考えながらお示しできるようにはしていきたいというふうに考えておるところでございます。

5点目の穂積地区の生活道路の整備については、国体の会場整備等に合わせて既に相当進んでおります。そういう意味では、24年度についても23年度に引き続いて行っておるところでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

6点目の穂積コミュニティセンター早期着工でございますが、コミュニティセンターのあり方そのものを問い直す機運がございますので、そういった中で取り上げて今後の施策として考えてまいりたいと思っております。

7点目のインフルエンザ菌b型、肺炎球菌、子宮頸がんに対する疾病対策の推進でございますが、これについては平成22年度の国の助成事業として23年の3月から実施してきておりますが、現在も、24年度についても定着した事業として実施をしております。

8点目になりますが、障害者自立支援施設（豊住園・すみれの家）の新体制移行に伴う支援ということでございますが、御承知のように23年度は滞りなく、すみれの家とか豊住園が運営されてきたところでございますが、社会福祉協議会からも、当初補助したお金についても、3カ月分の運営資金については大半が還付されてきておるといような状況で、運営状態が良好に進んでおるといことで、従前はできていなかった通所者の送迎も取り入れられて前進しておるといことでございますので、前向きな施策がなされておるといふうに考えておるところでございます。

以上、概略的に答弁させていただきましたが、よろしく御理解を賜りたいと思えます。

〔17番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

17番（小川勝範君） 平成24年度の要望については、今、会派として取りまとめをしております。

ますので、ぜひおこたえをいただきたい。何分財源も大変厳しい時代になってきておりますので、財源の問題でこれをやれというんじゃなしに、心でやれとかそういう要望もします。先ほど高田教育次長にも述べましたように、そういうところも、職員として、市民として、我々は議員としてやることはやるべき、そういうことも今後大事ではないかと私は思いますので、これで質問を終わるわけですが、なるべく早く終わらないと、きょうは台風の関係がございますので、大変申しわけございませんが、先ほどの市長の関係と、それから予算の関係等について、私も初めて会派代表質問を行わせていただきまして大変緊張しておったわけですが、ぜひこの要望についておこたえをいただきたいと思います。

以上で会派代表質問を終わります。ありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 以上をもちまして、無所属自民党会派新生クラブ、小川勝範君の質問を終わります。

続きまして、公明党、若井千尋君の発言を許します。

若井千尋君。

12番（若井千尋君） 皆様、改めましておはようございます。

議席番号12番、公明党の若井でございます。

藤橋議長より発言の許可をいただきましたので、通告に沿って公明党としての会派代表質問をさせていただきます。

本日は本当にお足元の悪い中、たくさん傍聴に来ていただきまして、皆さんの市政に対する関心の高さに敬意を表します。

ことし2月、私ども公明党は、防災・減災ニューディールの政策を発表しました。この春、公明党は、東海地域の防災・減災力アッププロジェクトを推進し、自助・互助の力を草の根レベルで高めてまいりました。私も5年ほど前に防災士の資格を取得しておりました関係で、あるボランティア団体さんより「身近な防災に関して」との内容で講師を依頼され、先月、市内で30名ほどの方たちと、日ごろの防災に関する知識や備蓄品の確認、家具の転倒防止の備え、避難場所の確認、さらに日ごろの御近所つき合いがいかに大切かなどなど、講師というよりは参加者の皆さんと一緒に、いろいろな角度から有事の際を想定したときのことを考え、確認させていただきました。参加者からは、いろんな角度から想定ができ、日ごろからの備え、知識がいかに大切であるかなど確認ができたとの声をいただき、とても有意義な時間であったと思います。

特に昨年の3・11東日本大震災以降、自分の命は自分が守る自助、そして助け合いの精神、共助の機運は高まってきたと感ずるものでございます。その機運の高まりの中で、災害に強いまちづくりにさらに力を入れてほしいという要望がたくさん求められました。このような要望におこたえするのが政治であり、公助であります。この防災・減災ニューディールについての

詳細は、今議会でまた意見書として提出させていただきますので、議員の皆様にも御検討をお願いするところでございます。

国への意見・要望はしっかりと行っていくとして、当市においての人と自然に優しい災害に強いまちづくりについて、私は昨年来より一貫して防災について質問をしてきました。災害に強いまちづくりの観点から、本日、大きくは本年2月に出された瑞穂市地域防災計画より幾つかの確認の意味を込め質問させていただきます。もう1点は、福祉協力員について質問をいたします。

以下は質問席より行わせていただきます。

通告に沿って、順次伺います。

最初に、瑞穂市地域防災計画第2章第1節、災害危険地域調査等の計画より、災害地域の調査方法・調査範囲の項目に、調査の範囲は、豪雨、台風、地震等に伴う災害による災害危険区域・箇所及び設備・物件を主として毎年行うものとなっておりますが、この調査は毎年行われておりますか。

また、このような調査をもとにハザードマップが作成されていると思います。ことしの春は4年ぶりにハザードマップが改正版とされ全戸配付されました。調査及び対策では、対策等については万全を期するとしてありますが、毎年の調査で新たに危険な箇所が確認された場合、市民にはどのように通達をされておられますか。また、その場合の通達方法をお聞きいたします。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） ただいまの質問でございますけれども、水害関係としましては、私ども総務部と都市整備部、それから水防団が年に1回点検をしております。ことしですと6月10日と17日に実施をいたしました。国管理の河川については、木曾川上流河川事務所管内の長良川第一・第二、それから揖斐川の第一、根尾川の各出張所、県管理の河川については岐阜土木事務所河川課と重要な水防箇所を今年度も巡視しております。

それで今後でございますけれども、万が一の場合がありましたら、すぐまた私どもへ御連絡をしていただければ、私のほうから国・県なりと連絡をさせてもらって、そうしたところはすぐまた改修をするという手続になっております。先日もかなりの降雨があって、ちょうどその後の点検ということでございましたので、堤防等の水が、ほかのところは乾いていおるのに、ここだけ少し水がしみ出ていると、そんな箇所は非常に危険な箇所になる可能性もありますので、そうした細かなことでも結構ですので、ぜひまた私のほうへ一報をいただきたいと思っております。そうしたところをしっかりと見回るとというのが基本でございますので、よろしく願いしたいと思っております。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 危険な箇所があったら総務部へ連絡するということでよろしいでしょうか。

防災・減災の対策には、上限はないと思っております。徹底した危険箇所の調査の大切さを強く感じるものでございます。

次に第3節、道路施設整備計画より伺います。

道路、橋梁は、ライフラインとともに、住民の日常生活及び社会経済活動上欠かすことのできないものであり、また災害復旧の根幹となるべき役割を担っているものである。これら道路施設の被害は、災害時における避難・救護・復旧対策に大きな障害となり、被害の拡大を招いたり災害復旧をおくらせたりする原因となり得る。したがって、これらの道路施設については、速やかな災害復旧はもとより事前の予防措置をとることが必要かつ重要であるとあります。この重要性は記載のとおりであります。

平成19年9月の国土交通省の調査によりますと、地方公共団体における道路橋の定期点検の実態については、都道府県及び政令市ではほぼ実施しているが、市町村では約83%が実施していない状況だとありました。1級河川が16本もかかわり合う我が瑞穂市の道路橋について伺います。

瑞穂市は、国・県・市が管理する橋はそれぞれ幾つあり、安全点検はされておりますか。またさらに、安全でしょうか。

議長（藤橋礼治君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） ただいまの若井議員の御質問でございますが、第3節に道路施設の整備計画ということで記載がしてございます。橋梁の耐震補強につきましては平成21年度までに、15メートル以上の橋梁につきましては落橋防止、それから変位制限など耐震補強工事をおおむね完了しております。先ほど言われましたように、瑞穂市においては多くの橋梁が、16本の大きな河川がありますが、橋梁につきましては施工後50年を超えようとしておりまして、経年経過による急速な劣化に加えまして、限られた財源・管理体制の中で、橋梁の健全性レベルの維持が必要なものと認識をしております。

橋梁は年とともに劣化や損傷が生じますが、それらが進行して落橋とか大きな被害が発生しないよう点検と修繕工事を行う必要があるため、維持管理計画が必要な橋梁、15メートル以上の橋梁ですが、22年度に18橋、それから23年度に16橋の点検（維持作業の判定・長寿計画の判定）を終えたところであり、今年度はこの点検結果をもとに、これらの橋梁について予防的かつ計画的なコスト縮減を図るために、国の補助、交付金制度がございまして、この補助を活用して橋梁の長寿命化修繕計画の策定をして通行の安全性を確保し、効率的な維持管理に努めてまいりますのでよろしくお願ひしたいと思ひますし、先ほどの橋梁の数でございまして、災害

の場合、第1次輸送路・第2次輸送路が決めてございますが、橋梁の数についてはちょっと把握しておりませんが、これらについては優先して整備をしていく計画にしておりますので、よろしく願います。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） この項目にうたってある、いかに点検が大事だということで、点検をしておれば大丈夫だという問題ではないと思います。最初に読ませていただいた項目が最重要視されるわけでございますけれども、1点お聞きしたいと思いますが、市町村が実施されていない理由というのが、約65%が技術力不足、約62%が財政的な問題、また50%が技術者の人材不足というふうに調査で出ておるそうでございますけれども、瑞穂市は土木技術者の人数等は十分足りておられるでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 先ほど申しましたように、この橋梁の点検とか、それから長寿化計画につきましては、岐阜県の建設研究センターを通じまして、県のほうも入っておりますが、大学の教授等の審議会を踏まえて計画を立てておりますので、技術者については、うちのほうもおりますが、そういう専門家の力もかりながら今調査を終えたところですので、今年度から計画を策定するということになっておりますので、よろしく願います。以上です。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 御存じのように、三重県の木曾川大橋というのは、1963年に完成しましたが、44年後の2007年の6月、支柱の一部に破断が見つかり、緊急修復工事が行われました。コンクリートの寿命は一般に50年から60年とされています。点検してあるから大丈夫じゃなく、常に安全・安心のためにチェックの強化が必要と考えるものでございます。よろしく願います。

第4節の建築物災害予防計画より、公共施設災害予防の推進に建築物の定期点検などを実施して、破損箇所等は補修または補強し、災害防止に努める。また、防災拠点施設や避難所となり得る大規模空間を持つ建築物について、天井崩落対策を実施するとあります。これはとても大切な部分だと思っておりますけれども、再度確認の意味も込め御質問します。

我が市の防災拠点施設や避難所となる施設の耐震化状況はどのようになっておりますか。小・中学校の耐震状況もあわせて、有事の際、その施設が避難所の役割を果たせるかどうかお聞きいたします。

議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） ただいまの議員の御質問にお答えいたします。

公共施設の災害予防推進ということで、まず耐震対策につきましては、避難所となります2階建て以上かつ1,000平米以上の建物の小・中学校については平成21年度までに耐震改修がされております。それから、保育所施設につきましても、2階建て以上の500平方メートル以上の建物についても平成16年度までに完了しております。

それから、今心配な天井崩落対策ですけれども、これにつきましても、大規模空間を持つ建物ということで、地震時に天井全体が大きく揺れて天井材に大きな力が作用しても破損すると、そして天井が落下するおそれがあるということですので、現在、この天井落下防止工事を実施しようとしております。その対象施設は、穂積中学校と巢南中学校の体育館と柔剣道場です。地震の際、天井材と壁などの構造体が干渉しないようすき間をつくる工事と、それからつり天井に補強材としてブレースを増設する工事を夏休みから始める予定になっております。以上です。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 今、つり天井崩落、穂積中学校、巢南中学校と柔剣道場、この3点ということでございますけど、ほかの施設というのはこういう心配というか、そういうところはないのでしょうか。一応確認のためにお聞きします。なぜその3会場が、最優先されるのか、またほかのところで危険な箇所はないのかお聞きします。

議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） 巢南中学校と穂積中学校ですけれども、通常体育館などには天井がないんですけれども、この施設にだけどうしてか天井があるというところで、これが県から調査でも指摘されておまして、これをやるということです。ですから、天井が高い部分で天井と直接に柱とくっついている、この部分の構造物については対象になっているということで、早速工事をしていくというところです。以上です。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 今、教育次長からお話がありましており、私、自分自身も申しわけないと思いつつも、全部の避難場所の点検というか調査ができなかったものですから、お聞きしておるわけでございます。最近のテレビニュースで報道してございましたけど、建物自体は大丈夫なんでしょうけれども、避難場所となっている施設の、今お話がありましたつり天井が崩落してしまうような場合は、有事の際、肝心のときにその役割を全く果たせないということであれば大問題であります。現在の耐震補強というのは、建築基準法の定めるところではあると思いますが、今後30年以内に70%以上の確率で発生するだろうと言われておる東海・東南海・南海地震の際に崩落のないよう、またつり天井の崩落防止だけではなく避難所としての役

割を果たすことができることが一番のポイントだと思っておりますので、その確認をさせていただきます。

次の質問に移ります。

第7節、防災思想の普及計画について。ちょっと難しい表現だなと思いながら質問に立つわけですけど、災害の発生防止及び軽減、あるいは災害時の円滑な応急対策の実施を図るため、住民に対する防災知識の普及と防災業務従事職員に対する知識・技術の習得及び訓練を実施するものとするがあります。あわせてここでは災害に対する備えの必要性を啓発しているものがあります。計画書であって文言だけにとらわれてはいけないのかもしれませんが、この項目を一つ一つ見ていきますと、1.市地域防災計画の周知という項目には、内容の徹底を図るとか、周知の徹底を図ると書いてあります。2番目の岐阜県防災点検の日の設定と点検事項の項目には、個人、家庭、地域のそれぞれで防災点検を実施すると書いてあります。3の住民に対する教育という項目では、その普及に努めると書いてあります。4番の学校における防災教育は、防災教育を行うとだけ書いてあります。5番目の職員等に対する教育は、教育を行うとして1から7の項目が記載されておりました。

ここでお聞きします。この「実施する」とか、「普及に努める」とか、「教育を行う」とかということだけで終わっておるわけですけど、この部分に関して、全体的にこの普及計画というのは各部署に伝わっておるのか、また市民レベルには周知徹底されておるかどうかをお聞きします。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 防災思想の普及ということでございますけれども、私どもこの4月に皆さんにお配りしたハザードマップの中には、片方の面にはそれぞれの災害等のいろいろなデータが入っております。その裏のほうにつきましては、災害があった場合にはどうしたらいいかという対応策がすべて載っております。こうした情報を一度よくまた読んでいただければ、ほぼ災害についての対応策は満遍なく載っておると思います。

それから、防災点検とかいろんな中身の内容でございますが、これらにつきましては、実を言いますとホームページにかなり掲載がしてございますので、ホームページをごらんいただければわかるわけでございますけれども、こうした中の統一事項としては災害時に備える準備ですね、そうした手段でございますし、日ごろからの準備、それから家具の転倒防止とかいろんなことでございますけれども、そうした内容もいろんなところで大体統一がされてこようかと思っておりますので、ぜひともハザードマップの裏面をもう一度見ていただきますと、ほぼそうした内容が盛り込まれておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

あと学校教育等につきましては、また学校のほうで考えられておると思いますし、職員等につきましても防災計画を配付し、またハザードマップ等で確認をするということで、今後もき

ちんと進めていきたいと思ひます。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 今、総務部長がおっしゃることはよくわかります。問題は、最後にお聞きしようと思ったんですけれども、市行政は通達してあります、お知らせしてありますという形で一方的に流すだけなんでございましょうけれども、1つお聞きしたいんですけれども、ホームページにも載せてある、またハザードマップの裏面にも書いてあるということの答弁でございすけれども、例えば市に対して個人的に市民の方から、その内容等のことでわからないことがあるとかいろんなことでレスポンス、問い合わせがあったかどうか、その辺の状況だけでもお聞きしたいと思ひますけど、いかがでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 実を言ひます、このハザードマップをお配りしてハザードマップについてのいろんな御意見というのはほとんどなかったというのが現実でございすけれども、このハザードマップをつくる際には私どもも、特に避難所等につきましては自治会の会長さんの御意見、それから議会の皆さんの御意見ということで、できる限り重要ポイントにつきましては皆さんから御意見をいただくようにしてあります。

また、私ども社会福祉協議会とみずほ防災塾などをやっております、昨年、42名の方が参加しておられます。ことしも、先日ですけれども、その中の一部の方が集まって、今後、瑞穂市の防災をどうしたらいいかということで、先ほど先生が公明党さんの勉強会をやってみえるよということでございすけど、私どももそうした勉強会をやらせていただいて、自治会長の多くの方も入ってみえますし、建築家の方、電気工事の得意な人とか、いろんな方が入っておりますけれども、そうした防災に非常に関心のある方の会がございまして、今後、瑞穂市の防災をどのように進めていくかということで話し合いを持っておりますので、そうした方の御意見を大切にしたいと思っておりますし、今、次から次へと出前講座のお願いが入っております。実を言ひますと、この4月には改めて自治会長さん方に、自治会のために使ってくださいということでハザードマップを一部ずつお配りしました。昨年つくったマニュアルですね、自主防災組織のマニュアル、それから避難所の運営のマニュアル、それから避難勧告等についてのマニュアルということで、1冊のファイルにして差し上げたところでございすけれども、こうしたマニュアルができただけではいけませんので、私どももどんどん出かけていきたいと思っておりますので、またぜひ御要望がありましたらおっしゃっていただければよろしいかと思ひます。今、数件入っておりますので、この6月、7月でもかなり夜に出かける予定でありますので、よろしくお願ひします。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 今、総務部長の御答弁を聞きながらつくづく、そういうところにいらっしゃる方、またこういうところで話をされる方の関心というのは非常に高いというふうに思っております。要するにそうでない方、一般の方に周知徹底していけるような方法をしっかり私どもは見出していかなければいけないなあということを今思う次第でございます。

次の質問に移ります。

第8節、防災訓練計画についてと第10節の自主防災組織の育成と強化に関しては、一括でお聞きします。

この項目では、市は防災関係機関と連携して、防災知識の普及や災害時における防災対応行動力（共助の行動の実践）の向上を図るため、地域住民、自主防災組織、企業等に対して、防災訓練への積極的参加について啓発に努め、必要に応じ指導・協力するものとするであります。

今まで再三質問してきたことでございます。3月にもお聞きいたしまして、総務部長はことしの24年度にはほとんどの自治会で自主防災組織をつくり上げていただきたいという御答弁がございました。この防災計画ができてからの質問でございますので再度確認ですけれども、現在の自主防災組織はどれぐらいできて、また避難訓練の開催はどれぐらい行っておられるのか、さらに自主防災組織がなかなか立ち上がらない自治会に対しての育成方法をどのように考えておられるか、お聞きします。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） この6月1日現在での自主防災組織でございますが、現在瑞穂市には97の自治会がございまして、正式に私どものほうに規約とか組織をつくられて提出されている自治会は48でございます。約半分の自治会がこれで出されたということになっております。また、去年の消防の防災訓練等も大体49件ぐらいですので、今組織されたところは、組織をして防災訓練をやっておられるという状況じゃないかと思っております。

また、昨年度から防災資器材の補助やなんかもう少し広げられないかというお話がございました。先般、議会の皆様方にも、そうした要綱を少し見直すので御理解をいただきたいということでお話を差し上げたところ、皆さんの御了解がいただけました。よって、6月8日ですが、自治会の理事会を開催させていただきまして、皆様方に周知をし、その結果を早速全自治会長さんにお配りするということでございます。

少し中身をお知らせしますと、防災訓練につきましては引き続き前年度と同じでございます。年度額の限度額が3万円でございますけれども、補助額を1万円プラス参加人数×100円ということでございます。年に何回かやられる自治会もありますので、とりあえず1年度の限度額は3万円としてあります。これにつきましては前年度と一緒にございまして、実際には49件45の自治会がこれを昨年度は利用されました。

そして、防災資器材でございます。今までは消火栓のホース対応が中心でございましたけれども、やはりいろんなものを買いたいよと色々な御希望がありました。テントを買いたいとか、投光器を買いたいとか、自家発電機を買いたいとか、色々な御意見があります。一方でそうしたものはあるよという自治会も幾つかあるかと思えます。ですが、この瑞穂市というところはいろんな方が住んでおられますので、確かにお百姓等をやられているところは農機具倉庫すべてが防災資器材の倉庫というぐらいいろんなものが入っておるとは思いますが、そうでないところもあります。基本的には、物については防災に使われるということで、補助額を2分の1ということで、限度額につきましては10万円プラス4月1日現在の自治会の加入世帯×100円ということですので、小さい大きいにかかわらず、ある程度最低限は自治会のほうできちんと防災資器材を用意してくださいよということで考えてございます。

それから、防災倉庫につきましても、2分の1で限度額は20万円。それから、防災士の資格ですね、これも防災士を取ろうと思えますと大体6万5,000円ぐらい要りますので、2分の1の3万円を限度額にさせていただきました。

何とかことしじゅうに、こうした自主防災組織を全自治会に立ち上げたいと思っておりますし、今の補助金についても、自主防災組織をつくっていただくということで補助をしてまいりたいと思っております。防災となりますと、人を育成すること、それから物をきちんと準備するということが大事であろうと思えます。そして、私どもは自治会長さんをお願いをしておりますが、昨年度も自治会長さんをお願いをしました。半分以上の自治会長さんがおかわりになりますので、ぜひこれについては次の方にも引き継いでくださいよということで、1人や2人ではどこもかもできません。皆さんが協力をされて、よし自分の自治会にはこうした自主防災組織をつくりたいんだ、つくるんだよということで、みんなで協力をしていただきたいと思えます。そうした点でどうも調子が悪いというところはぜひ言っていただければ、私のほうからまた出向いていきたいと思えます。昨年も幾つかの自治会で、おまえ来いよということで行ってまいりました。市民の方の温度差というか防災に対する認識は非常に広いものがございまして、いつ来るかわからんのにそんなものをつくってどうするんやという人から、一生懸命やっておってもなかなか理解してもらえん、助けてくれという方も見えますので、何とか私どもの目標として今年度いっぱいというふうを考えておりますので、ぜひまた呼んでいただければと思っております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 市は一生懸命やっただいておるとは思いますが、それでも半分以上が立ち上がらないのであれば、次の手ではないですけど、今、部長のお話を伺いながら、やっていくところはどんどんやっていかれる、またやっていかれないところはなかなかできない

のであれば、ふと思ったんですけれども、交流自治会じゃないですけれども、自治会同士が、やっておられればそれでまた意見交換なんかもできるでしょうし、いいところのことはしっかりまねしてでも進んでいけるような、行政から自治会の縦のラインも大事なんでしょうけれども、自治会同士の横の連絡というの、しっかり行政がそういう環境づくりをされていかれることが大切かなあというふうに思います。

3の項目のその他の防災訓練の実施、これは4点ほどございます。通信・連絡の訓練とか、動員訓練、図上訓練、またその他の訓練、ボランティアの受け入れ活用訓練とか地域ごとに災害時要援護者の参加する訓練とかというふうに書いてあります。非常に大切な項目だというふうに思っております。また後でも関連したことになるかもしれませんが、この部分の項目はどのように実施されていかれる計画か、お聞きします。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） まず1点目で、一生懸命やってみえる自治会はいいんですけれども、そうでない自治会はどうするかということですが、自主防災マニュアルの中に、基本的には自治会長さんが隊長さんということで、責任者ということでお願いしておりますし、ぜひ防災リーダーということは、防災に少し力のある方を防災リーダーということをつくっていただきたいということでお願いをしております。こうした防災リーダーを各自治会から出していただいて、そういう人たちの研修会を考えておりますので、すぐできるかどうかはまだあれですけれども、できる限り各自治会でそうした人を推薦していただいて、それが自治会長さんでもいいわけでございますけれども、できる限り自治会長さん1人でなくて、そうした防災に少し明るい方ですね、そうした方についてしっかりと研修をさせていただいて、地域の中で1人でも2人でも多くということで、最終的には自主防災組織を立ち上げたいと考えております。

それから、防災訓練でございますけれども、自主防災組織のマニュアルの中に今言われたような訓練の項目が入っております。実を言いますと防災訓練のマニュアルというものを今つくっておりますので、もうすぐデビューをしたいと思いますので、ある自治会でもですし、この間ちょっと勉強会でも差し上げたところでございますが、もう少し煮詰めまして、それぞれの班がございまして、じゃあ班で何をやるんやと、実際にどうやって訓練をするんだというマニュアルを今つくっております。そうしたものをまた皆さんに御披露差し上げていきたいと思いますが、ただただ漫然と訓練をするのではなくて、目的を持って訓練をしないといかんと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

そして、今私どもは、自治会を中心に考えてはおりますけれども、多分まだ時間もありますので、一番最後に議員のほうから校区という話が出てこようと思っておりますけれども、基本的には避難所となりますと小学校・中学校、それからコミュニティセンター等と、それぞれの小学校区の中の一部にそうした施設が出てこようかと思っておりますので、各自治会だけでなく校区での防

災訓練というのが必要になってこようかと思しますので、そうしたものの紹介につきましてはまた後ほど少し皆さんにお知らせをし、随分防災訓練のやり方も変わってきておると思しますので、そうしたところを少しずつ、ことしについては本田小学校でございますので、地域の皆さんが戸惑わないようにみずからできる防災訓練に少しずつ変えていかないと、今現在は消防署とか消防団、市役所が中心の防災訓練でございますので、そうしたものを少し変えていかないと、いざ災害が起こったときには多分対応ができないという状況になっておりますので、そのあたりをまた後ほど御説明させていただきたいと思します。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 何か質問しておっても聞いておると同じようなことにリンクしていってしまうものですから、しっかり項目をまとめて聞いていかないかなあと思しますけれども、今、言いたいことは多分1つだと思っておりますので、その具体的な項目になったときに、しっかり明確になっているかどうかということの確認をさせていただいておるところでございます。ですから、今の避難訓練なんかも、自治会だけに限らず校区別ということも以前も総務部長とやりとりしてきましたし、そういうことが訓練のための訓練であっては全く意味をなさないということもございまして、先ほど言った機運という部分に関しては、私たち日本人は昨年の大きな震災を教訓にして自分の地域をしっかり見直す機運ができておることと、また自分自身の意識改革ということが本当に大切だということを感じながら、先ほど言った訓練のための訓練では意味をなさないというふうに思しますので、まずはしっかり自分のことは自分で守るという市民全体のレベルアップをしていかなければならないと思します。

そのことも踏まえて、今度は第11節の災害時要援護者対策の計画について伺います。

この項目は4年前から私は幾度となく質問をさせていただいた点でございますけれども、2の施設・設備等の整備という項目に、市は要援護者自身の災害対策能力に配慮した緊急通報システム、要援護者の住所等を把握した災害マップシステム及び要援護者への情報提供設備の導入及び普及に努めるものとなっておりますが、これは一体どのようなシステムでしょうか。また、既に導入されて普及されておるものなのかどうか、お聞きします。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今現在ですが、災害時の要援護者に関する名簿というものは、一応私どもと福祉部、それから社会福祉協議会と連携をとりながら、名簿そのものは年に1回見直しをしております。そうした名簿が自治会長さん、民生委員さん、社会福祉協議会等にお配りはしてあるわけでございますが、そうした情報がうまく使われているかということ、まだまだそうしたことはうまくいっておりません。それから、そうした人たちの把握ですね、住所、電話番号等も把握できているかということでございますが、一応名簿等の中にはそうしたものが入

っております。一部まだ情報として入っていない部分がありますけれども、そうしたものを内部で今調整をするという段階であります。

ただ、1つだけお願いしたいと思うのは、最終的には災害時要援護者の皆さんをどのように救うかという個別計画をつくらないかということになっております。その個別計画等につきましては、あすまた森議員さんがそれだけで質問をされておりますので、そちらで十分に御説明をさせてもらいたいと思っておりますけれども、簡単に言いますと、いろんな研修会に行っ  
てまいりますけれども、名簿をつくることに皆さん余りにも神経をとがらせ過ぎまして、それから個人情報ということを余りにも言われる部分があるんですけれども、どの自治会もそうですけれども、個人情報、個人情報ということではなくして、だれもが気軽に助けてよと、自分の自治会の中で、あそこのおばあちゃんは今こういう状況や、このおばあちゃんはこういう状況やということが遠慮なしに言える自治会でないと救うことはできません。ですので、最終的には自治会のほうでそうした名簿づくりを、皆さんの御了解が得られれば、個人個人の御了解が得られれば別にそれは個人情報の同意を受けたということになりますので、それをもって皆さん、あそこのおじいちゃんはどうしようね、あそこのおばあちゃんはどうしようねという計画を立てられるというのが基本だと思います。そうした中で、私どもからお渡しした名簿も補助的に使っていただくというのが基本かなあと思っております。ですので、全国的には、名簿をつくりなさいとか、マップをつくりなさいとかいろいろ言われますが、最終的には地域の中で、だれとだれが対象だよ、いざとなったときにはみんなで助けるんだよということをきちんと確認し合えれば、そんなに難しく考えることなくして、顔と顔を合わせて、心と心がつながってというところで、最終的に万が一あったときにはお互いに頑張ろうねということで進めていただければ、ほぼこれについては解決ができるんじゃないかと考えております。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 全くそのとおりだと思います。この数年個人情報が、大切なことは大切として、今、早瀬部長がおっしゃったように、我が地域ぐらいは名前と顔が一致できるように、しっかりしたコミュニケーションがとれる地域にしていかなければならない、そこがすべてではないかなというふうに思います。

今、自治会等でそういう方は自治会長さん、また民生委員さんが掌握しておられるということでしたし、また市もしっかり掌握しておられるということでしたので、お聞きしようとした質問は飛ばします。

次に、災害予防計画の最後の質問に移りますけれども、第12節の情報体制の確立ということでお聞きします。

災害時における迅速かつ的確な情報収集・伝達を確保するため、防災無線のほかバックアッ

ブ機能を保持しての観点から、各種通信施設の整備を図るものとすると思いますが、行政無線については市内の至るところでいまだに聞こえないとか、何とかしてほしいという声はたくさん聞きます。これが現状だと思います。要するに、逆に近いところで本当にやかましいで何とかしてくれという声をお聞きするのも事実でございますけれども、その防災無線で聞き取れない情報を補うために防災ラジオというものがあるのではないかなあと考えておりましたが、この計画の中に防災ラジオのことが全く記載されておらないようなことだと思いましたが、これは何か意味があるのでしょうか。

さらに、この防災ラジオの存在を知っておられる方が本当に少ないというふうに思います。どのようなPRをされ、また普及率はどれぐらいなのでしょう。

またもう1点、この防災ラジオもいまいち聞きづらいとか、聞き取りにくいとか、そういう声があるのも事実でございます。そういうことを含めまして、我が瑞穂市の情報体制というのは万全でしょうか、お聞きします。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 防災無線が聞きにくいという御意見がたくさんあります。これにつきましては、最初に建設した当初は、高い建物が建ったりとか、車の交通量が多いで聞きにくい場所があるよということで私どもが調整をしてきたところでございますけれども、この近年、新しい建物は耐震化の建物になっておりまして、非常に壁面が多くなってきております。それから、実を言いますとガラスですね、窓も二重ガラスになっておりますので、新しいおうちに住んでおられる方はほとんど外の音が聞こえない状況でございますので、状況が少し変わってきたというのも事実でございます。そうしたことを踏まえて、昨年、議員さんからも御質問がありましたけれども、災害時の場合には必ず大切な情報の前にはサイレンを鳴らす予定でありますので、そうしたサイレンが鳴った場合には、必ず少し、申しわけないですが窓をあけていただくと。これは全国で災害があちこちであります、防災無線が設置されていない市町村はほとんどございません。基本的には、こうした建物になってきましたので、専門家の方に聞いても、少し窓をあけて聞くということをやっていただくことが大切かなと思っております。

それから、今回の東日本大震災も、最終的には電気が1週間から10日来ないと。そうなったときに皆さんどうされますかといったときには、こうした伝達をできる手段としましては防災無線とラジオ、この2つしかないようでございます。電気が来なくなりますと、インターネットとかいろいろ皆さん言われますけれども、多分パソコンは立ち上がらないでしょうし、携帯電話はかからないという状況になってまいりますので、災害にもよりますけれども、今回の東日本大震災では最終的に残ったのは防災無線と、それからラジオですね、そんなような情報も来ております。

ただ、そんなことを言っておられませんので、私どもも防災無線、それから防災ラジオにつ

きましても年に1回ほどずつはいつも広報等でお知らせをしております。確かに無線の電波の出力が少し十分でないところがありますので、防災ラジオを買われて、特に木造の家とか、ちょっと遠いところとか入りにくいわという方もありますが、これを買われて使ってみえる方もあります。今の普及率は、大体全世帯の7%ぐらいになっておるかと思います。ただ、これにつきましても、今現在、電波がアナログからデジタルに改正を、いつまでにしなさいということはないわけですが、そうした対応もごさいますので、なかなか思い切ったPR等はまだできていない部分があるかと思いますが、今現在は1台1,500円でお分けしておりますので、ぜひまた必要と思われる方は買っていただくのもいいかと思います。

それから、今年度ですが、防災無線のデジタル化ということで親卓を少し変えますので、平常時であれば聞き逃したことは電話で確認をしていただければ、今流したことの内容を聞いていただく電話の応答サービスというものを今年度設置いたします。そのほかには、基本的には防災無線等で流した緊急通報についてはホームページ、それから携帯電話で流すようにいろんな手段を考えておりますので、よろしく願いをいたします。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 今、この情報伝達というのは、いつも言いますけど、正しい情報がより早くより正確に伝わるということが第1で、その後は手法というか方法だと思います。そういう部分では、時間の関係でお聞きしようと思ったことをちょっと省きますけれども、いずれにしてもサイレンでまず一報を鳴らすということはことしからやっただいてありますし、その上において聞きにくいから市民の人にちょっと窓をあけてくれとか、そういったこともあろうかと思いますが、これは災害にもよりますけど、部長がおっしゃったように、私もちょっと素人だからわからないんですけど、これだけの状況ですから、有線電話ですね、電話でまず音で知らせるというようなことができないのかなあと。これだけ光回線とかがある中で、それが今、電気の関係でとおっしゃいましたからよくわからないんですけど、メールなんかの文字よりも、大きな地震であれば、1秒が命を分けるような状況の場合は、まずは音、音声で知らせることが一番効果的ではないかなと思います。

次の質問に移ります。

もう1点だけ、防災会議なんですけど、ざっくり防災会議のメンバーというのは、どういう方で構成されておって、何名体制で行われておるのか、またさらに男女の比率をお聞きしたいと思えます。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 防災会議は、今現在では20名以内ということになっております。そして、内容はといいますと、各種機関の代表者が中心になっておりますが、基本的にはいろん

な団体の方の連絡会議という位置づけだろうと思っております。ですので、実を言いますと防災会議にかける前の資料については、皆さんの御意見を聞いてつくることが必要でございますので、最終的には防災会議そのものというのは、いろんなチェック、点検ということで御理解をいただきたいと思えます。

女性の方が少ないのではないかとございませうが、今現在は1人ということになっておりますけれども、いろんなマニュアルとか、いろんな計画とか、そうしたところには女性の意見もということですので、要はそういう計画を策定する前の段階で皆さんの意見をどんどん聞いていくという仕組みに変えて、最終的には防災会議というものはそこで確認をし合うということによろしいかと思えます。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） この会議のメンバーだけが女性が少ないということではなくて、どんどん女性の御意見を聞かれるということでしたので、正直言って今いろんな地域で防災会議に女性の方がたくさん入ってこられる。男女共同参画というところもございませうけれども、有事の際に女性ならではの目線とか視線とか、また女性ならではの感覚に配慮したときに、意見を拾われるときにしっかりそういうお声を見逃すことなく盛り込んでいただければと思えます。

最後の質問ですけれども、最後というか、福祉協力員の募集について伺います。

今、各自治会に、社会福祉協議会より福祉協力員が次の趣旨のもと募集がかかっております。本年4月に、「今年度より瑞穂市において、いつまでもだれもが住みなれた地域の中で安心して暮らせるよう助け合い支え合う優しいまちづくりの推進を図るために、見守り活動をきめ細かに行う役割の一端が担える福祉協力員の設置を推進することといたしました」との文面で今月29日までに推薦を依頼されておりますが、この取り組みについて決して否定するものではございませうけれども、この趣旨の説明であれば民生委員さんのお仕事のように思われますが、民生委員さんの増員は考えておられるでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、御質問にお答えする前に、まず福祉協力員を募集するようになった経過を少しだけお話しさせていただきます。

まず、民生委員・児童委員は定員が今は68名でございませうけれども、その活動の中から、それから自治会からも民生委員をふやしてほしいという御意見がたくさんありました。その中で市としましても、県のほうにそういった要望ができないかということで、今の段階では民生委員法の4条で民生委員の基準を設けております。その中で瑞穂市は、トータル的にいきますと、今、基準に合っている数字でございませうが、でもその活動の中にこういった希望が多いということで、県のほうへ要望を出しましたところ、県全体で二十幾つという数しかできないと。

そうなるとう瑞穂市が、例えば倍増してほしいという意見もございましたけれど、それは難しいということで、じゃあそういう中で瑞穂市は、昨年の災害がございまして、地域の見守りとか協力を強化する必要があるのではないかということが浮上してきまして、市や、自治会や、民生委員だけではなく、地域でどなたかにこういった方たちを援助していただくことが必要ではないかという声が上がりました。

私たちのほうも考えまして、その中で他市町の状況を一回調べてみました。そしたら、名称はさまざまではございましたけれども、福祉協力員設置制度がございまして、なかったのは瑞穂市だけでした。これはいけないということで、早々に設置に向けて自治会とか、もちろん福祉部だけではなくて総務部、それから関係するところ、自治会、民生委員、それから議員の皆様は御説明をしながらですが、どこでまず、市がやるのか、それから社会福祉協議会がやるのかということも検討した中で、福祉協議会の中であじさいプラン21というのがもうつくってあるんです。その中で趣旨の構想が掲げられていたということで、瑞穂市においても社会福祉協議会が担当するということになりましたので、市としてもいろんな中でこういった福祉協力員の設置に向けて応援をしていくということになっております。

その中で先ほども言いましたように、増員については、県の予算等もございまして、私たちも要望をもちろんしていきますけど、これは改選ごとの定数の増員でございまして、次回に例えば数名ふえると思えますけれども、そういった倍になるということではできませんし、それから定員の見直しの中でもまた数を考えていきたいと考えておりますので、よろしく願います。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 今、福祉部長がおっしゃったように、民生委員さんは75世帯から250世帯、とてもじゃないけど1人では無理な件数だと思いますし、人数だと思います。この中で福祉協力員さんの割合はおおむね20から50世帯というふうに書いてあったそうでございます。であるならば、時間も関係ありますので、ある自治会さんへの社協さんの説明が、趣旨はそのままでございます。地域を見守るとか、先ほど総務部長が言われた要介護の支援者の方も全部そうなんですけれども、具体的な話になると、場合によってはゼロでも構わんよとか、できるところから始めていけばいいよということだったと思いますけれども、こういう趣旨であるならば今の自治会の班長さんでもいいのではないかなというふうに思いますし、逆に要介護の方のことを考えますと、自治会長さんとか民生委員さんしか掌握しておられないような状況ではいかんから、自治会においては防災のプロとか専門の方を置いていく、そういう観点が、今ちょっと頭の中が複雑ですけれども、そういった部分も含めて班長さんなんかではいかんかなと思います。

ちょっと時間の関係で、今の御説明を聞いた上で、またしっかり今月に募集をかけて、各自治会からもう出ているところもあると思いますし、また今現場ではどうするんやこうするんやとっている議論されておるかだと思います。

最後に、時間がありませんけれども、今までずっとお聞きしてきたこと、先ほど途中でお話ししましたけれども、市行政としてこうしてほしいああしてほしいという形でずっと流されておるようなイメージが非常にあります。自治会等のことを尊重することはしっかり踏まえた上で、自主防災組織とか、また消防団とか、福祉協力員なんかをつくっていただくことはつくっていただくとして、その環境づくりというのが一番大切かだと思います。市長は日ごろから、人づくり、人を育てるといふ人材育成ということを言われますけれども、最後に市長のほうから、お願いをするばかりのようなイメージがあるような人づくりについて、人材育成についてどういうふうにお考えかお聞きします。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 私どもからお願いをする一方ではないかということですが、本来は、こうしてやられたら地域の皆さんが幸せに暮らせるんだよというふうに考えていただく必要があるのではないかと思います。基本的には自主的に皆さんが自治会活動、それから校区活動をやっていただく必要があるのではないかなと思います。ある意味でいうと、何やその言い方はということと言われるかも知れませんが、実を言いますと小さなまちであるときには役場と自治会ということによってよかったかと思いますが、だんだん大きくなってきますと、地域ですね、私ども今97の自治会がございますので、97の自治会があればこれやと言われても、それはなかなか難しい部分があるかと思いますが、平成の合併以前のところは、すべてが校区でございます。校区で自分たちでみずからいろんな企画・立案をされるという状況になっております。

防災訓練一つとりましても、他の市町村は何をやっておられるかといいますと、自治会で先ほど言われたような自治会における防災訓練をやり、それから災害のときには避難所へ集まります。避難所も小さな校区であれば小学校だけかも知れませんが、今度の本田などは、まだ実際にはようやりませんが、本田の校区であれば北中学校、それから本田小学校、コミュニティセンターというところであると思います。そこへ本田の方が集まられると。まず、自治会の中で災害があったときには1カ所に集まって、皆さんの人数を把握し、それからそれぞれの避難所ですね、小学校なのか、コミュニティセンターなのか、中学校なのかということを確認しがてら皆さんを無事に避難誘導し、またその中でそれぞれの避難所において自分たちでみずから避難所が運営できるようにということで、いろんな資器材の点検とかそういうものは自分たちの企画・立案のもとにやられるというふうには他の市町村は変わってきております。

私どもの指導力が不足している部分はあろうかと思いますが、本来地域の皆さんが本

当に大きな災害のときには自分で動けるように私どもも皆さんにお願いをしておるつもりではございますけれども、それが少しお願いすることはばかりやないかということかとは思いますが、これはお願いするということは、これをやっていかれたほうが自然にスムーズにいくんだよというふうにとらえていただきたいと思います。今の民生委員とか福祉協力員等につきましても、人口がどんどんふえていきますと、いろんな方が見えますので、それを細かくということとは普通の姿だと思います。

時間があれば自治会の姿もお知らせをしたかったわけですが、瑞穂市の場合は高齢化率、65歳以上の方が10%未満の自治会が16あります。とって今にも40%という自治会が12あります。ですので、瑞穂市の中にはいろんな自治会があるということもありますので、地域の皆さんが地域の状況に合わせて自分たちでつくり上げていく自治会組織、校区組織ということに持っていかないと、市役所が一方的にお願いをしておるということではなくして、皆さんでやれるようにということで私どももこれからまたお願いをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（藤橋礼治君） 以上で公明党、若井千尋君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。再開は11時5分をお願いしたいと思います。

なお私、親族の告別式がございますので、そちらのほうにどうしても出席しなければなりませんので、副議長の広瀬時男君に議事のほうを進行していただきますので、御協力をお願いいたします。ありがとうございます。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

副議長（広瀬時男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤橋議長が不在の間、地方自治法第106条第1項の規定により、私、広瀬時男が議長の職務を行います。円滑な議事運営に御協力をいただきたいと思います。

民主党瑞穂会、松野藤四郎君の発言を許します。

10番（松野藤四郎君） 民主党瑞穂会、松野藤四郎でございます。議席番号10番。

ただいま副議長さんから質問を許可されましたので、順次質問をいたします。

事前に通告してあります3点について質問をいたします。

最初に、被災地の災害廃棄物処理に向けた取り組みということでお話をしたいと思います。これにつきましては、昨年の12月に瓦れきの問題についても質問しております。その後の進展等についてお伺いをするということも含めまして、よろしくお願ひします。

昨年3月11日の東日本を中心とした大震災から、もう1年3カ月が経過しております。そこで廃棄物、すなわち瓦れきの処理に関しては一向に処理が進んでいないというのが現状ではな

いかと思います。そこで政府は全国各自治体に協力を呼びかけておりますが、東京は昨年11月からでございますけれども、東京都や、あるいは静岡県の島田市、こういった自治体に限られておるわけでございます。当岐阜県においては、こういった瓦れきの処理に関する説明会が多分開催をされていると思うわけですが、これはいつ行われたのか、そして出席者はだれが行っておられるのか、そしてその当時の内容、こちら辺を検討した結果、どのように対応されているのかということをもまず第1点に質問したいと思います。

これについては、ことしの3月5日に民主党の岐阜県の総支部連合会から県知事あてに説明会の開催をしてほしいという要望が出ておりますので、こちら辺を含めて県は説明会をされたというふうに確認をしておるわけですが、ひとつよろしく申し上げます。

以下につきましては、質問席から質問いたします。

副議長（広瀬時男君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 松野議員の御質問にお答えいたします。

東日本大震災の災害廃棄物の広域処理につきましては、去る平成24年3月16日に、国が受け入れ表明をしていない道府県に向けて広域処理の協議を要請いたしました。これを受けて、3月22日に県により市町村長を集めた緊急会議が開かれました。また、これと同時期に、国は都道府県を通じて、全国の自治体に対して受け入れについての意向調査を行いました。こういった状況を受けまして、岐阜県においては3月27日に環境省主催の説明会があり、市長と環境課長が出席いたしました。

説明会の内容といたしましては、現地での処理の状況はもとより、放射性物質についての基礎的な知識・考察など多岐にわたるものでした。

なお、その節、環境省から、岐阜県には宮城県を優先的に受け入れてもらいたいという旨の要望がありました。

その後は、4月19日の県主導の宮城県への視察の案内、5月30日、31日の同じく県主導の岩手県への視察の案内があっただけで、これ以外の会議等は催されておられません。情報に関しましては、議員と同じように新聞等の報道によるものでございます。以上です。

〔10番議員挙手〕

副議長（広瀬時男君） 松野藤四郎君。

10番（松野藤四郎君） 国の環境省から各県・自治体に説明会がそれぞれ行われておるわけでございますけれども、県から宮城県、あるいは岩手県への視察の案内というのが先ほど御答弁があったわけですが、その後、市長さんは多分そういったところへ視察をされていると思うわけですが、視察されたときの目的と伺いますか、こういったものについてお尋ねをしたいと思います。

副議長（広瀬時男君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 市長が被災地の状況把握ということで、私どものほうには広報等でお知らせしたように焼却炉、それから最終処分場は持ってありません。可燃の焼却に関しては西濃環境で行うということであり、西濃環境整備組合の副管理者として宮城県の石巻市のほうを視察し、実際の状況を見に行かれました。その結果、翌5日に運営委員会で報告のほうをされております。以上です。

〔10番議員挙手〕

副議長（広瀬時男君） 松野藤四郎君。

10番（松野藤四郎君） 市長さんは4月3日、4日、西濃環境整備組合の大野町の町長さんと一緒に多分行かれていると思うわけでございますけれども、要は瓦れきについての処理は、当瑞穂市においては焼却炉、あるいは最終処分場がないということで、多分、瓦れき、廃棄物の受け入れを断っていると思うわけであります。これを解消するには、現在、西濃環境整備組合で、我々の市も一員ということをお願いをしておるところでございますので、その西濃環境整備組合の処理能力、あるいは瓦れきが受け入れできる最終処分場が、今後いろいろ関係市町村等の廃棄の灰、あるいは埋め立てする不燃物等が大変困っているということですので、西濃環境整備組合が今後どのような方向性で持っていられるのか、こちら辺についてお答えを願いたいと思います。

副議長（広瀬時男君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） まず、1点目の西濃環境保全センターの処理能力は、現有の焼却炉3基で1日当たり270トンの可燃ごみを処理することができております。23年度の処理量は5万3,459トンであり、稼働率は78%であります。能力的には余力はあることにはなりますが、それに伴いまして焼却灰のほうを処理しなければなりません。そのものが約3%出ますので、23年度におきましては可燃ごみの焼却のほうで1,659トンが灰であり、それは県外のほうで最終処分しております。

その後の検討は、西濃環境といたしましては最終処分場も持っていないということと、地元への説明責任がございますので、その同意のこと、それから国のほうの基準に関しましての人体への影響とかそういうのが示されていない状況等から、4月のときの発表と同じような形が現状でございます。

〔10番議員挙手〕

副議長（広瀬時男君） 松野藤四郎君。

10番（松野藤四郎君） 西濃環境整備組合の保全センターの処理能力というのは、1日270トンで稼働率が78%ということでございます。焼却したときに発生する灰を群馬県のほうへ多分搬入されていると思うわけですね。相手方においても、ある期間までは受け入れできるというようなふうになると思うわけですね。そういうふうになる前に、西濃環境整備組合としては

焼却灰の処理、あるいは不燃物等の埋め立て、こういった問題が出てくると思うんです。それを組合で、今後そこら辺を維持管理というのか、そういった運営をされていくのか、ひとつ御確認をするわけですが。

副議長（広瀬時男君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 西濃環境整備組合での、3市7町で構成してあるわけなんです、その3市7町から出る可燃ごみについての最終処分場は、今、計画で用地のほうは2万1,000平米購入しております。その容量は1万8,800立米で、平成27年から15年、42年までの間の最終処分場としての用地は確保されておりますが、これに関しましては瓦れきのための最終処分場ではございませんので、その分は検討しておりません。

〔10番議員挙手〕

副議長（広瀬時男君） 松野藤四郎君。

10番（松野藤四郎君） 将来を見込んで2万1,000平米の土地を購入して、そこで処分をするということであります。

12月に質問したときに、可燃物については西濃環境で処理をしますよと。東北の話じゃなくて、当瑞穂市でそういった災害があったときに23万トンという非常に大きな廃棄物が出るという答弁でした。要は、おうちが3,600棟全・半壊をするということで、廃棄物が23万トン。それから、仮置き場が8万8,000平米でしたかね、非常に広大なところ。可燃物については西濃環境で処理をしますけれども、瓦れきについては当瑞穂市としては埋め立てをして処分するという環境部長の答弁だったと思うんですけれども、それは瑞穂市内で処理するのか、今の西濃環境のほうでやられるのか確認をします。

副議長（広瀬時男君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 今、議員が言われたとおり、昨年度に災害廃棄物の処理基本計画を作成しておりまして、廃棄物に関しましては平常時と同じように、コンクリート殻とか陶器殻等の不燃物に関しましては、県外のほうで処分のほうはお願いしております。平常時と同じように市外で行うこととなりますので、こういう大きい災害があったときには、県を含めた他自治体の協力を求めなければならないのが現状でございますので、そのような形でお願いをしていくということになります。以上です。

〔10番議員挙手〕

副議長（広瀬時男君） 松野藤四郎君。

10番（松野藤四郎君） 次の議題に行きますけれども、被災地に対して、震災があった直後においては保健師、あるいは建築関係の職員が当市から石巻市を初め関係被災地へ派遣をされて被災地の復旧に当たってきたわけですが、今日現在、当瑞穂市としては職員が現地へ行っておるわけじゃないし、例えば岐阜県ですと県の職員が多分行っていると思うわけですね、

復旧作業などで。そういったことで、当瑞穂市としてはその場限りじゃなくて、地域の皆さんの復旧を早くするために、一つでも瑞穂としての役割が何かあるんじゃないかと思うわけですね。市の職員の派遣も含めて市は今後どのような役割をされていく考えなのか、ひとつお尋ねをしたいと思います。

副議長（広瀬時男君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私のほうからお答えさせていただきます。

先ほど来、瓦れきの問題を初めとして御質問をいただいております。瓦れきのことから少しお話しさせていただきたいと思います。

御案内のように、昨年の3・11の未曾有の大震災におきまして、岩手、宮城、そして福島、青森、茨城を含めまして5県の瓦れきの総トン数が2,670万トン、本当に想像を絶する数字が出たところでございます。そんな中におきまして、特に約550万トンを他県で何とか処理ができないかというところから、瑞穂市としましても何らかの形で協力ができないかというところで実は考えたわけでございます。

瑞穂市としましては、何らその施設を持っておりません。先ほど環境部長のほうからお答えをさせていただきましたとおり、我々は西濃環境整備組合、3市7町で運営をいたしております。この副管理者もしておるというところから、私ども4月3日、4日にわたりまして、実は西濃環境整備組合の管理者の大野町長と現地の視察に行つてまいりました。加えまして私どもの西濃環境整備組合は、最終的な灰の処分を群馬県の草津町のほうにお願いをしております。その関係も加えまして、どのように処理をさせていただいておるか、その現場も見せていただく、また瓦れきの灰の受け入れをさせていただけるか、そういったことも加えまして伺いながら、そして宮城県のほうへ行ったわけでございます。御案内のように草津のほうにおきましては、最終の灰処分、震災瓦れきは一切受け入れできませんというところでございます。これは御案内のとおり、民間の業者と草津町がきちとした処理場を整理されておりました、これは10年間にわたりまして18都県のいろいろな市町の焼却灰の受け入れを契約されております。そういう契約がございますから、ほかのものを入れたらこれまでの契約を全部破棄しなくてははいけない。また、施設をつくったら大変でございます。ですから、瓦れきの灰は一切できませんという状況でございました。

そういったところを見ながら、そして私どもは宮城県の石巻市のほうへ行つてまいりました。新聞、テレビでは見たところでございますが、実際の現地を見て、まさに想像を絶する災害・被害でございます。改めて被災者の皆さんにお見舞いを申し上げたところでございます。そんな中で現地におきましては、震災瓦れきをそれぞれのところにある程度分別もしながらストックがされておりました。その量は莫大な量でございますが、実は石巻におきましては、大体300トンを5基で日量1,500トンの能力をつける。実際、現地の港の埠頭に県の土地がございま

して、そこで処理施設の整備をされておりまして、5月いっぱいには1基が完成し、8月末にはすべてが稼働するというので、先ほど申しました1日に300トン×5基で1,500トンの処理がされるというところでございます。

そういう中で、西濃環境の処理できますあれは、余裕は年間約1万5,000トンぐらいの余裕がございますが、何といたしても最終処分の灰はすることができません。ですから、灰の処分はこちらで受けていただけるかというところでございます。まだ現地のほうは灰の処分先もまだ決めておらないという状況でございます。そういう中で帰ってまいりまして、実は早速運営委員会をお願い申し上げまして、3市7町の首長に寄っていただきまして、西濃環境としましては最終処分の灰の処分がない限りは、かなり困っておみえになる、少しでも助けたいと思いついてもできないという結論でございます。そういった形で、西濃環境としては何といたしても最終処分の処分場がございませんから、焼却の施設の余裕はあってもできないのが実態でございます。

そんな中で、先ほど西濃環境は将来のことを考えておるかというところでございますが、実はすぐ隣に約2万1,000平米の用地も取得をさせていただきました。いよいよ来年、今これから設計の段階に入りまして、来年あたりから整備をしまして、先ほど部長が申し上げましたが、大体15年間の整備をするわけでございますが、ここの施設は45年間耐用できるように、3基に分けまして45年間西濃環境の最終処分ですね、先ほど申し上げました大体年間処理をいたしますうちの3%がどうしても埋め立てをしなくてはいけない灰がございます。これをそこで自己完結できるように今計画をいたしておるところでございます。そんな中で瑞穂市で災害が起きた場合は、瓦れきといいますか焼却等々は西濃環境のほうである程度できて、灰の処分もできるのではないかと、このように思っておるところでございます。

そんな中で、市としてこれまで人的支援といいますか、災害が起きましてから保健師を2名現地に人的派遣を、これは県と連携をとりまして出させていただきました。また、都市整備部の技術者、職員を派遣をさせていただきました。その後でございますが、それはあくまでも県と今連携をとって、要請があったらいつでも出させていただきますという形で、あれば、やはりこんなときでございます。精いっぱいの支援はしたいという気持ちであります。あくまでも県と連携をとりながら、1つのまちと直接ではなく、県と連携をとりながら今後もできる支援はしてまいりたいと思っておるところでございますので、よろしくをお願いを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

〔10番議員挙手〕

副議長（広瀬時男君） 松野藤四郎君。

10番（松野藤四郎君） 市長さんのほうから丁寧な御回答をいただきまして、本当にありがとうございました。受け入れのできない理由につきましては十分わかりましたし、今後の西濃

環境整備組合の方向性もきちんとお話をされておるところでございます。本当にありがとうございます。

次は2番目の項目に入っていきます。

交通・通学安全の確保ということで、これは具体的に場所等を申しておるわけですが、穂積駅の南から名古屋紡績の信号までの間が、これは県道穂積停車場線と言います。そして、瑞穂市の市役所の南から穂積駅を南下するTの字のところまでが市道別府穂積線と言うわけですが、ここのTの字の交差点の交通標識というのは何もないといっているくらいだと思うわけですね。しんがりで交通安全とか、交差点とか、何とかと出ているところがあるんですね。ここは非常に、朝夕はもちろんですけれども交通量が多い。穂積別府線は1日当たり、24時間で2万五、六千台通るわね。これは県道多度線の話ですけど、ここから役場の南を通って名古屋紡績へ行く車はかなりあるわけです。そして、穂積駅の南北の道路が1日二千七、八百台通るといふことでありまして、大型といひますか朝日大を含めたコミュニティバスもあるわけですが、そういった大型車両も通行する状況の中で大変危険だと思うわけですね。そういった交通量の大変危険なところ、ましてや通学路でもあるという中で、何も交通標識がないというような状況、これについてまず現状把握は市のほうとしてどのようにとらえているか、ひとつお答え願いたいと思います。

副議長（広瀬時男君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） それでは、今おっしゃっておられるところは、市役所の南側の道路を東へ向かう通りと、それから穂積駅の正面から南進する通りのTの交差点でございます。確かに朝夕は東西の交通量が非常に多くなっておりまして、南北につきましては穂積駅へ向かう通勤・通学者の方の道路として、また一方では私どものコミュニティバス、それから朝日大学のスクールバス等の交通量もあり非常に危険な場所になっておるかと思っております。この交差点でございますけれども、確かに信号機は設置をされておりません。駅のほうから南進する車両というものは、一たん停止をするような格好で左右を確認して出かけるという格好になっておるかと思っております。交通標識ということでなくして「危険」という表示の電光掲示板がありますのと、突き当たりのTの字には反射材がいっぱい設置してあるということですし、Tの字ですのでどうしても左右を確認して出ざるを得ないという格好になっておるという状況かと思っております。

また、中央分離帯等もございますし、桜の木とかアベリア等の管理も必要かとは思っておりますが、ここの状況につきましては、23年中は実を言いますと人身事故は幸いにゼロということにはなっておりますけれども、確かにバスの運転手さんからいいますと、非常に出るときに見にくいと、それから非常に神経を使う交差点であるということもお聞きしておりますので、今言われるような交差点等における安全対策というものも、いま一度要望していきたいと考え

ておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔10番議員挙手〕

副議長（広瀬時男君） 松野藤四郎君。

10番（松野藤四郎君） 今後安全対策を考えていきたいという総務部長の話ですけれども、あそこは非常に見通しが悪い。ましてやすく東に信号があるんですが、これは穂積駅南の信号だと思ふわけですね。そこら辺も連動しながら、例えば中央分離帯にあります桜の木を数本取ってしまって、そこの空間をよくする、あるいは路側帯にありますアメリカと言うんですか、あれも取ってもらうような格好で、要は二、三年前に市役所の南側はきれいにやりましたね。ああいうような方式といひますか、ああいうような景観をつくっていただければ非常に見通しもよいということと、それぞれ何千台車が通るといふところがございますので、交通標識、絶対信号が要るといふんですよね。そこら辺をよく考えていただきたいといふふうにも思ふわけですけれども、総務部長、再度よろしくお願ひします。

副議長（広瀬時男君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 先ほどのT字路の交差点と、それからすぐまた東側のT字路の交差点と非常に近いということもあって、なかなか難しい点があろうかと思ひます。後ほど今の中央分離帯のいろんな管理については都市整備部長のほうからまた御返答させていただけると思ひますけれども、T字路の東側の交差点においても道路の幅員が非常に狭いと。あのあたりが少し改良できればといふ話も以前はあったと思ひますが、なかなかそれも難しいと。信号についてもすべてが連動しておるといふこととでございますので、T字路と先ほどの十字路につきましては近いということもありますが、何らかの方策はとれないかといふことで、また議会が終わりましたら一回要望のほうをしていきたいと思ひます。

また、道路の改良につきましては、都市整備部長のほうから答弁させていただきたいと思ひます。

〔10番議員挙手〕

副議長（広瀬時男君） 松野藤四郎君。

10番（松野藤四郎君） 都市整備部長にちょっとお尋ねをするわけですけれども、市役所のところの十字路の交差部の改良の考へがあるのか。

それからもう1つは、国道21号に出る上穂積の信号でございます。そこは、北から来る車両が岐阜市方面へ行く場合は左折信号が出ますので交通はスムーズに行くといふことでありますけれども、要は南、お稲荷さんのところのある信号で右折、あるいは直進も含めた話ですけれども渋滞をすると。南のほうの車がたくさん渋滞すると。なかなか信号が出られないといふ苦情がずっと前からあるわけです。そこについての交差点部分の改良計画、ましてや来年、大型SCが名古屋紡跡に来るといふことも決定されておりますので、そこら辺を含めて交差点の改

良をどのように考えているのか、お尋ねをします。

副議長（広瀬時男君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） まず、穂積庁舎の東ですが、穂積停車場線のほうですが、これにつきましては道路管理者が岐阜県でございますので、岐阜土木と一度調整を図って、改良する余地があれば検討したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、続きましては上穂積の交差点でございますが、上穂積の交差点につきましては、交差点の南側の交通量が、最近のデータとしましては、平日の朝ピーク、7時から8時までの1時間ですが、右折車線、岐阜方面ですが150台、それから直進車線が15台となっております。直進の約10倍の岐阜方面への右折が成っております。これでもおわかりのように、朝の通勤時間帯には、この交差点へ穂積地区のほうから国道21号へ合流する車が集まってきておまして、さらに信号機には右折の矢印の信号が現在ついておりませんので、渋滞が慢性化しているものと考えております。このため市では、右折車線の確保のために交差点改良を計画して、右折車線と同時に直進の車線の確保もするように交差点の整備の計画をしたいと考えております。

また同時に公安委員会のほうでも、北側からは、大垣方面ですね、右折の矢印が出ておりますので、その間が停車している状態になっておりますので、これを解消するため、公安委員会のほうも交差点の改良が済めば矢印の信号という計画もしております。このため、南側については当然道路用地の拡幅が必要になってきますので、関係者の御理解をいただきながら整備を計画していきたいと考えてございます。

先ほどの御質問にもありましたように、大型店舗の進出も計画されておりますので、このあたりの解消になってくるのではないかと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

副議長（広瀬時男君） 松野藤四郎君。

10番（松野藤四郎君） 都市整備部長からお答えをいただきました。

国・県、あるいは公安委員会と申しますか、そういった関係各位と調整と申しますか話をしながら、そして来年の大型SCオープンまでに改善をしていただきたいと思うわけでありませう。

もう1つは通学の関係ですけれども、登下校の児童の安全は再三求められているところであります。京都府、あるいは千葉県、こういったところでも死亡事故等が発生しておりますけれども、通学路の選定基準、あるいは通学路に対してカラー化がされている部分もあるわけですが、そこら辺は今後どのように計画をされているのか。一番最初に小川議員からも交通安全等についてお話があったわけですが、重複する部分があるかもしれませんが、再度御答弁をお願いいたします。

副議長（広瀬時男君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） 議員御質問の学校の通学路につきましては、先ほども教育長からお話がありましたように、校外生活委員や子ども会役員等のPTAとの協議により決定しております。その決め方については、安全面を最優先に、歩道や路側帯の有無、信号機の有無、それから自動車の交通量等を踏まえ、その上で距離などを考慮しております。また、防犯の意味からも住宅・商店等、人目の多い道路であることも踏まえて総合的に判断して決定しております。教職員も一斉下校などの引率下校時により通学路の安全点検を行っておりまして、危険箇所を確認したときは、前述のPTA関係者との協議の上で変更を行っております。また、小学校区PTAより、毎年、通学路に係る危険箇所についての改善等の要望をいただいております。このように絶えず見直しを図りながら、安全な通学路の確保に努めております。

なお、通学路を地図に記入したものとしましては、年度当初に教育委員会に提出することを義務づけております。以上です。

〔10番議員挙手〕

副議長（広瀬時男君） 松野藤四郎君。

10番（松野藤四郎君） 通学路の選定等については、PTA関係を含めてやられているというお話でございます。

通学路によっては、赤色とか、緑色といますか茶色というんですか、カラー化されているわけですが、これの基準というのはいかなるものでしょうか、通学路に対して。

副議長（広瀬時男君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 通学路のカラー舗装につきましては、主要幹線通学路を中心に歩車道が分離していない困難な道路についてカラー舗装化をしてきました。これによりまして運転手に視覚的認識を促して注意喚起をするという目的で、児童の安全確保を目的として設置してまいりました。平成19年から設置を行っておりまして、23年までやっておりますが、主要幹線通学路のカラー舗装化を積極的に取り組みまして、23年度までのカラー舗装の総延長、実施延長ですが24.07キロということで、24キロほどカラー舗装化をしておりまして、主要幹線通学路についてはほぼ完了しているという認識をしております。

市内の通学路の総延長としましては、細かい集合場所まで入れますと132キロほどございますので、都市整備部のほうとしてはおおむね主要幹線通学路については、カラー化については整備が終わっているということでございます。基本的にはカラー舗装は歩車道分離ではございませんので、あくまでも注意喚起という形で行っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

〔10番議員挙手〕

副議長（広瀬時男君） 松野藤四郎君。

10番（松野藤四郎君） 主要幹線という位置づけでカラー化されているわけですね。主要幹線というのは、例えば県道というのか、車が多いところというのか、どういうふうに解釈したらいいんですかね。

副議長（広瀬時男君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 都市整備部のほうで決めておりますが、子供たちが多く、それから幅員が狭くて交通量の多いところを主要幹線通学路と考えております。危険な箇所という認識もありますし、そのあたりで決めております。以上です。

〔10番議員挙手〕

副議長（広瀬時男君） 松野藤四郎君。

10番（松野藤四郎君） 道路はどこも安全なところはないんですね、歩きたくても。危険なところが多いわけですよ。ですから、主要幹線ではなくて子供たちが通る道路については、順次安全対策をしていくというのが肝要だと思うんですね。要は大人が交通ルールを守らんで事故があるわけですね。ですから逆に言ったら、子供のために車を排除する、そのぐらいの思い切ったことをやらんと、子供たちの通学の安全は確保できないというふうに思います。

最後になりますけれども、財団法人化の話でございます。

施設管理公社というのは平成9年4月に多分設立をされていると思います。これは公用施設、あるいは公共施設の効率的な管理運営を目指し、市行政の推進に協力するとともに、市民の健全な生活と資質の向上を図りながら市勢の進展と市民の福祉増進に寄与することを目的に設立されていると思います。事業としては、公用施設、あるいは公共施設の管理運営等、それから自転車条例にある駐車場の管理、公共施設の管理。いろいろあるわけですね。それらをやっています。他方、みずほ公共サービスについては、平成17年4月にこれも発足をして、行政の効率化や地域での雇用創出につながる行政サービスの一端を担いながら事業を展開しているというふうでございます。

この財団法人の瑞穂市施設管理公社は、公益認定法で言っている主な事業、これは18項目ありますし、及び23の公益目的事業があるわけですね。項目の例えば4番にありますように、高齢者の福祉の増進をやっていますね。10番目ですと犯罪防止とか盗難ということで、自転車を預かっていると、駐車場の関係。こういうふうで施設管理公社が現在事業をしておるわけですね。平成22年の3月時点において、市のほうは公益財団法人化が最良であるというふうに当初は言っていたわけですね。これが今回の議案で出てきましたのが、一般財団法人化ということになってきたわけですね。そこら辺について、これは何らかのことがあって一般財団法人化という方向性が出てきておるわけですね。そこについての経緯、あるいはメリット・デメリット、こういったものがどのようなものがあるかということをもっと最初にお尋ねしたいと思います。

副議長（広瀬時男君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） それでは、御質問にお答えいたします。

財団法人瑞穂市施設管理公社についてですが、さきの3月議会の一般質問におきましてもお答えしておりますように、平成20年度に施行されました公益法人改革関連法の規定により、改正前の民法34条の法人である財団法人瑞穂市施設管理公社は、平成25年11月30日までに、公益財団法人、一般財団法人、または解散の3つの選択になります。瑞穂市施設管理公社は、当初、公益財団法人化を目指しておりましたが、現在の公益性よりさらに実態行為が必要となるということから、公益財団の設立は断念せざるを得ないというように判断をいたしました。さきの施設管理公社の評議員委員会、総務委員会協議会、総務委員会でもそれぞれ御報告させていただきましており、一般財団法人化を選択することになりました。

そこで、かねてからみずほ公共サービス株式会社と瑞穂市施設管理公社の2つの法人を整理・統合したいという旨はお伝えしてきておりますので、この機に2つの法人を統合するための新たな一般財団法人を設立することにより、事務の効率化・合理化による経費削減の利点がございます。また、一般財団法人としての組織のメリットとして、意思の決定機関として評議員会がございます。また、経営する立場からは理事があり、監査役としての立場から監事を選任し経営に当たるといったメリットがございます。さらには、先ほど議員御指摘のとおり、引き続き雇用の場を創出できるというメリットがございます。一般財団法人を設立することとして、本定例会におきましても関連経費373万1,000円の補正をお願いすることになっておりますので、このあたりも含めましてよろしく願いをいたします。

以上で答弁を終わらせていただきます。

〔10番議員挙手〕

副議長（広瀬時男君） 松野藤四郎君。

10番（松野藤四郎君） これは公益制度の関係で、どちらを選ぶかということで、最終的に一般財団法人化を選ばれておるわけです。私は、一般財団となれば、今までは公益ですからある程度守られておったわけですがけれども、一般財団になりますと、一般の民間といいますか、そういった業者といいますか企業も参入できると思うわけですね。例えば廃棄物等に関しますと、ある程度の資格が要るということですので、そういったところについても資格のある業者が入ってくるだとか、こういうところもあるわけですね。

そこら辺と、それから雇用の問題があるわけですね。施設管理公社には現在七、八十名、あるいはみずほ公共サービスにも二、三十名はいると思いますね。そういった方が一般財団のほうへスムーズに移行されていくのか、あるいは処遇についてもしっかりとっているのか。ましてや現在理事長等が2人、それぞれ社長と理事長が見えるわけですがけれども、一般財団になれば1人になるわけですね。そこに辺についても、そういった経営者のトップが民間人が入ってくるのか、言葉は悪いですけど天下りのような格好で入ってくるのが、そこら辺を詰めてい

かなければならないと思うんですけど、今の状況としてはどのようなお考えであるかということをお尋ねします。

副議長（広瀬時男君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 最初の御質問ですが、業務委託に関しましては指名競争入札を取り入れることも可能になってくると思います。今後ともこの設立した一般財団法人が受託するかどうかにつきましては、指名競争入札において、民間企業等が採算が合い、入札参加できるかが課題になってきておると思います、入札におきまして民間が落札することも可能性としてはあると考えております。

今後の予定につきましては、本定例会において予算を承認していただいた後、早速準備に取りかかりまして、役職等の構成につきましても協議を重ね、年度内には法人を設立し、移管できる業務から順次進めていきたいと考えております。平成25年からは完全に一本化のスタートができるように進めていきますので、御理解のほどよろしく願いをいたします。

〔10番議員挙手〕

副議長（広瀬時男君） 松野藤四郎君。

10番（松野藤四郎君） 現在、施設管理公社の理事長は副市長さん、それからみずほ公共サービス株式会社の社長は副市長。みんな行政ですね。そこら辺は、来年の4月に発足します一般財団法人がそのまま副市長が移行していくのか、これは本当に妥当であるか。一般であれば企業能力を持ったトップが入っていかないかなあと私は思うわけですね。今の状況としてどのようなお考えであるか、ひとつお尋ねしたいと思います。

副議長（広瀬時男君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 今の御指摘のように、私が2つの法人の代表を兼務しております。今お答えすることに関しては、あくまでも市の執行部としてお答えをさせていただきたいと思いますが、企画部長が答弁させていただきましたような趣旨でもって一般財団法人化を目指すわけですが、手続的には定款をまず定める必要がございます。今議会でその予算等を計上させていただいておりますので、議決をいただいたら早速定款を定めると。定款についてはモデル定款がございますので、そのモデル定款に沿いながら、名称から、あと役員構成等を考えていくわけですが、その中でなぜ一般財団法人をとったかということをちょっと説明させていただきたいんですが、公共サービスは株式会社、それから今の民法法人であったわけですが、公共サービスにしてもよかったわけですね。そうすると株式会社となる。株式会社になりますと多分に利潤を追求しなきゃならないということで、施設管理公社のほうを残すということにしたわけですね。施設管理公社を残すとなると、一般財団のほうは近道ということで一般財団を選んだわけですが、その一般財団にしますと評議員制度、そして理事制度ということがありますので、評議員の中に議会の方が入っていただけることに

よって客観性が担保できるんじゃないかということで一般財団の選択をさせていただきました。それで公共サービスは吸収合併するということですね。

職員についても、先ほど御指摘がありましたように、施設管理公社では83名、そして公共サービスは44名の職員が3月末時点でおりますが、それらの雇用者に対しても、できる限り仕事についていただくような方向を考えておるわけでございますけれども、一方で御承知のようにシルバー人材センターがございます。シルバー人材センターのほうに業務を大分移管しております、この4月から16名分の仕事を移管しておる関係もありまして、公共サービス等については職員を削減した経緯もございます。そうした中を見ながら、一般財団という選択をした中で理事長がだれになるべきかということ、今、企画財政課のほうで定款等事務を行っておりますので、しかるべき時期が来ましたら議会のほうにもお諮りしまして、定款の形、あるいは役員構成、あと費用についての御協議をしていただきたいと思います。

今考えておるところでは、派遣法を公共サービスはやっておりますので、派遣法の申請もしたいということで事務を進める。設立を10月1日を一応目標にして進めておりますので、早い段階に議会でも御審議をいただけるような提案をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

〔10番議員挙手〕

副議長（広瀬時男君） 松野藤四郎君。

10番（松野藤四郎君） 最良なものということで、一般財団法人化という選択をされたと思っております。雇用はもちろん効率的な運営、そして公正な仕事をしていただくというような関係で、来年の4月に発足をするとということでよろしいですね。

3点について執行部の考え、あるいは取り組みについて質問をさせていただきました。

以上をもちまして、民主党瑞穂会、松野藤四郎の質問を終わります。ありがとうございました。

副議長（広瀬時男君） 民主党瑞穂会、松野藤四郎君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。午後は2時30分から再開します。

休憩 午後0時05分

再開 午後2時30分

副議長（広瀬時男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

改革、くまがいさちこ君の発言を許します。

くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 会派、改革、議席番号2番のくまがいさちこです。

傍聴者の方々、いつもは1時半ぐらいに始まるんですが、1時間ほど遅くなりまして、ずうっとお待ちいただいた方も見えると思います。ありがとうございます。済みません。

私は、きょうの通告のまず1番でございますが、安全な歩道橋の整備についてお尋ねいたします。

瑞穂市は大変川が多く、したがって、橋が多く、橋の前後の道路の勾配がきつかったり、道が狭かったり、かつ橋の前後に信号のある箇所では、殊に朝・夕の混雑は危険な状態になっております。

現在、野田橋と柳一色橋については、かねてより地元から再三にわたって歩道橋の要望が出ております。市の危険性の御認識と安全対策の進捗状況について簡潔にお聞かせいただきたいと思っております。

以後の質問は質問席からさせていただきます。

副議長（広瀬時男君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 議員御指摘の野田橋と柳一色橋ですが、野田橋につきましては、朝の通勤・通学のための歩行者、自転車、自動車がふくそうしてありまして、橋の上の歩車道分離がされておられません。路側も狭く、待避する場所もないということもありまして、地区の安全を守るためのサポーターの皆様の御協力を得て毎朝の安全が保たれていますが、改築は必要だと考えております。

柳一色橋につきましても、同様に通学につきましては、主に大学生ということもありまして、みずからの安全の確保は、大学生ですのでできるものと思っておりますが、野田橋と同様、橋の上は路側の幅員も狭くて、通勤・通学の際ふくそうしているのは、安全性の確保ができていないというのは認識をしております。

そこで、五六川にかかります野田橋、中川にかかります柳一色橋につきましては、平成21年度に橋梁予備設計を実施しまして、橋のかけ方、それとか構造の検討、それに係る概算工事費等の積算をしております。

野田橋につきましては、既設の橋とは分離した独立した歩道橋の設置を考えております。現在の橋の北、上流部、いわゆる北側に設置することが歩行者、自転車の動線等を考えますと一番ベストではないかということで考えております。周辺住宅の影響、それから取りつけ道路のほうもちょうど北側でございますので、そういうことで北側と考えております。概算の工事費としましては約2億2,000万ほど見積もっております。これ以外に用地費、それから補償費等も発生します。

それから柳一色橋についても同様でございますが、既設の橋とは分離した形で独立した歩道橋を計画しております。こちらにつきましては、橋の下流部、つまり南側に設置することが、先ほど言いましたように、歩行者や自転車の動線等を考えますとベストではないかなというふうに考えております。概算工事費としましては、こちらのほうは約9,500万ほどを見積もっております。これも野田橋と同様、取りつけ部分の用地とか補償費等が必要になってくると思っ

ております。

今後の整備につきましては、都市整備部が実施しております他の幹線道路等の事業の進捗状況、そして市の財政状況等を総合的に判断して進めることとしておりますが、五六川にかかる野田橋は、穂積駅、穂積中学校への通勤・通学の歩行者、自転車、車の交通量の多さ、危険度の度合い等を考えますと先に着手すべきと考えておりますので、以前にもお答えしましたが、野田橋のほうを先に事業化をしていきたいと思っておりますので、財政当局とも相談しながら早期に整備ができるように進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

〔 2 番議員挙手 〕

副議長（広瀬時男君） くまがいさちこ君。

2 番（くまがいさちこ君） 早期にというお答えでしたので危険性の御認識は十分おありですが、早期にということですので、具体的な着工、完成についてはまだ示せない段階だと受けとめました。野田橋が先に着手し、その後に柳一色橋の歩道橋というお返事でしたが、柳一色の西側の稲里・野白地区には、ドン・キホーテが間もなく開店いたします。また、反対側の穂積大橋のおりたところにはカーマ等のお店も進出します。ということで、裏道として朝日大学北側の道は、今後、混雑するのではないかと考えられます、一層ですね。

野田橋は、今、御説明がありましたように、主に穂積中学の生徒たちが、特に冬の朝ですね、雪が降ったときとか、前日の雨でぬれたのが凍結したりで自転車の転倒が多くあって危険だと。

柳一色橋の道につきましては、今、大学生が主に使うので自己責任でというようなことがございましたが、地元の中川の東地区ですね、穂積地区の方たちの高齢化に伴いまして、柳一色橋を渡って西側に病院等もできまして、行く方たちのやっぱり安全は確保されなければなりません。

そこで、野田橋の後ということですが、事前の調査では、信号機のある交差点には、原則ミラーは設置できないというお答えをいただいておりますが、地元の方々は、せめてミラーをつけてくれということですが、これは無理なわけですね。となりますと、あの交差点の南西ですね、朝日大学がある角です。大変見通しが悪く、西から来る、主に大学生の自転車は、右側通行で来るわけですね。道路の南側をずうっと、橋からびゅっとおりてきます。あの交差点の南側に住む人たちは、病院のあの歩道に沿って北へ行って、だから、あの角で自転車がびゅっと来るのどこっちから行くののが本当に見えないわけです、ミラーがありませんからね。ということで、まず歩道橋をつくる際の設計として、歩道橋からあの交差点まで、交差点もちろん含めてですが、危険を回避する設計も含んで設計してもらいたい。橋をつくれれば終わりではなくてということと、それからそれがまだ大分先になるので、何らかの安全の今よりは確保ができないものかと。ミラーも設置できない、橋もまだ遅いとなると考えるわけですが、

一層の混雑が予想されますので、ちょっとその辺、いかがでございましょうか。

副議長（広瀬時男君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） まずもって朝日大学の北側ですが、交通マナーを守っていただきたいのがまず第一でございます。それと、いずれにしても、橋の整備につきましては歩道橋をつくれますので、信号までは歩道の整備を将来的にはしたいというふうに考えております。

暫定ですが、ただ、朝日大学の北側の道路、柳一色橋の取り付け道路については幅員も狭いということですので、何らかの方法が、簡易的な安全対策がとれば、一度関係部局とも相談しながら、できることがあれば検討したいと思いますが、なかなかいろんな問題、先ほど言われましたように、カーブミラーの設置については、当然交差点については信号で制御しておりますので、そこにまた不要、不要という言い方はおかしいかもしれません、カーブミラーの設置等についてはなかなか難しい問題もございまして、カラー舗装とか、いろんな方法がございまして、一度現場の確認をしたいと思っております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

副議長（広瀬時男君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 西にマンションやアパートを持っている大学生は、右側通行で来るんですね、西から、ぴゅっと来まして、大学の南から来る人は、あの角で本当にのぞき込まないと、その向こうから来る自転車が見えない状態ですので。自転車は、本当は左側通行なんですかね。でも、あれ左側通行をしたら、余計道が狭くなりますよね、右側と左側でとられますのでね。その辺、ちょっとどういうふうに都市整備としたら整備したらいいか、お考えなのかと思っておりますが、例えば大学に左側通行を守ってくれと申し込むとか、ちょっと何らかの手は打っていただきたいと、最後は要望でこの質問は終わりたいと思っております。よろしく願いいたします。

大きい2番目の1に行きます。大きい2番目としましては、主に市内中学校の教育の現状についてでございます。

その1番目ですが、市は、市立中学校の教育についてどのような教育目標、目指しているでしょうか。

これは、幾つも市が出している文書がございますね、教育要覧とか、市の教育の全体構想とか、各中学校でも本当にささやかですが、教育目標などを出しております。これを読みますと、このように書かれております。

市は、「社会の変化に対応してたくましく生き抜くことができる生きる力を備えた子供の育成」、これを全体としてはどこの中学校も掲げております。このたくましく生き抜く、生きる力ですか、社会の変化に対応して、これはもう少し具体的に御説明いただくとしたら、どういう力とお考えでしょうか。御答弁を、まずお願いしたいと思います。

副議長（広瀬時男君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 社会の変化に対応してたくましく生き抜く生きる力ということですが、生きる力というのは、旧来の学力を身につけるとか、そういった教育観ではなくて、もっと知・徳・体のバランスがとれた力をつけていかなければならないと、そういう反省に立って、現在、生きる力を育てることが学校教育の大きな目標になっております。これは、確かな学力、それから豊かな人間性、そして健康、そして体力といった知・徳・体のバランスよく育てることが今目標としてあります。

これから社会が変化していったって、どんどん子供たちの生き方が問われているわけですけども、今、知識偏重から、それぞれの子供たちのつけなければならない力というのが、大きくはみずから課題を発見して解決をしていく、そういった力、それからコミュニケーションを図る力、物事を多様な観点から考察をする力、さまざまな情報を取捨選択する力など多様な力が今求められているということで、ここでいう生きる力は、瑞穂市の学校教育が目指すというよりも、日本全体の目指そうとする、そういう生きる力ということをお願いをします。

〔 2 番議員挙手 〕

副議長（広瀬時男君） くまがいさちこ君。

2 番（くまがいさちこ君） 私も全く同感でございます。きょうのこの2のテーマには、現状についてと書かせていただきました。目指すのは、そのとおり、本当ににそういうことを目指したいと私も思うわけですが、じゃあ現状はどうかということをやっていきたいと思います。

幾つも並列で、生きる力とはこういう力だと、並べますと、実際には矛盾する目当て、教育も出てまいります。何かと申しますと、言葉で言うならば、規律、普通校則といいますが、それと考える力、それから集団のルールに従うということと、自分でコミュニケーションしながら考えて決めると、これは相反する力なわけですね。中学校時代は一番人生の中でも不安定な時期で、両方言われた子供は、同じ重さで大きさを両方言われると、子供はきっと迷うと思うんですね。

現状は、じゃあどうなっているかといいますと、これは主に地元の穂積中学校を上げたいと思いますが、非常にルール重視、校則重視になっているんじゃないかと思います。

私、中学校の生徒指導の先生とちょっと話し合っただけです。これは、親から非常に校則重視で、校則を守れない子は、校則といっても服装とか髪型の検査なんですけど、守れない子は修学旅行へ連れていけないとか、校門で指導して、髪の毛を1回切ってきて、まだ切り方が足りない。嫌だったら、学校へ来るなとまで言っているというようなことがありまして、生徒指導の先生と話し合っただけです。その先生がおっしゃるには、制服は中学生の正装です。正装って何かしらと思いがかりながら聞いていたら、フォーマルですと。修学旅行前だったんですが、穂積中学校の制服を正しく着用していなければ東京の人には穂積中学校の生徒とわか

りませんから厳しく守らせないと、こういう御説明をいただきましてびっくりしました。先生、東京の人は、そこにいる子がどこの学校の生徒なんか気にしていませんよ、だれも見ていませんよと言って、そういうことよりも、どういう集団にもルールというものがあるわけですから、そこそこそのルールを守らせること、これは社会的なルール、社会性を守ると、社会性を育てるということで必要だと思うんですね。あとは危険性、余り奇抜なことをやっていたら、その集団から、危険なことも伴いますのでね、ルールというのは、ですから、そういうことで必要じゃないですかって申し上げました。

服装に非常にこだわると言いますが、私、反論申し上げたんですが、うちの子たちの30年前の中学校のときには、穂中は丸坊主でなきゃいけないんですね。女の子も前髪がまゆから上、それから肩にかかっちゃいけないと。先生がはさみを持っていて、学校で切りました。今から考えると人権問題だったんじゃないかしらと思うんですが、それくらいやったんです。今は、はさみを持ったりはしていませんが、校則も見てみましたが、まゆから上とか、書いてないんですね。ですから、これくらいでいいだろうと思ってちょっと切っていても、まだ切つてこなきゃ学校へ入れないというような、修学旅行へ連れていかないと、そういうようなルールに非常にこだわった教育がされているというんですけど、現状をどのように把握されているでしょうか。

副議長（広瀬時男君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 現状をとということですが、穂積中学校にはよくやっておってもらえると思っております。

そのお話を1つさせてもらいますが、今、修学旅行で服装の指導について御意見をいただいたわけですが、これにつきましては、私が校長の時代も同じようにやっております。それはどういう内容かといいますと、結局、集団で東京に行きます。グループで班行動ということで、いろいろな研修場所、会社訪問をしたりする、そういう機会がございますが、その場で約束を守るとか、ルールを守るということを基本的に約束をしないと、一緒に動く子供が大変危険な目に遭う。というのは、例えば髪型とか服装で他のグループですね、ほかの修学旅行もいっぱい同時におりますので、いろんな子供とトラブルを起こす原因になりかねない。例えば、原宿の表通りであっても裏へ一本入ると大変危険な場所がいっぱいありまして、やはりグループで集団のルールに沿って動くということをまずやらないと安心して連れていけない。安全に、ほかの子に迷惑をかけないように、集団で修学旅行を引率できないんですね。先生の数はしれていますし、そのグループ活動をするのよさはたくさんありますので、それをやろうとした場合に、やはりルールを守ると、そのことについて、そんなの関係ないという話を子供がずうっとしておって、現場でトラブルを起こしてしまうようなことがあっては、やはりお子様を預かって修学旅行に連れていくわけですから、そういった意味でこの服装の指導とか、約束、

ルールを守るということについては当然御指導せねばならない、そういう内容だと思います。

それから、御意見の中にありました、たくさんの力をつけるというのは大変だという最初の前段での御指摘なんですけれども、例えば授業中でいいますと、その規律ということに関しては、授業中、好き勝手な場所で好き勝手なものを見てということでは授業は成り立ちませんから、そこに規律の指導はあります。

それから考える力、それはもちろん授業の中でつける力ですし、コミュニケーションの力というのも授業の中でお互いの考えを聞き合って、それに対して意見を言う、これは例えば授業という場面の中でその幾つかの要素は必ず指導しております。

豊かな心ということに関しても、道徳で指導を強く、その価値内容を指導する。これは、学校教育全体で行われている道徳教育を道徳の授業でそれまで行われていたものを価値づけて意識づけるために行う場面もありますし、授業でそういう価値を教えてその後の生活の中で見届けていくというような形もありますし、学校教育全体で行われている指導をどこで重点的に指導するかという問題なんです。だから、たくさんの方がいるから大変じゃなくて、それをやっていこうとしているのが今の学校教育で、それはそれぞれの授業場面で幾つかのねらいを持ってやっておるということですので、誤解のないようにお願いをしたいと思います。

〔 2 番議員挙手 〕

副議長（広瀬時男君） くまがいさちこ君。

2 番（くまがいさちこ君） ちょっと誤解されたのは教育長さんのほうじゃないかと思うんですが、たくさんの方がいると大変だと私は申しておりません。違う価値観、指導ですね、これが両方とも同じ比重でくると子供って混乱するんじゃないかと、そういうことを申し上げたんです。

ですから、もう一回言いますが、規律は守らなきゃいけませんね、決まりやルールは。でも、自分の考えで決めると、これは普通は対立するわけですよ。ですから、私はこの規律ばかりに重点を置く、重くしちゃうと、こっちの考える力のほうが弱まると、こういうことを言ったんです。

ここに小学校 6 年生に対して中学校生活を説明する冊子がありますが、これは平成 23 年度と書いてありますが、これは親からもらったんですけど、これは 6 年生のときに指導を受けるわけですね、中学校から小学校に出向いて。その親は何を疑問に思ったかという、ここに中学校生活に楽しいことはないというふうに書いてあって、そして中学校の説明もこのとおりあったと。もうちょっと読んでみますと、おいしいものを食べるとおいしく物を食べるの違いだと、つまり、その中学校生活においしいものはそんなにありませんと、こういう意味なんです。でも、おいしく食べることはできると、いかにおいしく食べるかが皆さんの自主性とか自立だと書いてあります。

これに非常に疑問を持たれた親が、もう随分早い段階でこれはもらっているんですが、その後、学校を見ていましたら、私はこれが思い出されてきまして、つまり小・中学校、特に中学校は義務教育の最後の3年ですよ。どれだけ人生は素晴らしいよ。これから大変な時代になるけど、頑張っている人もいっぱいいるから、先生も頑張るし、みんなも頑張っていこうね。親も大変だけど、やっていこうねって、やっぱり人生の素晴らしさというか、世の中の豊かさというか、プラス面を学校というのは出さなきゃいけないと思うんですよ。

で、8ページにわたって服装とかルールが書いてあります。これを学校へ行ったら、約束やルールは守りましょうというふうになっているんです。

この3月ですかね、小学校の卒業式に行きましたら、あそこの校長先生の卒業式のごあいさつが、何か3つ大事なことを言われたんですが、1つは強烈に覚えています、大事なものは目に見えないんだよという言葉が言われました。これは、世界の名作の「星の王子さま」の中でキツネが言うんですね。それを小学校の校長先生が卒業式のときに、皆さん、大事なものは目に見えないんですよ。この言葉がずうっと私の頭の中にあるんですが、だから学ぶんだと思うんです。過去は見えませんよね、未来も見えませんよね。ここにあるものしか、そして目に見えるものしか見えませんよね。でも、教育というのは、それは目に見えるものもやりますよ、服装とか髪型とかルールは、だけど、それはやっぱりその時点の、その社会のその集団のその時点のルールでしかないわけですよ。

私が子供のころ、大人の女の人はズボン、パンツははきませんでした、スカートしかはきませんでした。パンツルックとかパンタロンスーツがはやってからなんですけど、今、中学校は、女子生徒はパンツというかズボンの制服はないわけですね。だから、ここの市役所も制服ってもうないですよ。ですから、そればかり追いかけていると、やっぱりこの目に見えない世界で泳いで自分で考えて、自分の生き方や価値観や、そういうものをつくっていくと。これが私は、減るといって、ゼロじゃないんですよ、ゼロじゃないけれど、やっぱり貴重な中学の3年間、義務教育の完成の3年間にルールはほどほどにしてですね、もう一回髪の毛を切ってこなけりゃあ学校に入れないというのは、どう考えたって言い過ぎだと思うんですよ。

それから、髪型と服装がちゃんとしていなければ東京の原宿の裏通りへ行ったとき危険だということも、にわかには信じられません、一緒にグループでいればいいわけですから。

つまり、私は、最後にこのことに関して申し上げます。小・中の連携はどうなっているんですかと申し上げたいです。小学校の卒業式で目に見えないものが大事なんだよと教わって、考え始めますよね、そうすると、考えたり、感じたり、目に見えないもの。でも、中学へ行ったら、即ルール、髪型、服装でこっちに比重がかかって、私はゼロでいいと言っているんじゃないですよ。比重がそっちにかかって、ちゃんとしなきゃ学校へ入れないとか、修学旅行へ連れていかないと、その子は少しずつ直していたわけですよ。でも、まだ足りない。こういう

指導でそっちに比重がかかり過ぎる指導というのは、やっぱりこれはこれからの時代に見直し  
ていただきたい。

私は、こういう指導をして一番恐ろしいのは、子供に対する影響より、その現場の先生方と  
いうか、大人だと思っんです。そういうことばかりやっていると、大人が工夫する創造力、  
そして子供のその様子を見ていてコミュニケーションを図る、もうちょっと働きかける、ここ  
は厳しく言うという柔軟性は確実になくなってきます。今の中学校を見て、そういう現状にな  
っているなと思っんですので、きょうは市が目指す、主に中学校ですが、教育について、ぜ  
ひもうちょっと柔軟に、目に見えないものを学ぶ。過去、未来、世界、放射能だって勉強しな  
きゃ見えませんよね、あんなものは、事故になるまでストップがかからないんですよ。やは  
り目に見えてからでは遅い、目に見えるものばかりを追う教育というのは大人が育たないと思  
うんです、教育者として、親もですけど。その辺の比重のことを言っているんです、私は。ど  
っちも大事なんですけど、比重をもうちょっとこれからの時代に向けてやっていただきたいな  
と思っんです。

それから、中学校の教育の現状の2番目ですが、教育の政治的中立性というか、私物化とい  
うか、それを取り上げたいと思っんです。

平成12年の学校教育法施行規則の改正で地域住民の学校運営の参画のために、学校評議員制  
度が導入されました。瑞穂市では平成19年から実施されております。これの運営要綱を見ます  
と、5つにわたって、この中から評議員を選びなさいというのがございます。ちょっと読み上  
げます。保護者代表、民生児童委員代表、自治会代表、学識経験者、生徒代表、中学校は生徒  
代表と書いてある。これが現在、平成19年からですが、どういうふうにはなっているかとい  
うのを見ましたら、非常に偏りがあると思っんです、ちょっと指摘させていただきます。

まず、評議員の人数が1校で6人から14人までです。生徒数の割合でもありません、これは。  
それから、中学校で生徒代表がいるのは1校だけです。

それから、穂積小では学識経験者はだれもいません。

4つ目に、議員が3人評議員に入っております。1人はPTA会長さん、2人は学識経験者  
で入っておりますが、議員というのは政治的な立場がついて回りますので評議員としては不適  
切ではないかと思っんです。

それから5番目に保護者代表は、学校によって違うんですが、穂積小、穂積中は、PTA関  
係者が圧倒的です、半分が半分以上。これが議員も含めてある会派の方ばかりなんです、関  
係者なんです。こういうことというのは非常に偏りがあるのではないかと私は思っんですが、  
まずこの点について御答弁をお願いしたいと思っんです。

副議長（広瀬時男君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 学校評議員会は学校教育法施行規則で定められている、そういった流

れの中で、瑞穂市でも学校評議員の設置につきましては、小・中学校の管理規則で定めております。また、瑞穂市の学校評議員会の運営要綱の中でその委員の内容について、今指摘されたような形で5点にわたって述べられております。

その中身なんです、次の各号に掲げるもののうちからということですので、これはすべて入れるという規定ではございません。小学校には、また中学校にはということで、これは学校の運営にかかわって意見をいただくという、そういう位置づけでやっておりまして、保護者の代表、それから民生児童委員の代表、自治会長さんからの代表、学識経験者というような形で、学校によって学識経験者という中身を、例えば子ども会の代表であるとか、老人会の代表であるとか、そういった形で具体的にどういった立場の方に学識経験者をということを明記しているような、そういう学校もあります。だから、学識経験者がないという話ではなくて、その解釈の中で具体的に老人会であるとか、そういったことを規定しているという、そういう違いがあるのかなと思います。

それから、大きく2つ目の議員さんが参加しているということにつきましては、私どもも承知しております。これは、議員さんというお立場で参加していただくという認識はありません。その地域の中のそれぞれの学校の運営をよくわかっておっていただいて、かかわってくださっている方をお願いしていると。それも各学校で判断をし、その一覧が教育委員会のほうに届いてきて承認をするという、そういうような形で進めております。

〔2番議員挙手〕

副議長（広瀬時男君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 予想したとおりの御答弁でございました。確かに要綱の中では次の5つの中からと書いてありますから、別にPTA関係者というか、保護者だけ、14人というところもありますけど、14人出したってこの要綱に反さないわけです。それはよくわかります。その要綱どおりに、言葉どおりにやれば。

で、私は、周辺の5市町を全部調べてみました。評議員の規則ですね、実際にどのように選ばれているか。人数が決まっていない、何人以内というところも多いですが、この上限すら決まっていないのは瑞穂市だけです。それから、議員が入っているのも瑞穂市だけです。これも全部聞きましたが、大垣市では何とこういう答えでございました。PTA会長の議員はいるが、意図的に入れていません。別に入れちゃだめとか、そういうような規則はないんですよ。だけど、決定するときに意図的に入れておりませんという判断で入れていなんです。それはどこで意図的に入れないことにするんですかと言ったら、その年によって違いますが、まずPTA会長さんが辞退する、それから学校長が推薦しない、それから教育委員会が認めない。それぞれの理由ですが、議員は意図的に入れませんと。

それから3つ目、偏ってもいいんでしょうかと言ったら、岐阜市ではそれはだめだと、各分

野で幅広くお願いをしておりますというのが教育委員会のお答えでした。

こういうことからわかってくるのは、やはり要綱が悪いのかもしれませんが、でも、要綱の運用をするときに、校長先生や教育長さんの裁量で随分偏っても、別にこれで違反しておりませんと言えるわけですね、今の御答弁のように。この点についてどう思われますか、裁量次第でやれるということ。

副議長（広瀬時男君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 例えばですが、中学校の生徒代表という、そういう委員の内容もあるんですけども、私がやっておった折にも、生徒会のほうから3名ほど参加させておりました。しかし、いろいろ人事にかかわる内容とか、予算にかかわるような内容で子供には不適切であると思う場面では退席をしていただいたというようなことで、要はこれは学校長が効果的に経営をすると、そのための諮問をする機関でございますので、必要に応じて目的に合った方をそれぞれの学校で選んでもらっていると思いますので、人数の多い少ないではなくて、やはりそういった意見をたくさん幅広く求めたいという立場と幾人かで一つの方向で意見を集約していきたいという、それぞれの学校の判断で人数を決めております。

〔2番議員挙手〕

副議長（広瀬時男君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） それは先ほどお聞きしました。他市町に比べて偏っているということは非常にわかるわけです。この偏りはどこから来るかって私が考えてみますに、現状を見てみますに、やっぱり私が3月議会で指摘させていただきましたように、議員、教育委員会、PTA、学校長、これが癒着というか、私物化というか、政治的利用があるんじゃないかと、改めてこの評議員の構成を調べてみてもそこに行き当たります。私は、選挙中もこのことをマイクで瑞穂市じゅうに言って、教育と取り組みたいと、このことを訴えました。

先ほど申し上げましたように、修学旅行の件で穂積中の生徒指導の先生といろいろ話し合いに行きました。生徒指導の先生に言ったわけじゃないんですね、教頭先生と話していましたら、私も同席させてくださいと、その先生が見えて、全部その先生がお答えになりましたが、最初に修学旅行のことで来たと申し上げておるのに、その先生が初めにおっしゃったことは、「くまがい先生」と、学校へ行って先生と呼ばれると非常におもはゆかったですが、「くまがい先生の選挙演説を聞きました。納得しかねます」と。癒着はないですよと言うかと思ったら、全然違うんです。「学校とPTAの癒着は当然です」と言われました。本当にびっくりしました。

ところがですね、3日後にこの先生の言葉が証明されたのかしらと思うようなことがあったわけですね。3日後に文教の協議会がございました。そうしたら、ある委員さんが修学旅行のことを学校に言っている人がいると、もう3日後にその方は御存じなわけですね。だれにどういことを聞いたんですかと言っても返事をいただけませんでした。私は学校長さんとは人

脈というか、そういうのでちょっと癒着、私物化があるんじゃないかなと思ったんですけど、一般教職員ですからね。瑞穂市内のある議員さんの家のすぐ近くに住んでいらっしゃるんですが、もう一般教職員もここまで来ているんかしらと思いました。私は、ある筋にこのことを聞きました、こういうことってありますかねと。あり得ないそうですね、教育界では。学校へ来た議員に、あなたのその演説というか方針には反対だと、癒着があって当然だと、この2点ですね、あり得ないと言われました。

つまり、きょう最初から言いましたが、やっぱり学校というところですね、教育委員会も含めてルールみたいな形に、目に見えることばかりやっていると、非常にここはおかしいんじゃないかと。だから、今もそうでしたね、ルールどおりやっていると、要綱どおり。別にその中から選べばいいんだから、偏っているとと言われても要綱どおりやっているから問題はないというふうに言われますが、よそのまちでは、偏らないようにしているとか、意図的に議員は頼まない、だって評議員ですから、評価するわけですから、学校を。PTAの人はPTAでやれるわけですから、1人とか2人入れれば、それを大量にPTAを入れ、議員も入れ、しかも、ほぼ同じ会派の方たちですね。これが私物化、癒着でなく、どういうことでしょうか。現場の先生も癒着があって当然ですと、私が聞いていないにもかかわらずおっしゃるわけですから、ちょっとお答えいただきたいと思います。

副議長（広瀬時男君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 事実が確認できないものについてはお答えできません。

〔2番議員挙手〕

副議長（広瀬時男君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） そうですね。本当に教育長さんのおっしゃることは、一々本当にそのとおりだと思います。ですから、私が目に見えないものが大事なんだよと言うんですよ。そこまで考えないと、今のお答えだったら、事実を確認する、これは目に見えることですよ。お答えできません、要綱どおりです、規則は大事です、本当にそのとおりなんです。でも、やっぱりその考えは、教育とか、これからの子供の人生とか、それから世の中のためにも生きるわけですから、子供たちは。そういう目に見えないことを考えた場合に、そんなことがあっては大変だと思います。ないとは思いますが、事実を調べますと、この先のことも含めて御答弁をいただいても構わないわけですよ。でも、できませんとおっしゃる。

やっぱりこのごろでは親の情報というのは物すごく、おかしいんじゃないかと、そういう広がりにもなっています。ですから、ぜひ教育委員会初め学校長さんたち、それから一般教職員も含めて、教育って何か、子供たちに本当にですよ、優先順位をつけるとしたら、本当に優先順位で大事なものは何なのか。小学校から中学校へ行くときには、やっぱり知的に精神的に成長してもらわなければ、義務教育がそれで終わるわけですから。

形ばかりの方がリーダーになるまち、形重視の方がリーダーになるまちだと私は前から思っていました。ああ、こういう教育の結果なんかだと私は一人で納得しておりますが、これからは、教育長さん、初めの御答弁であったように、もうそういう時代ではございませんね。本当に最初の御答弁のとおりだと思っております。自分で考えて決めて、コミュニケーションもして、違う考えの方と、そういう能力が必要になるわけですから、そういう教育にどうぞ取り組んでいていただきたいと思っております。

ちょっと慣用句みたいなものを2つ私は考えついたんですが、「類は友を呼ぶ」という言葉がございまして、これは結果的に同じような人が集まっちゃうというんですが、私は実際に類は友を呼んできているんじゃないかと思いましたが、人脈汚染で、癒着で、意図的にですね。

それから、もう1つ申し上げたいんですが、これはネットで探したら、ああ、あったあったという感じだったんですが、「巧言令色すくなし仁」という言葉がございました。ようやく私も今覚えたぐらいの言葉なんですが、「巧言」はうまい言葉ですね、たくみな言葉、言、「令色」は色をなす、つまり非常にすらすらと言葉を操ってうまくしゃべると、そして穏やかそうでにこにこしている人。そんな人は仁が少ないと。仁は、調べると愛とか誠意とか誠実とかと書いてありますが、やっぱり議会に入りまして、非常に言葉はたくみですわね、議員も皆さんも……。

〔発言する者あり〕

2番（くまがいさちこ君） これは孔子さんがおっしゃったそうです。私は儒教ってあんまり好きじゃないんですけど、さすがに世界の古典なんだなって思いましたが、やっぱり私たちは瑞穂市の政治をつくっていく。5万人の人の生活にかかわる。そしてこれからの、きょうは教育ですが、子供たちのために、ここだけでうまい言葉を言えばいいと、いい人だねと言われればいいと、それが先走ってはということですよ、にこにこして悪いという意味じゃないんですけど。そういう、やっぱりそちら様は常勤の公務員で、こちらは特別職の公務員ですが、公務員ではあってはいけないなということ非常に思ったということをお願いしたいと思います。

で、瑞穂市の教育の3つ目でございますが、こういう課題、問題点にどう取り組んでいくかということ私には思うわけですが、まずやっていただきたいことは、開かれた学校づくりの推進をしていただきたいと思っております。これは平成19年に学校教育法が改正されまして、第43条ですが、開かれた学校にしてください。ちょっと読みますが、保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、途中をちょっと略しますが、情報を積極的に提供するものとする、これが改正学校教育法の43条にございますが、ということで、教育委員会サイドの部局の情報が極めて少ないです。市長部局は、この8年間に目覚ましい御努力と進歩があったと、何か簡単な事務ミスでこのところ汚点がついておりますが、全体としては私は非常に御努力いただいていると思っておりますが、教育委員会の情報、

公表ですね、公開は請求してもらおうわけですが、その事前に公表するのが非常に少ないと。

で、次に申し上げるのを公表していただきたいです。

まず、教育委員会定例会の予定は公表されるようになりまして、おかげさまで、この間も傍聴できました。この議事録を公表していただきたい。

それから市P連の研修大会の案内を、市民はどうかわかりませんが、議員全部にいただきたい。

社会教育委員会の予定日時、評議員会はどうかでしょうか。

それから、自由参観日になっているそうですね、穂積中学校は開かれた学校づくりのために、これも市民の方に、保護者のみならずですね、議員、市民に周知していただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。ホームページに出していただければいいと思いますが。

副議長（広瀬時男君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 学校評議員会とか自由参観とか、そういった学校の中で目的てきに行われている内容については、その地域でお世話になっているおじさん、おばさんとか、地域の方へのそういった広報はさせていただくわけですけれども、以前話題になったように、だれでもかかれでもという不審者侵入というようなことにもなりかねませんので、これには教育現場としては限界があります。やはり学校のほうでこの日を公開しますというふうにうたった日に来ていただくと、そういった安全面でも配慮できるんですけれども、のべつ幕なしということは、まず学校現場では避けたいということは理解していただけると思います。

あと、教育委員会関係のいろいろな会合ですね、そういったものについても、以前ですが、青少年育成市民会議の去年の「市民のつどい2011」と、そういうような場合も総合センターで子供たちも含めてみんなで集まって一つのまとめをしようとしていたときに、会場の外でビラを配っていた議員さんも見えます。だから、いろいろ広報をお渡しするのはいいんですけれども、やはりできるだけ参加していただくということをお約束願わないと、案内を渡して、都合の悪い日じゃなくてね、もうその場にいるのにもかかわらず子供の現場に顔を出されないということでは困りますが、これから広く、いろんな案内についてはお渡しできればと思っております。

〔2番議員挙手〕

副議長（広瀬時男君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 私もほかの議員もビラを配っていた、いましたが、私は、ほかの議員さんもいましたが、都合の悪い人は、それは仕方がないですね。私は配り終わってから入ったことかもしれませんが、それとこれとは別の話ですね。案内は、約束してもらわなきゃ配れないみたいなのは、大変やっぱりおかしいと思いますよ、考え方が。

それから、教育要覧というのがございますね。これが探しましたら平成22年度までございま

すが、市の市長部局は、市勢要覧を毎年載せていますね。これは、基礎的な教育の資料、市勢の資料として大変貴重ですね。子供の重立った人事から、数から、数字の統計から、これをホームページにきちんと載せていただきたい。それから、議会事務局にもこれはそろっていないんですが、議会事務局にも贈呈していただいて全部そろえると。これはいつからあるんですかね、瑞穂市だから、平成15年からあるんですかね。議会事務局には、15年からのを贈呈を市はしてもらいたいと思います。

それから、あとはホームページに載せていただきたいです。そうすると、変化とかいろいろわかりますので、市の方針とか、それはいかがでございましょうか。

副議長（広瀬時男君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 検討します。

〔2番議員挙手〕

副議長（広瀬時男君） はい。

2番（くまがいさちこ君） ぜひ開かれた学校づくりに推進していただきたい。こんなのをホームページに載せたり、会議の案内を出すことは、別に危険人物が入ってくることに何の関係もございません。先ほど申し上げた学校教育法の改正は、文科省の事務次官の通達によれば地域に公立の小・中学校は説明責任を果たすと、こういう目的で改正されたそうですから、きちんと情報公開していただきたいと思います。

私は、公約で瑞穂市の教育と取り組むというふうに市民の方に御説明、お約束いたしました。今後、瑞穂市の課題は、何といたっても教育振興計画を立てていただきたい。全く学校ごとによらばら、小・中の連携もない、これを瑞穂市の公立の小・中学校、今は保育所からなっていますが、きちんと子供の成長に合わせて教育目標を立てる。中学校では知的、精神的なものを、まず優先順位としてはですよ、育てると。そうすると、人間って突拍子もないことをやらないんです、精神的な知的なものが育てば。そして、人を見るときに形やルールだけで責めたり、命令したりしなくなります。そういう瑞穂市民が私は必要だと思っております。

それから、学校評価制度についても大変貧弱なものです。請求してから初めて出ると、これについても今後取り上げさせていただきます。

あと、校区の弾力化ですね。これが今あちこちで見直されておりますので、瑞穂市はこれをどうしていくのかと、こういうようなことを今後取り上げていきたいと思っておりますので、どうぞ教育委員会部局は、私、これで終わりませんので、ぜひ瑞穂市の子供たちのために、いろいろきょう申し上げた目に見えないことに取り組むと、こういうことで行っていただきたいと思っております。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

副議長（広瀬時男君） 改革、くまがいさちこ君の質問を終わります。

議会事務局長（田宮康弘君） ちょっとマイクの調子がおかしくなりましたので、しばらくこの場でお待ちください。

副議長（広瀬時男君） マイクが直りましたので、引き続き、みづほ市民クラブ、古川貴敏君の発言を許します。

1番（古川貴敏君） 議席番号1番、みづほ市民クラブの古川貴敏でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、会派を代表いたしまして質問をさせていただきます。新人議員の初めての質問でございます。私、今、大変緊張しております。お聞き苦しい点多々ございますでしょうが、何とぞ御容赦いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、私の質問項目は3点でございます。1点目が公共施設の節電について、2点目が多文化共生について、3点目が災害時の水道施設についてでございます。

これよりは質問席より質問させていただきます。

それでは、1点目の公共施設の節電についてお尋ねいたします。

今、政府は国民に対して節電を呼びかけておりますが、当市のような地方公共団体においても率先して節電の取り組みを行い、それを市民に示す必要があるのではないのでしょうか。日本の電力使用状況は、業務用、産業用が6割を占めております。また、オフィスにおける電力の使用割合は、照明が3割、空調が4割となっているようでございます。これより考えますと、公共施設や企業、工場などで照明と空調を主とした節電の取り組み、これが最も効果のある節電と言えるわけでございます。

私ごとではございますが、この5月に名古屋で開かれまして節電セミナーに参加してまいりました。ここでは、蛍光管のつけかえにより30%以上の節電に成功している奈良県の大和郡山市の事例と空調設備にガスを利用することで消費電力を抑える取り組みが紹介されておりました。空調設備はともかく、この照明に関する取り組みはどこでも比較的容易に行えるのではないかと、そう感じて帰ってまいりました。

そこで、まず瑞穂市としてこのような節電事例やアイデアの情報収集を行ってみえるのかどうかをお尋ねいたします。

副議長（広瀬時男君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 私どもも昨年3月11日の東日本大震災後、電力が非常に逼迫し、いろいろな節電の情報が流れております。できる限り、そうしたセミナーには職員を出席させて情報収集に努めているところでございます。

先般も、今、議員が言われた日に私どもの職員を派遣しておりまして、議員さんと同じ研修であったということでございます。私ども、そうした研修に出かけた内容につきましては、庁舎内の部長会議等で情報提供し、できる限り節電効果、それから適正な費用投資が計画的に行

われるように情報を流し、また取り組んでいるところがございますので、よろしくお願いいたします。

〔 1 番議員挙手 〕

副議長（広瀬時男君） 古川貴敏君。

1 番（古川貴敏君） 同じセミナーに職員の方が見えられていたのは、新人議員で職員の顔もわかりませんので御無礼いたしました。失礼いたしました。

要するに、常にアンテナを張り、いろいろな情報を収集されているということによろしゅうございますね。

総務部長（早瀬俊一君） はい。

1 番（古川貴敏君） さて、大和郡山市では照明器具の選定には、今はやりの LED だけでなく、HF 蛍光管も検討し、費用面、節電面、双方に最も効率的な取り組みを行った上、結果的には HF の蛍光管を主とした照明にかえたようでございます。

この LED も HF の蛍光管も旧式の蛍光管に比べ消費電力は少ないが明るく、耐用年数も長くなっていると、こういったのが特徴のようでございますが、まだまだ多くの施設では旧式タイプの FLR 蛍光管、これはラビットスタートといいますが、この FLR の蛍光管を使用しているところが多いようでございます。

さて、当市の庁舎、穂積と巢南がございしますが、庁舎の照明は、現在、こういったタイプの蛍光管を使用しているのをごさいますでしょうか。

副議長（広瀬時男君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 実は昨年でございますけれども、第 1 庁舎、この庁舎の 2 階の事務所の一部を先ほど言われたように旧式の FLR 管の 2 灯のタイプから、HF 管の 1 灯タイプに取りかえたところでございます。また、ぜひお時間がありましたら、こっこの庁舎の 2 階の事務所のほうはそのようなタイプになっておりますので、管が 1 管になっておるかと思ひます。そうすることによりまして、103 灯の削減をすることができました。電気料金につきまして、年間、理論的に算出しますと、わずかではございますけれども、年間 5 万 5,699 円を削減することになるかと思っております。

それで、他のところでございますが、今年度、庁舎の点検等を実施しておりますので、そうした中の結果の中で、また直せるところがあったら直したいと思っております。

また、今回の補正予算の中では、商工会のほうの一部空調の取りかえということをお願いしておるわけでございますが、これにつきましても 20 年ぐらいたっておる空調でございます。先生の質問もちょっとあれになって、この 2 月、3 月で 3 基ほど取りかえるという事態になりましたので、あと残りの部分を取りかえるということで補正予算を上げさせていただいておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思ひます。

〔 1 番議員挙手 〕

副議長（広瀬時男君） 古川貴敏君。

1 番（古川貴敏君） 今の御答弁で、穂積庁舎の一部は既に H F タイプの蛍光管が導入されているということでございます。一部ですから、まだ電気代は 5 万 5,000 円程度しか削減されていないという御答弁でございますが、この H F タイプの経済性は大変すぐれておりまして、さきの大和郡山市では、庁舎の照明をかえることで年間 600 万円の経費削減を果たされたそうでございます。これによりまして、照明機器の取りかえにかかったコスト 1,000 万円も 2 年弱で回収されたということでございます。

このようなコストの削減は、庁舎の規模等の条件の違いもございまして、どこも同じというわけにはまいりません。ただ、今、照明機器の取りかえにはリース方式がございまして、節電分の費用でリース料が賄えるという、いわゆる初期投資なしで交換できる方法もあるようでございます。

そこで、質問いたします。瑞穂市の庁舎は、今お聞きしましたが、庁舎はもちろん、ほかの公共施設も含め、今後、このような照明の取りかえを検討されているのでございでしょうか。

副議長（広瀬時男君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） ただいまの議員の御質問ですけど、教育委員会等の施設では、今、まだ一部分ですが、L E D を使っております。現在、小・中学校の街路灯、それからロビー、それからトイレの照明、また市民センターや巣南公民館のロビーの照明が L E D になっております。

今後、小・中学校等施設維持管理計画を策定していく中で照明施設の更新や、大規模改修の工事、またトイレの洋式化など、これから工事がありますので、それに伴って、随時 L E D 照明器具に取りかえていく予定でありますが、ただいま議員が言われた大和郡山市の例というのは管財情報課からも資料はいただいておりますので、今後、その H F 管の導入をされた、この南庁舎の実績などを参考にいたしまして、今後、導入を検討していきたいと考えております。以上です。

〔 1 番議員挙手 〕

副議長（広瀬時男君） 古川貴敏君。

1 番（古川貴敏君） 今、前向きな答弁と受けとめさせていただきます。

学校関係は、午前中にも天井の改修工事、耐震のことでもございましたけれども、ぜひそういった工事をやられるときに、体育館の水銀灯なども、今、随分節電タイプのものでございますので、今後、これから検討していただけたらなと思っております。ありがとうございます。

さて、節電への取り組みには、またほかに基本料金の問題がございます。すなわち、公共施設や工場など 50 キロワット以上の高圧受電を行っている事業者は、その年の一番多く電力を使

った最大需要電力、これをデマンド値と申すそうでございますが、この最大需要電力で1年間の電気代の基本料金が決まると、こういったシステムになっております。

もう少し細かく申しますと、契約電力はその30分間の平均使用電力であるデマンドが基準となり、決定されることとなります。これより考えますと、使用電力の多い時期の時間帯をしっかりと監視することにより契約電力を抑え、電気料金を削減することができるものと思われまます。これはとても有効な経費削減につながりますが、当市におきましても、このようなデマンドコントローラーが行われているのでございましょうか。

副議長（広瀬時男君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 私どもも穂積庁舎と巢南庁舎に、こうしたデマンドコントローラーを設置しております。平成23年度のこちらのほうの庁舎の電気代は982万円でございます。このお金と申しますのは、平成16年度が1,075万円ほどありまして、平成16年度に比べますと8.6%削減し、92万円ほどが削減されておるということでございます。また、昨年は、その前年の22年度に比べまして2.5%の削減をしておるところでございます。できる限り、電気等の節電に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔1番議員挙手〕

副議長（広瀬時男君） 古川貴敏君。

1番（古川貴敏君） 先ほどの照明器具や今のデマンドコントロールがもう既に行われて、かなり電気代も削減しておられるという答弁でございます。要するに、当市は積極的に節電対策が行われているようでございますね。この調子で進めていただきたいと思えます。

次に、先ほど申し上げましたとおり、日本の電力使用は、業務用、産業用が6割を占めております。したがって、こういった地方公共団体だけでなく、市内の多くの企業でこういった節電器具が導入されれば、より大きな節電が可能となるわけでございます。しかしながら、初期費用がかかりますので、こういった取り組みは簡単には進まないのが現実でございましょう。また、この財政難の折でございます。行政が安易に補助金を打つと、そういったことも問題でございます。企業に理解を求めることは難しいと思えますが、先ほど申しましたリース方式もございまして、このような照明器具を導入することで大きな節電効果があるということを企業等にアピールしていくと、そういったお考えはございましてでしょうか。

副議長（広瀬時男君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 古川議員の質問5つ目に関しましてお答えいたします。

現在、節電対策と申しますか、私どものほうでやっている再生可能エネルギーを利用する場合の市として行っている支援に関しまして、環境水道部所管の住宅用の太陽光発電システムの設置補助金や都市整備部所管の住宅のリフォーム時の補助金など、いずれも住宅用に限ったことであり、今、議員が言われたように、企業や工場など商工業者向けには支援は行っており

ません。昨年からの全国的な節電につきましては、発電所の安全性に関し、国内において原子力発電を停止したことにより拍車がかかり、電力不足に対する方策として政府や経済産業省が中心となって呼びかけられているものであります。

こうしたことも踏まえ、エネルギー施策の根幹は国が行うものであるというスタンスは変えませんが、議員が指摘の節電へのアピールと申しますか、協力の要請などにつきましては、広報紙や市公式ホームページなどで情報提供を含めて行っていけると考えますので、庁内調整を図って実施していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔 1 番議員挙手 〕

副議長（広瀬時男君） 古川貴敏君。

1 番（古川貴敏君） 御答弁ありがとうございます。なかなか照明器具だけで大きな節電効果が得られるということを理解するのは難しいかと思っておりますが、ぜひ企業にもアピールしていただきたいと思っております。また、市が公共施設等で節電効果を示すことができれば、より有効なアピールができるものと思っております。

さて、堀市長は脱原発を目指す首長会議のメンバーでございますから、再生可能エネルギーや、こういった節電対策には大きな関心をお持ちのこととは思いますが、先ほどよりの執行部からの御答弁からも、こういった取り組みに市は前向きであられることは確信いたしました。こういった節電への取り組みは、経済性のみでなく、CO<sub>2</sub>削減といった環境への配慮もされることとなります。

お話を伺いますと、市はこれからも積極的に効果的な節電の取り組みを行われると理解いたしましたので、この質問はこれで終わりたいと思っております。

次、2 点目でございます。多文化共生について質問いたします。

多文化共生、余り聞きなれないお言葉かと、ごめんなさい、市の執行部の方は知ってみえると思っておりますが、聞きなれない言葉ですが、国籍や民族にとらわれず、さまざまな生き方がともに共存する社会、これを多文化共生と申しますが、総務省の多文化共生の推進に関する研究会報告書を見ましても、外国人の人権尊重の趣旨から、またユニバーサルデザインの観点からのまちづくり推進の意味からも、この多文化共生を推進しております。簡単に言えば、私の解釈でございますが、瑞穂市においても市内の外国籍の方々と地域住民がお互いに理解をし合い、ともに円滑に暮らせる社会を築いていこうではないか、こういうことかと思っております。

さて、ことし4月の統計では、今、瑞穂市に登録されている外国籍の人数は1,743人ですが、間接雇用中心の就労に携わる外国籍の多くの方々は、その就労先や居住先が頻繁に変わりますので、その生活実態は実に把握しにくいと言われております。したがって、実際に市内に居住する外国籍の方は、もう少し多いのではないかと私は思っております。今、瑞穂市は、市内に実際に居住している外国の方々のおおむねの人数を把握されているのでござい

でしょうか。また、国籍はどこの方が多いのでしょうか。

副議長（広瀬時男君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 古川議員の多文化共生の御質問にお答えをいたします。

瑞穂市の外国人登録者は、先月の5月末現在におきまして総数は1,731人になります。人口に占める割合は3.3%になっております。国籍別内訳につきましては、中国国籍の方が822名で約47.5%を占めています。次いでフィリピン国籍の方が423人、ブラジル国籍の方が206名、韓国・朝鮮の方が146名が主な人数になっております。

御質問の登録者でなく生活実態を把握しにくい間接雇用も含めた人数でございますが、実は国勢調査において国籍や就労者数の調査をしておりますが、瑞穂市の統計調査の結果には数値として公開されていないということになりますので、とらえられない状況になっております。

今後につきましては、ことしの7月9日から外国人登録の廃止により、住民基本台帳の適用になることから、今よりは少しはとらえられるものと考えております。実態につきましても、把握することは困難な状況になっております。

以上で、外国人の人数の答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

副議長（広瀬時男君） 古川貴敏君。

1番（古川貴敏君） なかなか実態はとらえにくいだろうとは思っておりましたが、今、外国人の方が3.3%、仮に1,730人でなく2,000人ぐらいの方が市内に居住しているとすれば大体4%ぐらいになるわけでございます。4%と申しますと、今、もう25人に1人の割合で外国籍の方が我々と一緒に暮らしているということになります。すなわち、私たちは、もう既に多くの外国の方と共存していると、そういった認識を持ってこの多文化共生を推進していく必要があると思っております。

そこで、瑞穂市は多文化共生の取り組みとして日本語支援サポーターズを行っておりますが、この利用状況をお教えてください。

副議長（広瀬時男君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 日本語支援サポーターズの状況につきましては、平成22年4月から市民センターにおいて活動をされています。市では広報や市のホームページを通じPRしながら、学習希望の外国人の方があれば日本語支援サポーターズに紹介をしております。

利用状況につきましては、毎週土曜日の午後1時30分から3時までの学習時間で、現在約20名の外国人の方が受講してみえます。

指導者につきましては、本年度の指導者として登録者は約10名お見えになります。実質的に活動してみえる方は5名と聞いておりますので、1人で4名を支援している状況にあります。

最後に活動内容につきましては、毎週の日本語学習のほか、日本文化体験事業として、華道、

茶道、着つけ、花見や、会員相互の交流のためのバーベキューなどの交流会を開催されています。

以上が活動状況と利用状況になります。

〔 1 番議員挙手 〕

副議長（広瀬時男君） 古川貴敏君。

1 番（古川貴敏君） ありがとうございます。そうですか、20人ですか、もう少し多いのかなと思いましたが、わかりました。

一般的にこういった外国籍の方は、日本の生活ルールの認識不足から地域住民と摩擦が生じやすいと聞いておりますが、瑞穂市内においてこういった外国籍の方と地域住民の間でこういったトラブルの事例等がございましたでしょうか。

副議長（広瀬時男君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 外国人のトラブルについてですが、外国人の方が日本で生活することは言葉のほかに文化という大きな違いがありますから、御質問のとおり、外国人の方の戸惑いも多く、地域住民の方と触れ合う機会も少なく、また摩擦も生じやすく、家庭内でのトラブルもよくあると聞いております。その対策としましては、日本語支援サポーターズでは、外国人の方に日本語を教えている過程においてこのようなさまざまな問題を聞き及ぶことがありまして、その解決するところへ橋渡しとして導いていただいている状況にあります。行政の各部署に尋ねたところ、特に外国人の方のトラブルの事例は聞いておりません。

〔 1 番議員挙手 〕

副議長（広瀬時男君） 古川貴敏君。

1 番（古川貴敏君） まだそんなに大きなトラブルはないということかと思えます。私もこのトラブルにつきましては、トラブルにはなってはいないんですが、いろんな地域の方から、外国の方が何かを盗むとか、本当かどうかわかりませんが、そういった話はお聞きすることもありますので、何かもっと大きな事件が過去にあったのかなと思ってお聞きしましたが、今のところ大きなトラブルはないようで安心いたしております。

さて、今、こういったトラブルも日本語支援サポーターズの方がある程度介入して解決を図られているようでございますが、岐阜県の外郭団体であります岐阜県国際交流センターは、こういった外国住民が直面する課題解決をマネジメントできる外国人リーダーが必要ということで、そういった考えから、外国人コミュニティリーダー等育成事業を行っております。瑞穂市では、今の日本語支援サポーターズに参加されている20名ほどの外国籍の方がお見えのようですが、こういった方々がリーダーに適任ではないかと思うんですが、瑞穂市としてこういった外国人のリーダー育成の取り組み、また支援、こういったものを御検討されているのでございましょうか。

副議長（広瀬時男君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 御質問の外国人リーダーの取り組みにつきましては、御存じのとおり、岐阜県の国際交流センターのほうで外国人コミュニティリーダー等育成事業がございますが、これは外国人リーダーを育成する事業になります。残念ながら、当市におきましては、外国人の方が助け合い、自立を支援する活動を行っている団体、グループの事例がなく、残念ながらリーダーを育成するといったところまで至っておりません。現在のところ、国際交流センターも近くにごございますので、このリーダー育成事業に瑞穂市の外国人の方も参加していただきますよう周知するために広報に力を入れているような状況でございます。

〔 1 番議員挙手 〕

副議長（広瀬時男君） 古川貴敏君。

1 番（古川貴敏君） そうですね、まだ外国人のグループがないのが現状かと思います。今後、取り組んでいく課題の一つになるかと思います。

それでは、岐阜県が出しております平成24年度多文化共生推進施策に外国人児童・生徒に係る進学及び就職支援や、学校外における学習支援の取り組みがうたわれております。瑞穂市におきましても、語学上の問題から進学がうまくいかなかった等の事例も聞いておりますが、こういった外国人児童に対し、具体的にこういった取り組みが行われているのでございましょうか。

副議長（広瀬時男君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 瑞穂市の小・中学校に48名の外国籍児童・生徒が在籍をしております。そのうち23名が日本語指導を必要としていると、そういう実態があります。

そこで、学校教育におきましては、日本語指導の必要な児童・生徒に市の単独でタガログ語、ポルトガル語、中国語の指導員を各1名配置しております。タガログ語と中国語は、関係する学校に週に1日程度、ポルトガル語については月に6日程度の支援を行っている現状です。

授業の支援とか、取り出し支援、また保護者向けの文章の翻訳、それからなれない日本での暮らしへの精神的な支えになるなど、大きな役割を担っていただいております。

また、岐阜の教育事務所を通じて外国人児童生徒適応指導員2名の派遣を受けております。市内の2校、穂積中学校と牛牧小学校で月に2日程度、タガログ語、ポルトガル語の支援を行っていただいております。

なお、進路にかかわるそういった事業ということにつきましては、今、議員がおっしゃっていただいたように、県において外国籍の子供の進学支援事業、補習校的な進学支援教室が立ち上がりました。また、外国人生徒への母国語による進路情報の提供とか、高校入試の外国人特別枠が実施されるなど、そういった取り組みがございますので、それらの活用を進めていきたいと思っております。以上です。

〔 1 番議員挙手 〕

副議長（広瀬時男君） 古川貴敏君。

1 番（古川貴敏君） 今の教育長さんの御答弁をいただきまして、思っていたよりも結構整備がされているなど、そういった感想を受けました。子供に関しては日本も外国籍もございません、一緒でございますので、ぜひ今後も力を入れていただきたいと思いますと考えております。

さて、この多文化共生の地域づくりは、今後、重要な課題になるものと思われませんが、先般施行されましたまちづくり基本条例におきまして、その 9 条に安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するためのコミュニティー活動の推進がうたわれておりますから、当然、この多文化共生も推進していくべき事項と考えております。

では、この瑞穂市として、今後、多文化共生の地域づくりのために何らかの取り組みを検討されているのでございましょうか。

副議長（広瀬時男君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 多文化共生の地域づくりにつきましては、まず瑞穂市まちづくり基本条例の制定に当たりまして、古川議員には審議会委員として御尽力いただき、まことにありがとうございました。

御指摘のとおり、まちづくり基本条例の基本理念につながるものがあります。本条例は、第 1 条で目的を、第 4 条で基本理念を明らかにして、市民参画、協働、共有をポイントとして、市民に広く呼びかけております。

本条例において外国籍の方も第 2 条で定義する市民の方であれば、もちろんまちづくりの参画が保障されております。今後、多文化共生の地域づくりも、まちづくりの一つとして参画協働のもと推進していくべきものと解しております。

具体的には、まちづくりとしての基本である市民協働、参画を進める上で国際化対策として、異文化を受容する教育を高めるため、学校、自治会、市内の事業所などへの受け入れの啓発、施策を進めながら国際交流への施策とつなげていくことが大切になりますので、そのあたりを進めながら多文化共生の地域づくりをしていきたいと考えております。よろしく願いをいたします。

〔 1 番議員挙手 〕

副議長（広瀬時男君） 古川貴敏君。

1 番（古川貴敏君） ありがとうございます。多文化共生、まだまだ残念ながら当市はそんなに進んでいないと考えております。ただ、これはなかなか難しい問題でございます。美濃加茂市のように外国籍の方が多いところでは、先ほど言いました外国人のグループができておりますので積極的に外国籍の方が取り組んでおられます。

一例ではございますが、美濃加茂に華友会という中国の方がやっておられるグループがあり

ますが、この美濃加茂華友会では中国人も積極的に自治会に加入してある。外国籍の方がみずから地域の中に溶け込んで自治会に加入しようと、そういった行動もされております。なかなか進んでおるものと考えております。

それと先ほどのまちづくり基本条例、これもある程度外国の方にもわかるように、中国語とかポルトガル語、あとタガログ語ですか、外国籍の多い方の言語でこの基本条例も整備されたらいかがかなあと、これは個人的な感想でございます。

いずれにいたしましても、県の多文化共生推進施策にもございますように、多文化共生の地域づくりに関する意識啓発を外国人、日本人の双方に対して行うことによりと書いてございます。そのとおりだと思います。一方的に外国籍の方だけにするんじゃなく、外国籍の方と地域住民が課題を共有して、力を合わせて、今後、この課題を解決していくことが大切と思っております。行政にも積極的な取り組みを期待いたしまして、この2点目の多文化共生に関する質問を終わらせていただきます。

続きまして、3点目の災害時の水道施設についてでございます。

昨年の3月11日以降、どの自治体でも防災意識が高まり、当市においてもハザードマップや自主防災活動、さらには新聞にも紹介されましたが、要援護者の支援計画など、いざというときの対応が着実に進められております。こういったことは、また他の議員さんも質問されると思いますので、私、きょうは、そのライフラインのもとであります市の水道施設についてお尋ねいたします。

瑞穂市の水道ビジョンによりますと、別府と古橋のステンレス配水池は耐震化がされているようでございますが、別府のRC配水池、鉄筋コンクリート配水池でございますが、このRC配水池と宮田のPC配水池、プレストレストコンクリート配水池でございますが、この2つについては耐震診断が必要ではないかと書かれております。この2つの配水池の耐震診断は、もう行われているのでございませうか。まだでしたら、いつ行う予定なのでございませうか、お聞きいたします。

副議長（広瀬時男君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） まず、別府の水源地のほうからですが、別府水源地は3地ありまして、今、議員が言われたとおり、昭和50年3月に設置のRCの構造の配水池については耐震診断の対象建物であり、安全性に不安があるため、本年度内に予算計上はしてありますので、耐震診断を実施しまして、水の安定供給を図れるよう、それによって対応を検討していきたいと考えております。

また、宮田の水源地の配水池につきましては、耐震設計基準の導入以前、平成4年2月に設置しておりますが、今、議員が言われたようにPC（プレストレストコンクリート）構造であり、安全だと判断できる構築物ですので耐震診断の必要はないと考えております。以上です。

〔 1 番議員挙手 〕

副議長（広瀬時男君） 古川貴敏君。

1 番（古川貴敏君） ありがとうございます。宮田の配水池についてはプレストレストコンクリート、私も存じ上げておりますが、プレストレストコンクリートは、もともと耐震性の配水池をつくるという工法でございますので、私も必要ないかと思っております。

ただ、別府水源地のRCの配水池につきましては、かなり年数も古いと思いますので、耐震診断の結果に応じてでございますが、もし耐震性能が満足されない場合は、何らかの施策を早急に検討していただきたいと思っております。

この配水池というものは、私たちの生活用水を確保するため重要な施設でございます。したがって、大きな地震が起きましても、この配水池自体が壊れないよう、中の生活用水が確保されるようにしておくのがまず第一前提でございますが、今、この配水池の出口には緊急遮断弁と申しまして、大きな地震の揺れを感じましたら、すぐに水が漏水しないようにとめる弁がついておるはずでございますが、この緊急遮断弁はどの程度の地震レベルで作動するのでしょうか、御答弁をお願いいたします。

副議長（広瀬時男君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 緊急遮断弁には耐震計が併設されておりまして、震度5弱に相当する200ガル、地震の加速度をあらゆる単位で200ガルにて作動するよう設定されております。別府及び古橋の水源地に設置してある遮断弁は、それに加えて過流量、配水が設定量以上に流れ出す量でございますが、それも含めて設定により作動するふうになっております。本年度計画している宮田水源地の緊急遮断弁も、基本的には同じものを設置する予定であります。

〔 1 番議員挙手 〕

副議長（広瀬時男君） 古川貴敏君。

1 番（古川貴敏君） 震度5弱で作動すると。それに加えて、新しいものは過流量、水が大量に流出するような場合にもとまるという御答弁かと思いますが、この過流量で作動するというのが、私は非常に有効であると思います。大きな地震があったとしても、配管に異常がなければ過流量が起こらないと、そのまんま水が出るということでございますね。実際にはなかなかそういうことは難しいのかもしれませんが、いずれにいたしましても、大きな地震の場合には、この緊急遮断弁が作動して水の流出を防ぐと、配水池の水は確保されるということでございます。

ただ、この緊急遮断弁が作動すると、今度は逆に水道管からは水が出ないこととなります。ライフラインでございます。一時的にはとまりましても、その後は速やかに破損した管路を修繕し、順次通水を開始することになるかと思っております。当然、トラブルがあった場合はでございますが、一刻も早い回復が望まれるわけでございますが、この迅速かつ的確に復旧させるため

の組織体制、また緊急業務を示したマニュアル、こういったものが策定されているのでごい  
ましようか。

副議長（広瀬時男君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 瑞穂市の地域防災計画及び職員の災害時の行動マニュアルにて、  
市全体としての役割分担や職員の業務などを策定していますが、水道事業担当課としての具  
体的な行動マニュアルなどについては策定されているとは言いがたい状況ですので、今後の喫緊  
の課題として考えてマニュアル等をつくっていきたいと考えております。

職員配置状況などから、上水道課単独では業務分担に無理が生ずると思われるため、課を超  
えた協力体制の検討整備、市内の管工事組合などとの連携、協力体制も要請いたしまして、考  
慮しながら考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔1番議員挙手〕

副議長（広瀬時男君） 古川貴敏君。

1番（古川貴敏君） マニュアルは、まだ策定されている状態ではないということございま  
すが、当然水道施設は重要でございますが、防災の組織と同じでございますので、今の管工事  
組合の助け、あるいは極端に言えば自治会も何かお手伝いができるんじゃないかと、そういっ  
たことも踏まえて計画を策定していただければと、私は個人的には考えております。

そこで、この災害時に断水が起こりましたら、管路が復旧するまでは応急の給水体制が必要  
となるわけでございますが、こういった場合の給水車の確保、また近隣自治体との相互支援体  
制等は整備されているのでございましょうか。

副議長（広瀬時男君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 現在、瑞穂市では給水車は配備されておりませんが、消防のほ  
うではあると聞いておりますが、給水タンク、1.5立米、1.5トンですね、ステンレス製のタン  
ク2基と500リットルのポリタンク2基を保有しており、個人配付用に6リッター給水のでき  
る給水パックを9,000袋保有しております。緊急ときには、これらを運搬車両に搭載して応急  
の給水活動に従事する計画であります。

近隣事業体との相互支援体制としては、岐阜県も含め県内事業体にて平成9年4月1日に岐  
阜県水道災害相互応援協定書を締結しておりまして、応急復旧資材等の貸与、または提供、応  
急給水作業及び応急復旧作業について相互に応援活動を行うこととなっております。

〔1番議員挙手〕

副議長（広瀬時男君） 古川貴敏君。

1番（古川貴敏君） ありがとうございます。給水タンク1.5立米と500リッター2基も保有し  
て、さらに6リッターの個人用のパックですか、これを9,000袋用意しているということござ  
います。こういった給水支援体制も含めて先ほどのマニュアルに反映していただけたらと思

っております。

次に、今、この水道管の迅速な復旧のためには、できれば耐震性管路の整備が重要と考えられます。平成21年度現在で当市の耐震管整備率は、全国平均よりは上回っているようですが、まだまだ低い数字のように思われます。今後、当市においてすべての水道管を耐震化するのか、それとも主要幹線や地盤等を勘案して耐震化を図るのか、そういった今後の管路の耐震化計画をお聞かせください。

副議長（広瀬時男君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 幹線の管路網、特に口径150ミリ以上のものに対して耐震化も含めた再整備計画が必要だと考えております。平成23年度に基本計画を策定いたしました。それに伴いまして、今年度中には路線の重要性、老朽化及び予算配分なども考慮して年次整備計画を策定いたしまして、来年度、25年度から整備を行っていきたいと考えております。

また、平成21年度以降に施工している配水拡張工事及び改良工事等に関しましては、耐震管、または耐震対応管を使用して対応しております。

〔1番議員挙手〕

副議長（広瀬時男君） 古川貴敏君。

1番（古川貴敏君） これからの管路整備は、耐震管もしくは対応の管を使われるということでございますね、わかりました。

阪神・淡路の地震の後に、水道の被害の状況を書かれた本が出版されております。私、それに目を通しましたが、神戸の埋立地の非常に地盤の悪い液状化の起こりやすいところに埋設された管路で、ダクタイル鋳鉄管のNS型という耐震性の管路でございますが、専門的には鎖構造管路と申しますが、この管路のところは被害が一つも起きていなかったとのことでございます。ぜひ耐震化計画を行う場合には、そういった地震の被害に遭われたところの事例も参考にさせていただいて管種等を検討していただければと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

さて、最後の質問でございますが、ちょっと地震とは離れますが、今、自治会では災害に備え自主的に消火訓練を行っているところが多いようでございます。この訓練は、時期的には3月から5月にかけてが多く、場合によっては同じ日に幾つかの自治会がこの消火訓練を行っているときもあるようでございます。

そもそも水道施設は、その給水規模によって火災時の水量も加味して整備されておりますが、こういった自治会において同時に消火訓練を行えば、万が一、ほかの地区で火災が発生した場合に、消防法による基準水量が確保されないおそれがあるのではないかと思っております。消防水利は水道水だけではございませんが、住民の生命と財産を守るための施設がこの消火訓練によって消火栓本来の役割に支障を来すと、こういった心配はございませんでしょうか。

副議長（広瀬時男君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 今言われたように、水道施設の基本的な役割は、人の飲用に適する水を供給することですが、消防法に基づく基準を満たした消火栓は、消防水利として利用しますということになっております。

そこで、火災時、配水量の算定については、議員言われたとおり、平常時の給水量に加え、加点数、水源地、牛牧とか本田、馬場、別府、宮田、古橋にございますが、加点数が合計で18カ所があり、それに消火用放水量、1分間に9立米を考慮して設計しておりますが、当市の計画時間最大配水量、時間帯の最大の使用量でございますが、それより計算上は上回っておりますので消火水量に問題ないと考えております。

また、一応自治会の消火訓練に消火栓を使用される場合には、自治会長などの代表者からなんですが、消火栓の使用許可申請書を私どものほうに提出いただきまして、これにより実施日時ができるだけ重複しないよう注意しております。

なお、万が一、大きな火災発生時には特殊防火井戸や河川などの消防水利を使用しますが、多くの消火栓を使用することが想定され、このような場合には時間帯によっては家庭用の水道の水の出が悪くなることも考えられますので、地域住民の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

副議長（広瀬時男君） 古川貴敏君。

1番（古川貴敏君） 消火訓練も大切なことですが、消火訓練によって本当に火災が起きたときに水が出ないでは困りますので、今の答弁から問題はないかと思いますが、なるべく訓練が重ならないように調整をしていただくことを、またお願い申し上げます。

水道施設は重要なライフラインでございます。平常時においても災害時においてもその機能が十分に果たされることが求められております。経済性の問題もございますから、一気に耐震化など整備することは不可能ではございますが、災害時の避難所を優先に水が出るとか、また液状化の地域特性を見据えた効果的な整備方法を御検討していただきますことをお願い申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

副議長（広瀬時男君） みづほ市民クラブ、古川貴敏君の質問を終わります。

これで会派代表質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。4時40分から再開します。

休憩 午後4時26分

再開 午後4時41分

議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きますが、私、途中で退席いたしまして副議長の広瀬時男君が議長を務めていただきまして、御迷惑をかけましたことを

心からおわび申し上げます。

それでは、あとの残りは私が務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、本日の会議は、議事の都合によりまして、あらかじめ延長をいたします。

続きまして、個人の質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

3番 西岡一成君の発言を許します。

西岡一成君。

3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は、命と健康を大切に、平和で幸せな人生を家族とともに送るためにというテーマで、脱原発について、それから禁煙対策について、そして最後に婚活の支援事業についての3点について御質問を申し上げたいと思います。

順次、質問席にて質問を行います。

まず、第1点目の脱原発についてであります。

去年の6月議会で私は福島第一原発事故について取り上げましたが、これに対し堀市長は、地震は天災であるが、福島原発は人災であるとの認識を示された上、過去に何度も大きな地震や津波に大きな被害を受けたにもかかわらず、なぜ歴史の教訓を生かさなかったか、なぜ歴史に学ばなかったかと、とても残念で悔やまれると答弁をされております。

その後の岐阜新聞のアンケートでも、原発の安全神話が崩壊した今、原発を停止するべき、再稼働も認められないと、近隣自治体のどの首長よりも踏み込んだ発言をされております。

また、堀市長は、脱原発が私の考えと基本的態度を明確にされ、私のその具体化に向け調査研究チームを立ち上げてはどうかとの提案に対しても、御提案いただいたことについては検討したいと答弁をされているところであります。

さらには、全国69人の首長らで4月28日発足した脱原発を目指す首長会議にも、岐阜県で唯一、堀孝正市長の名前が中日新聞1面に掲載をされたのは御案内のとおりでございます。

こうした堀市長の認識と行動は、福島第一原発事故に見舞われた被災者の方々、今でも県内に9万7,599人、県外に6万2,736人の方々が我が家に帰れずに、厳しい避難生活を強いられているところでございます。

こういう人たちに対して、その心情に市長の認識と行動というものは、まさに沿ったものであるばかりか、決して大きな意味でなくて、本当に世界史の流れと人類の将来を見通したものだと思っております。その炯眼に心より敬意を表するものであります。

さて、政府は16日、関西電力大飯原発3・4号機の再稼働を最終的に決定し、直ちに準備活動に入るよう関西電力に伝えたということでもあります。国民の生活を守る、それが理由であります。

中日新聞によれば、この問題に対して堀市長は、日本では何が起きるのかわからない。次に

事故が起きたとき、政府はどう責任をとるのかとコメントされておりますけれども、脱原発から原発推進にかじを切り直した野田首相は、歴史的犯罪を犯したと言わざるを得ません。この際、ぜひ市長から大飯原発の再稼働の問題に対して、こういうことをまだ考えているということがございましたら、まずそのことをお聞きしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 西岡議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

議員より通告をいただきましたら、この大飯原発3・4号機の再稼働問題が大きな動き、大きな進展がございました。御案内のとおりでございます。6月8日午後6時より野田首相の会見がございました。その中には、国民生活を守るためというところでございます。計画停電や電力料金の高騰など、日常生活への悪影響をできるだけ避ける。また、原発をとめたままでは日本社会は立ち行かない。また、突発的な停電が起これば命の危険にさらされる人も出る。さらには、夏場限定の再稼働では国民生活は守れない。電力価格が高騰すれば中小企業や家庭に悪影響が及び、空洞化が加速して雇用の場が失われる。さらには、中東からの石油輸入に支障が生ずれば、石油ショックのような痛みも覚悟しなければならない、こういう国民生活を守るためと。

さらに、再稼働のこの安全性につきましては、福島を襲った地震、津波が起こっても事故防止ができる対策と体制は整っている。全電源が失われる事態でも炉心損傷には至らない。また、もちろん安全基準に絶対はないが、30項目の対策の実施を期限を区切って電力会社に求めている。さらに、政府の安全判断の基準は暫定的なものであるが、新たな規制、体制が発足した時点で安全基準を見直すというものであります。

野田首相は、さらに6月12日、政府としまして再稼働を関西電力に指示しました。

そこで、大飯原発に対する私の考え、思いを申し上げたいと思えます。

この夏の関西電力管内の需要と供給の需給バランス、いわゆる関西におきましては14.9%の電力不足の供給ありきでの再稼働では、拙速過ぎるというのが私の考えでございます。それは政府の安全判断の基準は暫定的なもので、新たな規制体制が発足した時点で見直すというもので、事故調査委員会の報告もいまだ受けずに、やらなければいけない地震における事務の免震棟の設置、さらには防潮堤の設置、放射性物質が飛び散らないようにするフィルター付きのベントの排気設備、こういったものが全く整備されずにでございます。

そこで、なぜ私が脱原発かということをお願いしたいと思います。

日本のような国土の小さな国で火山国、地震国では何が起こるかわからない、想定外のこと起きる可能性があるわけでございます。そしてテロ、また飛行機の墜落、ひょっとしてテポドンの誤射なんかがこの原発にあった場合、福島の現在の現状を見たとき、先ほど議員も御指摘がございましたように、いまだ自分の家に戻れない。5年先でも、いや、20年先でも戻れな

い人があるまちにおきましては18%以上の人がおるということで、このことを思ったら、到底容認はできません。

また、事故処理に何十年かかるかもしれません。御案内かと思いますが、現在、あの福島原発で毎日3,000人の人が3回、あの防護服を着がえて、一日に9,000着、毎日、現在使っており、この実態を御存じないと思う、これが現実でございます。

こういったことを考えたり、またこの使用済みの燃料棒の処理先が決まっていない。この事故でいろんなこの原発の関係のことがわかりました。日本ではそういう処理のことが全く進んでおらんことも、この福島原発からわかったところでございます。原発から出る核の廃棄物のごみの受け入れ先がきまっていない。きのうの新聞にも出ておりました。地下300メートルに埋設してですよ、これで10万年かけて放射能を低減させると、もうびっくりするような記事でございました。これが日本で実際に起きたわけでございます。青森県の六ヶ所村の施設の現状のままの維持だけでも、年間に1,100億円の経費がかかるということもある。現行のこの処分方法を考えましたら、早く脱原発のために、新エネルギーといいますが、そして再生可能なエネルギーの開発の投資に、国を挙げて力を入れるべきと私は考えております。

原発、そういう中におきまして、原発の地元、地域の皆さんの働く人たちのことも考えて、この原発にかかわる雇用の場を国として喫緊に考えるべきではないかと、私は思っております。

そういう関係で、私の脱原発、これまでの経過を見まして、本当に日本では絶対にだめだというのが私の考え方でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） ただいまの堀市長の毅然とした原発に向かう態度に、私は本当に感銘を受けました。ぜひ今後ともその姿勢で貫いていただきたいと思います。

政府においても消費税については次の世代にツケを残さないなどと言って、国民の声も聞かずに、解散もせずに強行しながら、原発については10万年先までツケを残す、何を言っておるかということなんです、全く、本当に話すだけでも腹が立ってくる。支離滅裂、そのときだけマスコミを使って国民にええかげんなことを洗脳する、私は大変許しがたい行為だというふうに思っております。

それで、今、堀市長が立場を鮮明にされましたけれども、私はこの大飯原発の再稼動につきましているんな新聞を読ませていただいたんですけども、よし、そうやというふうに一番ジャーナリストの気概というものを感じたのが琉球新報の社説なんです。時間をとりますけど、ぜひ皆さん方に御紹介をさせていただきたいと思います。

これは6月18日の「原発再稼動決定、政府による恐怖の強制だ」、こういう見出しで、この

恐るべき安全軽視が本当に政府による決定なのか、にわかに信じられない。関西電力大飯原発3・4号機の再稼動を政府が正式決定した件のことだ。安全を置き去りにした決定は、政府が国民に恐怖を強いるに等しい。直ちに決定を撤回すべきだ。野田佳彦首相は、福島を襲ったような地震や津波が起きても事故は防止できると断言したが、科学的根拠が見当たらず、余りにも無責任だ。そもそも福島第一原発事故の原因すらわかっていない。東京電力は想定外の津波のせいだと強弁するが、津波が来る前に配管が破損した疑いは消えていない。原子力規制庁は、まだ根拠法すら制定されていない。福島第一原発にさえ設置されていた免震重要棟が大飯原発には整備されておらず、非常時の指揮所は存在しないに等しい。放射性物質のフィルターがついたベントは4年後に設置の予定で、津波の経験を踏まえた防潮堤のかさ上げは2年後にしか完成しない。ないないづくしでよく再稼動を決断できるものだ。大飯原発は地震の巣である活断層の密集地帯に位置し、敷地内を軟弱な断層が走るが、地質の再調査をする予定もない。首相は新安全基準を安全性の根拠にしたが、これをつくった原子力安全・保安院は、福島原発事故を防げなかった当事者だ。しかも、この基準は、首相の指示からたった3日で作った即席の代物である。これで安全だと信じる人は、まずいるまい。再稼動決定に至ったのは、電力不足の印象が巧みに植えつけられたためだろう。政府の需給検証委員会が関西電力管内で最大15%の電力が不足するとの予測を発表したのが空気を変えた。だが、民間の節減努力もさして勘案しない代物だ。手術中の病院も停電するなど不安があおられたが、総合病院には自家発電設備があるのが普通ではないか。再稼動の結論を誘導するための予測という印象をぬぐえない。事実、東京電力の経営再建をにらみ、東電の原発を再稼動させるのが政府の本当のねらいとも伝えられる。公正性が疑われる決定と言うほかない。政府がなすべきなのは、恐怖の強制ではなく、恐怖の除去だ。脱原発を明確に打ち出し、省エネ・新エネ技術立国の道筋を明示するのが本来の仕事のはずである。福島の教訓を無駄にしてはならない。

これが琉球新報の18日の社説であります。本当に私はそうだと思います。こういう力が日本のまだ国内にはある。そういう意味で、大飯原発の再稼動に対して撤回を求めていかなければならないというふうに思っております。

さて、福井県内には廃炉作業に入っている「ふげん」を入れれば原発が15基もありますが、敦賀原発は浦底断層という活断層の上に建てられていることが既に明らかになっております。そればかりか、6月6日の共同通信のウェブ版の記事であります、「大飯原発、地表ずれる可能性、専門家、早急に現地調査を」との見出しでこう書いております。再稼動問題で注目される関西電力大飯原発（福井県）で敷地内を走る軟弱な断層（破砕帯）が近くの活断層と連動して動き、地表がずれる可能性があるとの分析結果を渡辺満久東洋大教授（変動地形学）と鈴木康弘名古屋大学教授（同）が6日まとめた。渡辺教授は、原子炉直下を通る破砕帯もあり、早急に現地調査をすべきだとしている。原子炉直下の破砕帯が動いて地表がずれると、安全上

重要な設備を損傷させるおそれがあるため、原発の立地場所として不適格となる可能性もある。6月6日の記事です。

こういう状況の中で、こういう専門家の知見がある中で政治的に突っ走ってしまう、本当にむちゃくちゃです。こういう破碎帯がある中で地震が起こって地表がずれれば、建屋が傾いたりすることによって配管が壊れてしまう。そのことによって福島のような大変な事故に発展する可能性を持っている、そういう中での再稼働なんですね。そのことをしっかりと認識をしておかなければならないということなんですね。

要するに、大飯原発も大変危険なところに立地をしているということでもあります。もし、大飯原発で事故が起こった場合、瑞穂市に住む私たちには全く影響がないのでしょうか。他人事で済ませることができるのでしょうか。このことを考えてみたいと思います。

議長、ちょっと資料の配付をお願いしたいんですが。

議長（藤橋礼治君） 配ってください。

西岡一成君、傍聴の方が3名でございますので、これを配付します。

それでは、西岡一成君、どうぞ。

3番（西岡一成君） 今、お手元にお配りをさせていただいたのは、この3月3日にふくい・あいち・ぎふ・みえ福井の原発からの風向き調査プロジェクトという市民団体の皆さん方が、美浜原発の近くに水晶浜という海水浴で有名なところがあるんですけども、その浜から1,000個の風船を飛ばして、それが風に乗って、いつ、どこに届いたかということ届いた人たちからの申告によって調査をしたものなんですね。まだ恐らく届いていることあると思うんですけど、集約したのがとりあえずこれということで、私に御報告をいただいたわけなんです。

これ、見てください。まず、3月3日に風船を飛ばして、どこに届いていますか、これ。17番、3時30分、10時から12時までの間に飛ばしたんですね。それで、17番、15時30分、本田、これは小橋です。小橋に風船が落ちたんです。これ、大体何時間後ですか。10時とすれば、11、12、1、2、3時半、大体5時間、11時としても大体5時間ぐらいで到着するということですね。風によって違いますから、次の日、3月4日の26番、これも瑞穂市本田に飛んできております。それから44番、これは今度は3月6日です。4、5、6、3日間たって別府に飛んでいっています。別府に落ちています。

要するに、何が言いたいかというと、90キロも離れた福井県の山の向こうの出来事だと。もし、敦賀原発だとか大飯原発だとか、いっぱいある原発で事故が起こっても岐阜は関係ない、穂積は関係ないということでは全くないということなんですね。全くそういうことじゃない。そのことを、ぜひ、自分たちの生活する現場での問題としてこの原発問題を、原発事故というものを考えていっていただかなければならないんじゃないかというふうに思っております。

ちなみに、私は大飯原発で放射性物質が漏れる、そういう事故が発生した場合、本田団地の自宅まで何時間で放射性雲が到達するかを調べてみました。大飯原発から本田団地までは直線距離で93.7キロあります。時速を18キロというふうに仮定をすると、もっと速いこともあるでしょうけど、18キロぐらいで仮定すると、5.2時間で放射性雲が到達することになります。こういうことでも明らかになったと思いますけれども、先ほど申し上げたとおり、瑞穂市に住む私たちにとって大変身に迫った問題だということでもあります。琉球新報が書いておりましたように、野田首相は、直ちに決定を撤回すべきであることを改めて申し上げたいと思います。

そして、先ほどの市長の話にもありましたけれども、言葉は使われなかったですけれども、トイレなきマンションと言われるように、原発を運転したら、必ず大量に出てくる死の灰の塊、使用済み核燃料が問題であります。日本では福島事故の以前に活動した原発は全国で54基あり、そこから1年間にウランの重量で毎年1,000トンの使用済み核燃料が発生しております。それは、各原発の建屋及び青森県六ヶ所村の再処理工場敷地内の貯蔵プールに貯蔵されることになっていますが、現状は六ヶ所村の貯蔵プールは既に3,100トン貯蔵されて満杯であり、各原発施設内の貯蔵量も約1万3,000トンと、あと数年で満杯というところが出ているわけでありまして。一たん燃やした後の核燃料というのは、大量の放射線を絶えず出し続ける大変危険な存在であります。広島型原爆に例えてみますと、100万キロワットの原発だと、毎日3キログラムのウランを消費して、3キログラムの死の灰を残すということでありまして。それが使用済み核燃料にたまります。この原発で100万キロワットのものが1台動いていたら、毎日、広島型原発の3発分の死の灰がたまることになるそうでありまして。1年間動いたら、広島型1,000発分を超す死の灰がたまることになります。ところが、死の灰の塊である使用済み核燃料を始末するシステムを人間はいまだに見出しておりません。だから、トイレなきマンション、どんどん使用済み核燃料はたまるばかり、それ自体が放射性物質で熱を持って、冷やさなきゃいけない。それが日本国じゅう満杯になっている。

それを今度大飯原発が再稼働して、その次の原発も稼働をどんどんしていったらどうなるか。先ほど琉球新報も書いておりましたけれども、14.9%なんていう根拠をだれが決めた。客観的な根拠を全然野田首相は言っていない、明らかにしていない、それは政治的だからです。

で、先ほど申し上げたように、核のごみの放射線のレベルが十分に下がるまで10万年もかかるようなものを後世の子孫に引き継ぐこと自体、異常と言わざるを得ません。地球を破壊し、人類を滅亡させるような原発は、人間社会からなくさなければなりません。原発メーカーや電力会社、それに関連企業、官僚、政治家の一部、御用学者の一部などの利権あさを絶対許してはならないと思います。何も原発に頼らなくても、太陽光、太陽熱、水力、風力、地熱、バイオマス、波力などの再生可能エネルギーは幾らでも自然界にあるではありませんか。今こそ脱原発を明確に打ち出し、大量生産、大量消費のエネルギー浪費社会から、自然と共生し、平

和と命を大切にする社会への道へと大きな一歩を踏み出す歴史的岐路に私たちは立っているのではないのでしょうか。

では、私たちの日常生活の中で脱原発を具体的にどう実現していけばいいのか。現実的には、家族や地域、職場、学校などで身近なこと、そしてそれを地道に継続していくことからまず始めていくことではないのでしょうか。

それでは、具体的に提案をさせていただきたいと思います。

まず第1は、市長にお聞きをいたします。非核平和都市宣言に続き、全国に先駆けて脱原発都市宣言をされてはどうでしょうか。

去年の11月に、遅まきながら多摩市で非核平和都市宣言がつくられました。その中身の中に福島原発のことが、恐らくこれは日本で初めてではないかと思えますけれども、こういう文言が入っております。「平成23年3月の東日本大震災と福島第一原子力発電所事故に、私たちは多くのことを学びました。自然の力に対する謙虚さを忘れ、人間の科学技術を過信していたこと。安全と言われていた原子力発電所から、一たび事故が起これば大量の放射性物質が拡散され、大事に育て築いていたものがたちまち奪われ得ることを。私たちは、人と人とのきずなを大切に、原子力にかわる人と環境に優しいエネルギーを大事にしていきます。そして、戦争がなく、放射能被害のない平和な世界に向けて、みんなが笑顔で、多様な命がにぎわうまちを多摩市から実現していきます」ということですね。平和都市宣言なんですけど、原発の話のほうがたくさん書かれておるんですね。そのくらい大変な受けとめ方をされたと思うんですけども、これ、市長、この宣言について検討する余地はありませんか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 十分に検討を加えたいと、このように思っております。

3番（西岡一成君） 市長の先ほどの決意を踏まえ、非常に大事なことでありますので、じっくり検討をしていただければというふうに思います。

それから、これも市長なんですけど、今、脱原発の首長の会に入ってみえるわけですけども、まだ新聞を見ると、お隣の北方町の室戸町長、それから高山の市長あたりも脱原発ということで新聞にコメントをされておりました。ですから、県内の首長の中で、まず少数であっても、やはり自然エネルギー、そういうものに原子力からかじを切りかえていかなきゃいかんというふうに考える首長さんたちがまず集まって、お互い交流をする、そういう呼びかけをぜひ堀孝正瑞穂市長にお願いしたい。いかがですか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） まず、そのことも踏まえまして、十分検討を加えたいと思っておりますので。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 恐らく新聞を見られた皆さん方は、堀市長の脱原発という、その姿勢、勇気に本当に感銘を受けておられる皆さんがたくさんいらっしゃると思います。ぜひ頑張ってくださいと思います。

では、第3なんですけれども、脱原発の立場を鮮明にした上で、先ほど申し上げたように、我々末端の自治体や住民が日常生活の中で具体的に何ができるかでありますけれども、これまでも主に経費削減、地球温暖化対策の観点から、何人かの議員さんが太陽光発電、省エネ、節電、LED、緑のカーテン事業、クールビズ等々についても質問をされております。今後は、その観点だけじゃなくて、今申し上げました脱原発、そういう観点からも、これらの施策、事業を一層強化して行っていただきたい。

先ほど古川議員が節電のことで質問されましたので、ダブりますから、ちょっともう時間がないですから省略をさせていただきます。

あとは、ことしの夏に平和メッセンジャーとして中学生が広島を訪問して交流と研修を深めてまいるわけでありますけれども、あわせて夏休みや冬休みに福島の子供たちを訪問して、また福島の子供たちには瑞穂市を訪問してもらうなど相互交流を深め継続する中で、お互いに平和の日本の未来を切り開くオピニオンリーダーとして成長してもらう、こういうことはいかがですか、市長。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） ことしは第1回としましてピースメッセンジャー、今、その準備をいたしておるところでございます。このことをしながら、そういう中でもまた広島等々を訪問しますと、いろんな声も出てこようと思います。そういうことも踏まえていろいろ勉強させてもらいたい、このように思っておるところでございます。よろしくお願いします。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 別に今年度の補正を組んでやってくださいということではないんです。そういうことが子供たちにとって、そして親にとっても大事なことはないかと。それを具体的に実行できるように前向きに考えていこう、こういう姿勢を実は求めておるところであります。その真意を、ぜひ御理解を賜りたいと思います。

それから、先ほど古川議員のほうで安易な助成金を打ってはいけがななものかという話もあつたんですけれども、市内の家電販売店からエアコンや冷蔵庫、LED照明器具などの家電を省エネ機能の高い家電に買いかえる家庭への一部補助、それで促進する。そして、市内の家電店から買ってもらう。市内の商工業の発展のためにも、それは意味のあることではないかというふうに思いますけれども、そういうことも含めて検討していただけないか。

議長（藤橋礼治君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 済みません、突然の質問でちょっとあれですが、今のところ住宅リフォーム事業を昨年とことしやっております。その中でいろんな施策も打てるのではないかなという考えでおりますが、今のところ考えておりませんので、一度考えてみたいと思います。よろしく。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3 番（西岡一成君） 先ほど申し上げたように、脱原発という観点からの、いわゆる省エネ機能の高い家電の買い換え、これに対する補助、このことを一つのテーマとして具体的に検討をしていただきたい。さまざまな角度から、多様な手段、方法でやっていかないと、本気でやっていかないと、やはり脱原発というためには、やっぱり私たち自身の生活も厳しく見直さなければいけないと思うんですね。

もう時間がないからまとめて言いますけれども、1つは、この働き方の問題も考え直さなきゃいけないですよ。極端なこと言うと、365日、24時間、工場を動かして働き続ける、これが本当にエネルギーを有効、効率的に使っていることなのか。今まではそういうことが効率だという発想だったんですね。そういう働き方自体に対して、やっぱり立ちどまって考えなければいけないのではないかということで、全く具体的な話につなげて話しますけれども、ノー残業デー、残業が全くない日、そういうのも月のうち第何週の何曜日とか、そういう格好でできませんか。

それから、あと上の省庁でやっていますけど、スーパークールビズ、クールビズだけでなくスーパークールビズ、大分涼しい、見るだけでも涼しそうだね、あれね。スーパークールビズについてもどうですか。

あと、消費電力が例えば去年の7月、8月に比べて10%下がった、20%下がったとかというように削減率が大きかった家庭に対する表彰とか、あるいは商品の寄贈と、こういう方法、これは全国的に節電コンテストみたいな格好でいろいろやっていますね。とにかくその雰囲気はどうつくるか、ムードをどうつくっていくか。だから、いろんな多角的なことを拝聴しながらやっていかなきゃいけないね。

だから、そういう意味でいろんなことがありますから、ぜひ知恵を絞って、脱原発に向けて地域末端で我々が何ができるかという、これは全く一つの例の話でありますから、皆さん、知恵を出していただきたいと思います。

それで、たばこのことがちょっとできないもので、ちょっとっておきます。

これまで喫煙率の実態把握、喫煙率を減らすための数値目標の設定、健康障害や経済的損失についての教育活動の強化、公共の場での喫煙禁止等、具体的提案をいろいろさせていただき

ましたけれども、執行部からは、これは前年のあれですけど、本年度において健康増進法の計画を立てている。その中でこういうことも資料を整えながら提案していきたいというふうに部長は答弁をされておりますけれども、それを具体的にどういうふうに立てられたのか、ちょっとお知らせください。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 禁煙対策についてでございますけれども、前回の答弁の中で瑞穂市におけます第2次健康増進計画「健康みずほ21」というものですね、議員さんのほうにはお配りしてあると思いますけれど、この本でございますけれども、この本の中で具体的な施策を盛り込みました。

今度は、今まで数値目標というのを出しておりませんでしたけれども、ここの中の47ページに禁煙者が増加するというので数値目標を上げております。その施策としまして、やはり行政だけではなく、個人とか家庭、それから地域、学校、職場でも、これからもっと取り組んでいただきたいということで、そのそれぞれ施策を上げております。

学校でも、今現在、中学校、それから小学校でも取り組んでいただいているという状況でございますので、また一層こういったものも呼びかけていきたいと思っております。

その中で瑞穂市は、この計画をことしの3月に計画をしました。そのちょうど最中でございますけれども、国のほうがですが、ことしの2月15日に国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針ということで「健康日本21」、国の施策でございますけれども、その素案が出まして、その後、またその修正が出ました。その中で国はですが、国民の健康の増進を推進するための生活習慣の改善及び社会環境の改善に関する目標の中に喫煙の率を上げております。それを瑞穂市と比べますと、やはりですが、もっと具体的に項目、例えばですが、成人の喫煙率の低下、それから未成年者の喫煙をなくす、妊娠中の喫煙をなくす、受動喫煙、それから店舗でと、そういう具体的な数値も上げております。この中で私のほうも、まだ施策としてこういう計画を上げたばかりでございますけれど、この国の方針をもう一度見ながらですが、これは私のほうは施策を立てたばかりですけれども、この推進の審議会の中でも推進に関して見守っていくということで、今後、どういうふうに施策をしていくかということの方針を立てていく中でこの数値についてもまた見直す必要があると考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 今、部長から答弁をいただきましたけども、だめです、これは、はっきり言って。全く抽象的なスローガンを並べているようなもん、そんなことで簡単にたばこはやめられません。たばこをやめるといのは、本当にやめたら自分は何でもできるぐらいの気持

ちでやらないと、やめられるもんじゃないです。それは、もう今まで何回も言っているとおりです。ニコチン中毒症ですから、自分の意思でたばこをやめられる人は1割、あとの9割の人は禁煙治療を受けてやらないと、なかなかやめられるものじゃない。やめたいという人は、30%後半のパーセントがあるんですよ。けれども、なかなか、やめたいと思ってもやめられないのがたばこ、お酒はやめやすいんですよ、まだ。たばこのほうが非常にやめるのが苦しい。けれども、それは体のニコチン濃度がどんどん薄くなっていくから、いらいらする、だから1時間ごとに出て行ってたばこを吸うと、ちょっといらいら感がおさまったり、多幸感、そういうものになったり、朝の一番は、起きてすぐ一番うまいとか、完全にニコチンに支配を脳がされてしまっておる。だから、病気なんです。ニコチン中毒症というれっきとした病気、病気は治療しなきゃいけない。だから、一日に吸った本数と何年間吸ったかということで、200の数字になった人は健康保険でまず治療が受けられる条件ということですね。それが400、600、800とかなったら、もうがんが発生する、いつなってもおかしくない状況ですね。そういうことは、もうわかり切っていること。医者に行っても、医者の窓口でニコチン中毒症という、禁煙治療のためのパンフレットも冊子も置いています。そこでもうやっています。ですから、禁煙教育もやられたと思うんですけどね、だからそういうことをもっとやる。

それから、例えば22年3月議会で今後の対応として庁舎内は全面禁煙としたいと言われた。これ、2年前に言われた。2年前ということは、もう2回、世界禁煙デーを経ているわけ。その間に、じゃあこの答弁をどう具体化したか。上に立つ者が自分でやめないと絶対にできませんよ、たばこは。

僕は、だから自分がチェンスマーカーといってマッチが、ライターが要らない、しょっちゅう吸っているから、順番に吸っているから、マッチやライターが要らない。その結果、心臓を手術するとき、何十年もたばこをやめているのに肺の機能が物すごく弱って、もうおしまいですよと言われるところまで行った。昔のことだろうと思ったら大間違い、今そういうことが起こって自分が手術をする体になったときに仕返しをされた、本当に苦しい。

ですから、今の例えばこの今後の対応として庁舎内を全面禁煙にしたいということを行っているんだったら、2年たってこの抽象的な、大変失礼だけど、だれでも書ける、こんなもんは、はっきり言って、これだけだしたら。だから、本気でやめる意思と強い指導というものを持たないといけない。

部長、どうですか。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 先ほど述べましたけれども、やはり国の指針がかなり厳しいものになっております。今後、見直しの中で議員御指摘のことも考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3 番（西岡一成君） で、今後、今後、今後とって、1年、2年、3年、ずるずると過ぎるわけだから。たばこというのは、順番に減らしていったらやめられるというようなもんじゃないのと一緒なんですよ、ずぱっとやめないとやめられない。きょうはちょっと5本にして、あしたはちょっと4本にしてなんていうような気持ちでは、たばこは絶対やめられない。思い切って持っているやつをぱーんと捨てて、おれは何でもできるんだぐらいの強い気持ちでやっていただきたい。だから、今度、今度というようなことはやらんということに等しいことだからね、ぜひこの2年前の答弁を踏まえてやっていただきたい。

それで、最後ですけれども、これ、一昨年6月議会で広瀬武雄議員が質問をされておるんですよ。私、議会だよりを見まして、本当にそうだと。自分の家の周りを見ても、自分のところもそうだし、自分のところも35、そして周り、そして嫁さんの職場、こっちは女の子、みんなじゃないけど、結婚していない子は38とか37ぐらいの女の子たちもいっぱいいる、どうなっているんだ、これは。

で、岐阜市だとか大垣市とか、今、これ取り寄せて見てみたんですけれども、1年に4回とか5回、いろいろやっていますよね。いろいろ趣向を凝らしながら、ときめきの瞬間を探しませんかとか、これ参加申込書、大垣市、いろいろ市も苦労する。そういうことで知恵を出し合いながら、これ一生懸命やっておるんですわ。だから、こういうことについて広瀬武雄議員が一生懸命言われていますんで、本当に具体的に何らかのアクションを起こしていただくように検討する場を持っていただけませんか。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 国勢調査の結果が出まして、本当にこの結果を見ますと、瑞穂市において独身がかなりお見えになるということがわかりました。その反面ですが、前回のお話の中で出生率等については、私のほうは今のところ横ばいよりも少し進んでいるという状態の中でも、今後、こういった婚活についてですが、他市町を調べましたところ、やはりいろいろな人との出会いを求めるといって、街コンという企画もまちおこしの一つとして考えておりますので、今後、こういうことも考えながら、やはり市としてもこういった事業で、そういう消費者対策だけではなくて、まちおこしのイベント的なものも全庁挙げて一回考えてみたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3 番（西岡一成君） この大垣のを見ても見ますと、これまでの開催したイベントでは60組のカップルが成立したということで、やっただけの成果が、何も無いわけじゃない。そういうこと

を通じて交流が広がって、今、部長が言ったように、みんなのはつらつとしたエネルギーが市の中に還元されれば、こんないいことはないと思います。今の国勢調査の話じゃないですけども、未婚率を見ると、30から34、男性47.3%、女性34.5%、35歳から39歳は、男性35.6%、女性23.1%、高いですね。こんな状況にあるわけですから、ぜひ具体的に取り組みを進めていっていただきたいと思います。

ちょっとはしよりましたけれども、以上で質問を終わりたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 以上をもちまして、西岡一成君の質問は終わりました。

続きまして、4番 河村孝弘君の発言を許します。

河村孝弘君。

4番（河村孝弘君） 議席番号4番 河村孝弘です。

先ほどの古川議員と同様、新人議員ですので、言葉足らずで内容が不十分なところがあるかと思いますが、よろしくお願いします。

早速質問に入らせていただきます。

1番、財政状況、現在の公共施設の耐震、施設のスクラップ・アンド・ビルドに対する事業資金による公債費比率の上昇、普通財産の売却、賃貸による収入、公有地、公共用地の評価方法、建物の償却。

上記の資産、負債をB/S、P/Lにて表記できるのか。

2番、都市基盤整備、企業誘致と並行して行う都市基盤整備は、瑞穂市の発展、税収につながるのではないのか。瑞穂市の玄関である穂積駅前周辺開発には大規模商業施設の誘致を含めて必要ではないのか。

3番、コミュニティー施設の管理運営、地域施設の市管理、自治会管理、どのように維持管理されているのか。

4番、教育、英語は、現在、世界共通語となっており、小学校の第2国語として実施してはいかがでしょうか。

中学では第2外国語の選択、特に中国語は全世界の4分の1、25%から30%のウエートで会話されております。それについて、教育を含め国際交流の今後の予定はあるかどうかということ質問していきたいと思います。

一般質問、あとは席のほうでお願いします。

財政から質問いたします。

今後、下水道工事、その他耐震、改修、保育園、小・中学校の補修、道路の維持管理等、また人件費、退職金等の経費の増大、少子・高齢化に伴う民生費の増大、その事業費等の捻出において地方債の起債ということが単純に借金等が膨らむ原因にならないのでしょうか。それによる公債費比率が毎年、今、瑞穂市では公債費比率が単年度で出されていると思います。それ

が単年度プラス、前回見ましたけど、公債費が5年、10年、20年、その公債費比率の期間によって単年度公債費比率しか出ていないと思って見ておりますけど、その辺の計画、数値、従来の企業会計であれば長期借入金になるものが、行政会計というんですか、それについては一つもそれに反映されていない。一般市民の方には、まるで理解がしがたい状況だと思っております。それについて明確なお答えをいただきたいと思っております。

それによる、1番の企業会計によるB/S、P/L、バランスはとれてくるのか。それに伴う、行政に対する、今、ホームページで出ておりますけど、あれじゃあわけがわからなくて、まるでだましたような、内容がわからない。資産管理、運営管理、企業会計、ひとつもなっておりますから、それに対してどこまで近寄れるのか、お答え願いたく思っております。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 河村議員の財政状況についての御質問にお答えをいたします。

市長の今議会の所信表明にもありましたとおり、当市は基礎的自治体として行うべき事業、多様化する市民ニーズへの対応、インフラ整備等、解決すべき課題が山積しており、これら厳しい財政状況の中においても弾力的、かつ着実に進めていかねばならないところでございます。

そこで、議員御指摘の財政運営でございますが、経済状況を見ても瑞穂市の今後においても税収など増加の見込みが立てづらいところに、議員御指摘の少子・高齢化による民生費、医療費等の増大、スクラップ・アンド・ビルドというように資産の更新が集中するという問題が起こることになってまいります。一般的にその年に一般財源で賄い切れない場合、基金を取り崩すか起債を起こすことになるわけでございます。今年度においては、この定例会の補正予算も含め12億5,800万円の起債を予定しております。これらは合併特例債、緊急防災・減災債、臨時財政対策債というようなもので、この後の年度において地方交付税に算入される、補てんされるものになります。いわゆる財政上、有利な起債と呼ばれるものになります。

今後においても市民の負託にこたえるため、負の先送りとならないよう、収支のバランスの均衡を図った財政運営をし、いかに議員御指摘の公債費を平準化することができるかということが認識しなければならないところであります。

その財政運営において公有資産の未利用地については土地財産調査特別委員会においても検討されておりますとおり、資産の売却も視野に入れた有効利用を図り、今後の財源確保に努めていかなければなりません。

次に実質公債費比率については、平成22年度決算において4.2%と、健全化比率である18%を大きく下回っており、県内でもトップクラスの水準を保っておりますが、今後における下水道等の事業が展開された場合においてもこの健全化比率内の変動幅になると見込んでおります。

また、借入期間につきましては、各起債ごとに設定されており、一概ではございませんが、基本的に施設内の耐用年数内としております。公債費を平準化するための資産の更新時期をい

かにコントロールするかということで、中長期的な視野で財政計画が必要になると考えております。

また、貸借対照表、いわゆるバランスシート、行政コスト計算書については、本市においては既に平成22年度より新・地方公会計制度に基づく資産評価、財務4表を総務省基準モデルにおいて取り組んでおります。これらは議員各位にお配りしており、市民の皆様方にもホームページで公開しているところでございます。

今後におけるバランスシートなどにおけるバランスについては、議員御指摘の課題があるもののバランスはとれておると理解をしております。この分析を行うことで健全な財政運営に努めてまいります。

行政コスト計算書については、コストを分析することで常にコストを理解し、事業のあり方も見直すための資料として今後活躍していくものになります。

以上で、財政状況の答弁とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 河村孝弘君。

4番（河村孝弘君） 答弁、ありがとうございました。一部本当にできるかどうかわかりませんが、バランスシートの中身、その辺を明確にさせていただいて、今後やっていただきたいと思っております。

関連質問に行こうと思っておりますけど、議長、よろしいでしょうか。

議長（藤橋礼治君） はい、どうぞ。

4番（河村孝弘君） 奥田副市長にお尋ねしたいことが1点あります。

現在、公共法人により一般財団法人、前回説明がありましたけど、この一般財団法人、4月1日スタート、施設管理公社、みずほ公共サービスが合併、統一化されるという、これ決算書は、私ども、議員の皆様へ渡っていると思います。みずほ公共サービスの決算書、これは非常にわかりやすいんですね。これ、すべてがわかる状態になっております。管理公社は全くわかりません、全くではないんですけど、わかりません。先ほど副市長がお答えになられた、この管理公社に転嫁する、私個人としては、公共サービスのほうに一本化したほうが非常に会社としてもわかりやすく、企業会計をされていますから、市民の方も非常にわかりやすい内容だと思っておりますし、内容的にも2,000万、当期利益930万ですか、経常が8%近く、それだけ出している会社をどうしてつぶすのという疑問が非常にありますし、そんなに一般財団ってメリットがあるんですか。

議長（藤橋礼治君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 今の御質問でございますけれども、公共サービスは株式会社ですので、B/S、P/Lが明確な複式簿記になっています。ただ、施設管理公社となってくると、民

法の3条による財団法人ということでちょっと違った形の会計システムになっております。それも変わったことは変わったんですね。一般財団法人の法律もできたんですが、それに沿った方式になっています。一応事業ごとのセグメントという形になってはいますが、株式会社の貸借対照表のような見やすい形にはなっておりません。

特に今御指摘がありました、いわゆる市の財政も地方公共団体の財政健全化に関する法律とか、あるいは公会計制度にのっとって貸借対照表とか、形であらわしておりますが、何分にも見づらいと言われるのは実際のところですね。と申しますのは、資本、いわゆる会社で資本と申しますと、それは財産になるわけですが、市が抱えておる資本と申しますと道路とか橋とか、それから公共施設、そういうものが、いわゆる一般の会社の財産、資本に匹敵するかというと、そうではなくて、インフラ資本については、結局、負なんですね。道路を維持しなきゃならないとか、橋を、先ほど都市整備部長が言っていましたように、耐震性を担保しなきゃいけないとか、そういった意味の負荷がかかるわけですね。そういうところを除きますと、会社の純然たる資産、会社で申しますと純資産と申しますかね、そういうものが見えてくるんですけども、そういった形に、見やすいのをなぜしているのかというお話でございますが、一般財団法人にすると、先ほどお話ししましたように、その役員構成が評議員と理事、それから監事という形になりますので、その評議員の中に議会の方が入っていただけるというような形で、いわゆる客観性が担保できるわけですね。株式会社になりますと、その役員構成がどうしても利潤を追求するというので、先ほど1,000万の資本金に対して、今ですと、23年度は900万プラスになりましたですね。そういうように利潤を追求しなきゃならないという形になりますね。そうすると、それが公共団体が利潤を追求していいのかという話にもなりますので、そこら辺が不透明であるということで一般財団のほうをやらせていただいたということでございます。

お答えになっているかどうかわかりませんが、一応のそういった判断のもとで一般財団を選択したということだけ御理解いただきたいと思います。

〔4番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 河村孝弘君。

4番（河村孝弘君） 失礼ですけど、全くお答えになっていません。利潤を追求するのがなぜ悪いんですか、瑞穂市は。税金が減少しているんですよ。

副市長がこのみずほ公共サービスの社長であるわけですよ。ここから給料を取れなくて、これ、みずほ公共サービスだけだったらどうします。それでいいんですか、今の発言で、利潤を追求しなくて、市として僕は当たり前のことだと思いますけど。それも、公共サービスもあり、公共の市民へのサービスがあると認識しておりますけど、それについて、市長、どう思われますか。

議長（藤橋礼治君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 公共サービスの存在、意味というのは、あくまで行政サービスの補完的な役割なんですね。行政の主体というのは、経営的な感覚は必要ですけども、利潤を追求すべきものではないんですわ、公共団体というのは。その公共団体の事務をいかに効率化するかということで公共サービスという会社をつくったわけですが、同じように施設管理公社も同類の形で残っておるわけですね。それを一本化して、利潤は追求しないですけども、経営感覚でもって運営をするという目的はそのまま残します。ですから、行政サービスをより効率的に安価に提供するかというために、行政行為の補完措置としてわざわざ法人をつくってやっておりますので、ですから、今回については、公共サービスと一般財団施設管理公社については一本化をすることによって、より効率的にするということで一般財団を選択したということでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

〔４番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 河村孝弘君。

４番（河村孝弘君） これ、決まったようなあれですけど、施設管理公社で一本化で一般財団法人を設立する、これって市民の民意の、皆さん議員、代表のこれ結論でしょうか。

議長（藤橋礼治君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） この一般財団化するということについては手順を踏んできまして、各それぞれの法人の中で、例えば公共サービスですと役員会ですね、取締役会を開いておりますし、それから施設管理公社の場合も理事会、それから評議員会も開催して手順を踏んできております。そして、この６月議会の中で一般財団化するための原資300万円とそれに要する登記手数料等の事務費70万ほど計上させていただきまして、それについては一定の理解のもと進んでおるということを考えていますが。

〔４番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 河村孝弘君。

４番（河村孝弘君） では、これはまだ決定ではないということですか、理解のもととおっしゃられましたけど、質問です。

議長（藤橋礼治君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 理解のもとというのは、それぞれの例えば役員会なり、理事会なり、その承認を得てきておりますので、例えば施設管理公社の理事会でも評議員会でも、議員の皆さんも入っていただいて同意を得て、承認をしていただいておりますのでございます。それでもって、今議会も補正予算を上げていただいております中で、各補正予算の内容は説明をさせていただいておりますけれども、それについての質疑等はございましたんですが、反対する御意見はなかったというふう感じておるところでございます。

〔４番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 河村孝弘君。

4番（河村孝弘君） それについて私もちょっと、まだ4月からですから詳しいことはちょっと認識しておりませんから、それについて後日、またお聞きしたいと思っております。

基本的には、どうしてその質問に至ったかという、このバランスシートを含めて、この公共サービスの決算書、バランスシートが一番わかりやすく、これは市民の皆様も、これについては一番理解しやすい点だと思っております。できればこういう会社が存続し、いわゆるその決算書の公開をされていけば、やはりわかりやすい市政、わかりやすい財務になってくると思っております、というところが一番の基本です。わかりやすい状況に進んでいただきたいと思っております。

次の質問、よろしいですか。

議長（藤橋礼治君） はい、どうぞ。

4番（河村孝弘君） 都市基盤計画、瑞穂市の発展、税収につながる企業誘致は、行政、市民が一体となって取り組まなきゃいけない問題だと思います。特に名古屋市のベッドタウンにもかわらず、穂積駅の利便性の悪さ、商業地域の衰退化という、再開発のおくれにも問題があると思っております。

先般も商工会のほうから駅前中心街活性化の説明が一部ありましたが、市民と行政のコンセンサスが形成されず、全然進まない状況のような感じもいたしました。この件に関しては、やはり昨年、一般質問で棚橋議員もランドマーク等、駅前に建設等の話も出たようですが、これがいいか悪いかは僕はちょっとわかりませんが、ただ、そんなことぐらいでよくなると思っております。

その中で、一部提案が500メートルを瑞穂市駅前特別開発区、1キロ圏内を開発区と、その開発の圏を穂積駅周辺に開発を設けながら、一部は名古屋紡績は決まったようで決まっていなような原案があると思っておりますけど、大きな、いわゆるアドバルーン的な商業施設を持ってきて、その中で500メートル、1キロ、ランドマークを含めているんなこと、いわゆる集客能力のある商業施設の誘致、企業誘致、税収のほうもアップになると思っておりますが、そのプロジェクトを考えていくことが穂積駅周辺、瑞穂市の発展につながっていくことと思っております。それについて、瑞穂市の総合計画のまちづくりにもその辺が記載されておりますけど、その辺はいかがのようにお考えでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 議員御指摘のように、駅前の再開発、中心市街地活性化につきましては、全員協議会の席で構想を説明させていただきました。これを参考にして、市のほうでも計画を具体化するとか、進めていかならんというのは理解しておりますが、何せ駅前につきましては、今パーク・アンド・ライドという形で乗降客だけの形になっております。そん

な中で、先ほど言われましたように名古屋紡跡地、1キロ範囲内にございますが、700メートル近くのところにあるわけですが、ここについては先ほど議員がおっしゃられましたように、現在、この前、全協でもちょっと説明させていただきましたように、約3万坪の敷地の開発については、カーマがメインのデベロッパーとなって、今、計画を立ち上げております。いろいろ過去にはほかの会社、I社とか、いろんな会社が進出計画を持っておりましたが、交通処理、こういうものが大変複雑になっておって許認可の関係が難しかったということもありましたし、会社サイドの事業展開の関係もあって断念したわけでございますが、今回そういうものを含めて、今、カーマが先ほど言いましたように、デベロッパーとして開発計画が一応案として出てきております。これに基づいて名古屋紡跡地については開発がされてきます。こうなりますと、今の駅からのアクセスとか、いろんな問題が出てきます。先ほど議員も言われましたように、大きなショッピングとか優良企業、大きな企業が張りつけばいいんですが、今のところカーマということで固定しておりますので、固定という形ではちょっとあれですが、考えておりますので、その辺は参考にしながら、今後の開発の参考にしていきたいと思っておりますので、駅周辺も含めた開発ができればいいなというふうには考えております。以上です。

〔4番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 河村孝弘君。

4番（河村孝弘君） 答弁ありがとうございました。

これ、市長のほうにお聞きしたいんですけど、特に今の開発、500メートル、1キロ、駅前周辺ということについてはプロジェクト等、いわゆる市長みずから、前にもおっしゃったかと思いますが、瑞穂市のトップセールスマンとなっていて、商業施設の誘致、開発、いわゆる泥をかぶるつもりでやっていたかないと、何一つ前へ進まないと思っております。そのところを、ひとつよろしく願いいたします。

じゃあ、次の質問に移ります。いいですか。

議長（藤橋礼治君） はい、どうぞ。

4番（河村孝弘君） コミュニティー施設の管理運営、一部本田コミュニティーのほうの苦情からこういうことをお話しになったんですけど、市の管轄が、今、つどいの泉、本田コミュニティーセンター、防災センター、自治会の委託管理、駅西水防センター等があると思っております。一部本田コミュニティーでは市の管理のため、融通がきかなく、一部住民の方からコピーをお願いしてもコピーを断られたと、近くのコンビニへ行ってくださいと、こういう声も聞こえてまいりました。どうしてコンビニで10円でできるものが、もし本田コミュニティーで10円をお願いできれば同じことじゃないんですかと、これは素朴な疑問なんですけど、一部それについても、今どうなっているんでしょうかということをお聞きしたいですし、その逆の例が駅西会館では、館内の清掃は自治会等でやられており、放課後は児童クラブとして活用されたり、地

域が享受して運営している、これまたいい例だとは思っていますけど。

市運営の四角四面の、例えば本田コミュニティーの、そういうことはやっておりません、外でやってくださいという言葉じゃなくて、市のサービスの一環として、その辺のところもある程度の融通、きちょうきめんの受けたことしかやらない、そういう従来の発想からは抜けていっていただかないと何のためのコミュニティーかわからなくなりますから、その辺のこともお聞きしたいです。

一部その中で、一番特に本田コミュニティーを含めて各自治会さんのほうはよくわかって、公民館等はわからないんですけど、使用をお願いするときにはだれに申し込んで許可をもらえばいいのか、使用料の金額、取り扱いはどこに張ってあるのか。あと、建物の修理、清掃はだれがやられるのか、あとそのかぎはどこに保管してあるのか。各自治会長が持っているのか、区長が持っているのか、近所の人を持っているのか、その辺を明確にしていきたい。そのマニュアルをつくっていただけるんだったら、つくっていただきたい。そういうことによって、今後、コミュニティーの、災害、子ども会、敬老会を含めて使用頻度がまた上がってくるかと思えます。その公民館、コミュニティーを含めて、その辺のマニュアル等が、一括かぎの管理を含めてあれば、各自治会、市民に一目瞭然でわかるようなマニュアルをつくっていただけるかどうかを含めてお答えをお願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） まず、コミュニティーセンターにおけるコピーの関係でございますが、基本的には、私ども市役所のほうでも、基本的に積極的にということはないんですけども、コピーについてはお金をいただいてコピーをしております。

コミュニティーセンターの取り扱いについては、ちょっとまた確認をしておきたいと思えます。

多分今議員がおっしゃるのは、もう少しわかりやすく、サービスももっと丁寧にとということだろうと思っております。本来、このコミュニティーセンターというのは地域の拠点ということで考えておりますので、だれもがいつでも近寄れる施設であり、また利用がしやすい建物にする必要があるかと思えます。将来、できるかどうかわかりませんが、やはりもう少し自治会ということではなくして、校区のまとまりがしっかりできてくれば、校区の中でそうした建物等の管理もお願いができるのではないかなと、そんなことも考えてはおりますけれども、もう少し研究のほうをいただきたいと思っております。

ですので、今、コミュニティーセンターは、南部コミュニティーセンター、本田コミュニティーセンター等がございます。そして北部コミュニティーセンターについては、一部市の災害対策関係の拠点ということがあります。多少管理の方法には差がありますがけれども、今言われるように、もう少し市民の立場でということも含めて研究を進めてまいりたいと思えます。

また、駅西会館、そして水害時の水防活動の拠点ということで水防センターができております。これらもいろいろな状況があって建設がされているわけでございますけれども、できる限り経費をかけずして、地域の皆さんで管理をしていただくというのが基本でございます。かぎ等も自治会のほうへもお渡しをして、一応市の施設として管理をしておりますけれども、できる限り地域の皆さんで清掃等も含めてやっていただくということで考えております。

そのほかに本田団地とか牛牧団地には公民館がありまして、これについては普通財産ということで市の所有となっております。主体構造物についての修繕は私どもでやっておりますが、通常の修繕、維持管理は、すべて自治会でお世話になっております。これらにつきましては、団地の誘致の際の建物ということで、私どもが管理をしておるわけでございます。

郷土資料館がございます。これにつきましても、市の施設として維持管理をしておる部分がございます。今現在は校区の活動の拠点、そして放課後児童クラブの拠点ということで使用しておる分は市として活用しておりますし、一部自治会の活用部分ということで、かぎを馬場東自治会にお貸ししております。電気代、水道代、保守管理等の費用をいただいております。今、管理を進めておるところでございます。

いろんな施設がございます。団地の誘致の問題とか、市の代替え資産とか、いろんな経緯があって今日に至っておりますけれども、できる限り地域の方で活用しやすく、また管理ができるような状況にし、またわかりやすいように表示等も工夫をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 河村孝弘君。

4 番（河村孝弘君） ありがとうございます。

その中でもう 1 点だけ、自治会、名前がもしわかれば、自治会長等々、毎年、2 年ですか、かわっていくと思いますけど、その中でだれがかぎの管理、お願いすればいいという名簿なり、何かがあれば一番、その人に行けばいいわけですから、それを明確にいただければありがたいんですけど。

それともう 1 点、市管理部分と自治会管理部分の費用対効果の算出というのはできるものでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今現在、先ほど申しました中で、自治会にかぎを貸しておりますよという部分については現在のそれぞれの自治会長さんでございますので、自治会長さんがかわれば次の自治会長さんというのが基本ということで考えております。ですので、駅西会館については 3 つの自治会で責任を持ってやっておられます。ただ、申し込みにつきましては、下水道課のほうへ連絡をいただければよろしいかと思っておりますし、水防センターにつきましては、

祖父江の自治会でございますし、私のほうへ申し込みをしていただいても、私のほうでまた調整をするという格好になるかと思えます。あと、郷土資料館につきましては、馬場東の自治会長さんが管理をしておるということでございますので、よろしく申し上げます。

できる限り、地域の一部の自治会が特に使われる部分につきましては、やはりできる限り、費用を私どもでなくして地域の皆さんでということで考えております。

また、コミュニティーセンターにおきましても、将来的にはできる限りいろんな経費等が削減できる方向で検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 河村孝弘君。

4 番（河村孝弘君） ありがとうございます。じゃあ、そのように進行のほうをお願いいたします。

4 点目、もう最後、時間でありますけど、教育です。

現在、小学校から語学教育において英語教育は、今、中学校から英語教育が始まっていると思えますが、小学校の語学教育において一部英語も取り入れたらいかがなものかという提案と、第 2 外国語の中で、特に近年、中国は 13 億人、海外へ出ていると 20 億人、下手したら世界の 3 分の 1 ぐらいいると思えますが、先ほどの古川議員の多文化共生、逆発想、同発想、どちらともとれる発想になるかもわかりませんが、その中で語学力の向上のために外国人の教師の増員、職員の海外派遣、それ等を含め、国際競争力に勝ち抜ける人材育成を図っていくためには今の小・中学生からやるべきではないかと思っておりますけど、その辺の返答をお願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） グローバル化が進んでいるという中で言語の習得ということは大変重要なことなんですけれども、義務教育、小学校においては国の法律において教育の内容が定められているということで、特に学習指導要領で示されるところに従って、教育課程を小・中学校ともに編制しております。そのために、議員のお考えのように、瑞穂市独自で第 2 国語として教科の領域を位置づけるということとはできないこととなります。

また、同様に、中学校においても第 2 外国語としての選択肢はございません。現在、英語を選択しているということです。

しかしながら、世界共通語としての英語の位置づけは広く理解されております。本市の小学校の英語教育に関しては、全国でも高い水準にあります。というのは、生津小学校なんですけど、英語教育の実験学校というようなことで、文部省の時代からですが、もう長い歴史がありまして、全国からお客が来るという状況でございます。

現在ですが、国のほうで学習指導要領の改訂がございまして、小学校における英語活動という領域が位置づけられました。これは、小学校の 5 年、6 年の 2 学年について週に 1 時間、外国語

活動の授業が始まっております。

また、本市といたしましては、生津小学校が教育特例校という文科省の特例を受けまして、小学校1年から6年まで英語活動のカリキュラムを組んでよいとされて、今、取り組んでおるところでございます。

次に国際交流、そういった点でございますが、市内の学校では昨年度も本田小学校はJICAの方の御協力で世界の民俗音楽というような、そういったステージを学校でやっていただいたり、巢南地区を中心にですが、オレゴン州から留学生が来ていただいたりというようなことで、今年度もそういうようなことが行われる予定はあります。ただし、海外への派遣というような事業につきましては、学校間とか市を挙げての交流という点につきましては、財政的な面もございますし、これまで行っていた市町も合併を機に取りやめていったということも踏まえ、また行事等のことも検討する必要があると考えております。以上です。

〔4番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 河村孝弘君。

4番（河村孝弘君） ありがとうございます。部分的には進んでいっちゃうということですね。

これ、関連質問になると思いますけど、教育のことじゃないかもわかりませんが、先ほど国際交流ということをお願いしたけど、それによって先般、堀市長が南通市、如皋市訪問、プライベートかオフィシャルかちょっとわからないですけど、訪問されたと思うんですけど、それをいい機会に中国との教育交流を含めて友好と国際外交、一部そういう形での交流を図ってみてはいかがなものでしょうか。堀市長、お願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 今、教育の関係でいろいろ御質問をいただいております。実は私もこれまで海外、いろんなところへ行かせていただきましたが、すべてどこの国へ行きますとも、英語が話せれば、すべてどこの国へ行っても通じて、5大陸すべて行きましたが、感じております。

そんな中から、私、過去、AET、今はALTと言っていますが、アシスタント・イングリッシュ・ティーチャーということで平成元年から英語と親しむということで、それぞれの中学校、小学校、保育所に1人ずつ配置をしておいたという経緯もございました。

そういう中で河村議員から、今、世界の中で大体30%ですか、20億人ぐらい中国語を話す人がおるんじゃないかというところで、そういった選択はないか、これは教育長のほうから答えたとおりでございます。

まさにそういう中でも中国、私は何遍か行っておりますが、今、中国が経済的にも世界第2のGDPのお国になりました。そういう中で、過般、ちょうど4月のあれでございます。この

本巣郡内にございます企業でございます。ここは中国の上海に今から20年前から進出されまして、上海並びに上海から2時間ちょっとのところの南通の如皋市というところですね、実は20万坪の工場を新しく竣工されました。そのところが、この社長といろんなつき合いがございまして、実は会社を見させていただきました。すばらしい内容でございます。そういう中で、向こうの市長に夜の晩さんで会うことができましたら、できれば友好の、そういうことはできないかという、向こうからもございました。私は、今回はそういった工場視察に行ったわけでございますけれども、ありました。これから、そんなことを踏まえて、できることなら、ひとつ交流もしてみたいなという気持ちも持っておるところでございます。これは議会の皆さんとよう御相談申し上げて、議会の皆さんにぜひともという気持ちが多ければ、ぜひともそういった交流も進めてみたい、このように思っておるところでございますので、今後、いろいろ御相談を申し上げたい、このように思っておりますので、よろしく願いを申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 河村孝弘君。

4番（河村孝弘君） 答弁ありがとうございます。市長がそのようにお考えのことであれば、言葉だけじゃなくて、現実に9月議会までに一度実行のほどをお願いいたします。

これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 4番 河村孝弘君の発言はこれで終わりました。

#### 散会の宣告

議長（藤橋礼治君） 以上で、本日に予定していました一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでございました。

散会 午後6時30分